

大分県次世代育成支援行動計画

大分こどもまんなかプラン

(第5期計画)

～子育て満足度日本一を目指して～

大分県



はじめに

「子育て満足度日本一」を目指して

私は、知事就任以来、「対話」を基本姿勢の第一に据え、県内をくまなく回り、各地でお会いした方々から、「こども・子育て」に係る数多くのご意見をいただきました。こうした県民の皆様の声を踏まえ、こども・子育て支援を県政の重要課題の一つとし、こども医療費助成の対象を高校生年代まで拡大したほか、県立学校の給食無償化や、ヤングケアラーをはじめ様々な困難を抱えるこどもたちへの支援の拡充など、様々な施策を幅広く展開してきました。

また、令和5年4月に発足したこども家庭庁においても、こどものために何が最も良いことなのかを常に考え、こどもが健やかで幸せに成長できる「こどもまんなか社会」の実現を目指しており、県としても、この「こどもまんなか」の趣旨に賛同し、令和5年8月に、私と県内すべての市町村長が足並みを揃えて「こどもまんなか応援サポーター」の就任宣言を行いました。

しかしながら、令和5年の人口動態統計を見ると、県内の出生数(6,259人)、合計特殊出生率(1.39)ともに過去最少を更新するなど、大変厳しい結果に直面しています。本県が将来にわたって活力ある地域社会を維持していくためにも、これから生まれてくるこどもや今を生きるこどもとともに、結婚や子育ての当事者となる若い世代を社会の真ん中に据えていくことが求められています。

そのため、新たな大分県長期総合計画「安心・元気・未来創造ビジョン2024～新しいおおいたの共創～」の部門計画となる「おおいた子ども・子育て応援プラン」についても、名称を「大分こどもまんなかプラン」に一新し、令和11年度までの5か年を対象とする新たな計画を策定したところです。

新プランでは、「すべてのこどもが健やかに生まれ育つ温かい社会づくり」を「めざす姿」とし、県民総参加による「子育て満足度日本一」の大分県づくりを全力で進めてまいりますので、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

結びに、「おおいた子ども・子育て応援県民会議」委員の皆様をはじめ、新プラン策定に当たって、貴重なご意見をお寄せいただきました県民の皆様にご心からお礼を申し上げます。

令和7年3月

大分県知事 佐藤樹一郎

目 次

計画の策定に当たって	1
I 総論編	
第1章 こども・子育ての現状	6
第2章 第4期計画の進捗状況	17
第3章 計画の基本的な考え方・施策体系	23
第4章 計画の評価体系	25
第5章 計画の推進に当たって	30
II 各論編	
第1章 こども・若者の持続的幸福(ウェルビーイング)の実現に向けた社会全体の意識づくり	33
第1節 社会全体の意識づくり	
第2節 こどもの人権を尊重する意識づくり	
第3節 男女共同参画に関する意識づくり	
第2章 こどもの健やかな成長と母親の健康を支える環境づくり	41
第1節 こどもや母親の健康づくり	
第2節 思春期からの健康づくり	
第3節 こどもの病気への支援	
第4節 食育の推進	
第3章 こどもの生き抜く力を育む機会づくり	52
第1節 こどもの生きる力をはぐくむ学びの推進	
第1項 幼児教育の充実	
第2項 確かな学力の育成	
第3項 豊かな心の育成	
第4項 健やかな体の育成	
第5項 信頼と対話に基づく学校運営の実現	
第2節 家庭や地域の教育力の向上	
第4章 様々な困難を抱えるこどもと親への支援	65
第1節 児童虐待に対する取組の強化	

第2節	児童養護施設や里親など家庭に代わる養育（代替養育）の充実	
第3節	貧困やヤングケアラーなど困難を抱えるこどもたちへの支援	
第4節	ひとり親家庭への支援	
第5節	いじめ・不登校やひきこもりへの対応	
第5章	多様性を尊重し受け容れる社会づくり	81
第1節	障がい児への支援	
第2節	在住外国人の親とこどもへの支援	
第3節	性的指向等に悩みを抱えるこどもへの支援	
第6章	将来の見通しを持つことができ、結婚、妊娠・出産の希望が叶う環境づくり	89
第1節	結婚、妊娠・出産への支援	
第2節	若者の就労支援	
第7章	地域ぐるみでこどもを育む環境づくり	95
第1節	地域子育て支援サービスの充実	
第2節	幼児期の教育・保育の環境整備	
第3節	子育て支援者の育成	
第4節	子育て支援サービスに関する情報提供の充実	
第5節	子育て支援のネットワークづくり	
第8章	安心してこどもを生み育てながら働ける環境づくり	110
第1節	ワーク・ライフ・バランスの推進	
第2節	男性の家事・育児の推進	
第3節	女性の就労支援	
第9章	こどもまんなかまちづくりの推進	118
第1節	子育てしやすい生活環境づくり	
第2節	安心して外出できる環境づくり	
第3節	こどもを交通事故から守る環境づくり	
第4節	こどもを犯罪から守る環境づくり	
Ⅲ	子ども・子育て支援法第62条に基づく事項	129
Ⅳ	資料編	146

(参考) 本計画で使用する用語について

○こども	心身の発達の過程にある者
○児童	おおむね18歳未満の者
○児童生徒	小学生、中学生及び高校生
○生徒	中学生及び高校生
○青少年	18歳未満の者
○少年	おおむね20歳未満の者
○青年	おおむね18歳以降からおおむね30歳未満

計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

(こども基本法)

こども基本法は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。

こども基本法は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

こども基本法において「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされています。これは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指しています。

(こども大綱)

こども大綱の目指す「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会です。

こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるものです。都道府県は、国の大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成することになっています。（こども基本法第10条）

(子ども・若者育成支援推進法)

若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、こども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有するこども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、こども・若者の健やかな育成、こども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組（以下「子ども・若者育成支援」という。）について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的なこども・若者育成支援のための施策（以下「子ども・若者育成支援施策」という。）を推進することを目的としています。

(こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律)

子どもの貧困対策の推進に関する法律の名称が、こども大綱において、「こどもの貧困を解消し、貧困による困難を、こどもたちが強いられることがないような社会をつくる」ことが明記されたことを踏まえ、法律の題名に「貧困の解消」を入れることとし、法律の題名を「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」とし、題名の変更に伴い、「子どもの貧困対策」を「こどもの貧困の解消に向けた対策」に変更されました。

(次世代育成支援対策推進法)

急速な少子化の進行は、将来の社会経済全体に極めて深刻な影響を与えることが懸念されており、少子化の問題は私たちが取り組まなければならない重要な課題です。

このため、核家族化や都市化の進行に伴う家庭や地域の子育て力の低下も踏まえ、国においては、従来の取組に加え、もう一段の対策を進めることが必要との認識のもと、次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を推進するため、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」(以下「次世代法」という。)が制定されました。

この法律では、国や地方公共団体、事業主等が、次代を担うこどもの成長と子育て家庭を社会全体で支援するための取組を、平成17年度から令和6年度までの10年間において、集中的かつ計画的に推進することとされました。その後、同法は令和6年5月に改正され、有効期限が令和17年度末まで10年間延長されています。

(子ども・子育て支援制度)

平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月からスタートしました。

令和6年10月からは、児童手当制度について所得制限の撤廃、支給期間を中学生までから高校生年代まで延長、支給月を年3回から年6回に増加と拡充されています。

(大分県次世代育成支援行動計画)

県では、大分県次世代育成支援行動計画として、平成17年度から平成21年度までを計画期間とする「おおいた子ども・子育て応援プラン」を、平成22年度から平成26年度までを計画期間とする「新 おおいた子ども・子育て応援プラン」を、平成27年度から平成31年度までを計画期間とする「おおいた子ども・子育て応援プラン(第3期計画)」を、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする「おおいた子ども・子育て応援プラン(第4期計画)」を策定し、一人ひとりのこどもが健やかに生まれ育つことができる温かい社会を「めざす姿」として設定するとともに、「子育て満足度日本一」の実現を基本目標に、幅広い施策に取り組んできました。

こどもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。こどもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりのこどもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の地域社会の担い手を育成するための重要な未来への投資でもあります。

このため、引き続き、結婚から妊娠・出産、子育てまで切れ目なく支援を行い、「すべての

こどもが健やかに生まれ育つ温かい社会づくり～子育て満足度日本一～の実現をめざす、「大分こどもまんなかプラン（第5期計画）」を策定し、家庭や地域、学校、企業等とつながりながら、生んで良かった、生まれて良かった、住んで良かったと思える大分県づくりに取組ます。

（大分県青少年健全育成基本計画）

県では、青少年の健全育成を県政の重要課題と位置づけ、平成17年3月に、青少年に対する自立支援と良好な環境の整備及び県民の責務を規定した「青少年の健全な育成に関する条例」を制定しました。

また、条例の理念を具現化するため、平成18年度から平成27年度までを計画期間とする「大分県青少年健全育成基本計画」を、平成28年度から令和7年度までを計画期間とする第2次「大分県青少年健全育成基本計画（大分県子ども・若者プラン2015）」を策定し、県や市町村、家庭、地域、学校、職場、さらには青少年自身がその役割を果たしながら連携を強化して取組を進めてきました。

この度のこども大綱策定に伴い、こども施策の一つである青少年の健全育成に関する施策については「大分こどもまんなかプラン（第5期計画）」において、各部局、関係機関等とこれまで以上に連携を図りながら、引き続き県民総参加で取組ます。

2 計画の位置づけ

この計画は、次に掲げる性格を有します。

- (1) 「こども基本法」（令和4年法律第77号）第10条第1項に基づく県こども計画
- (2) 「子ども・若者育成支援推進法」（平成21年法律第71号）第9条第1項に基づく県子ども・若者計画
- (3) 「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」（平成25年法律第64号）第9条第1項に基づく県計画
- (4) 「次世代育成支援対策推進法」（平成15年法律第120号）第9条第1項に基づく都道府県行動計画
- (5) 「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）第62条第1項に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画
- (6) 「成育基本法に基づく成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」に基づく県母子保健計画
- (7) 「青少年の健全な育成に関する条例」に基づく基本計画
- (8) 「大分県長期総合計画」の部門計画

3 計画の期間

この計画は、2025年度（令和7年度）から2029年度（令和11年度）までの5年間で計画期間とします。

4 こども、県民意見等の反映

この計画の策定に当たっては、以下のとおり、子育てや子育て支援を担う県民のみなさんやこどもの意見を広く聴く機会を設けるとともに、いただいた意見について計画への反映に努め、県庁ホームページ等で情報公開するなど、策定過程の公表に努めました。

(1) 「子ども・子育て支援事業計画のための実態調査」等の実施

県や市町村が実施する保育サービス等へのニーズや満足度を把握するため、市町村との連携により、小学生以下のこどもを持つ家庭を対象とした「こども・子育て県民意識調査」を実施し、施策や目標設定に当たっての基礎データとして活用しました。

(2) 「おおいた子ども・子育て応援県民会議」委員からの意見

計画の策定に当たっては、公募委員をはじめ、学識経験者や関係機関・団体の代表、大学生等からなる「おおいた子ども・子育て応援県民会議」に、骨子案検討の段階から意見を聴き、計画に反映しました。

(3) 「県民意見募集（パブリックコメント）」の実施

計画の素案に対する意見を広く聴くため、令和6年12月13日から令和7年1月20日にかけて、「県民意見募集（パブリックコメント）」を実施しました。

(4) 大分県こどもの生活実態調査の実施

こども基本法第11条に基づき、こどもの意見を本計画に反映させるため、令和6年度に県内の小学校5年生～高等学校3年生に大分県こどもの生活実態調査を実施しました。

I 総論編

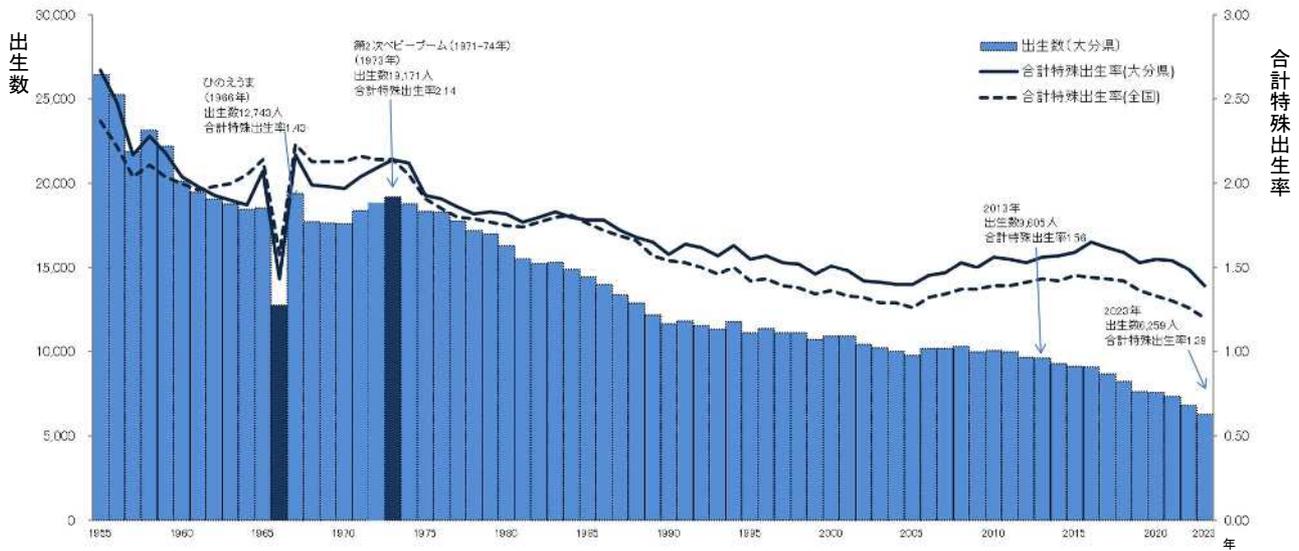
第1章 こども・子育ての現状

第1節 少子化の現状と見通し

(1) 出生数と合計特殊出生率の推移

本県の年間の出生数は、第2次ベビーブーム期は約1万9千人でしたが、その後減少傾向が続 き、2005年（平成17年）に初めて1万人を割り込み、2023年（令和5年）には6,259人まで落ち込んでいます。また、合計特殊出生率についても2004年（平成16年）、2005年（平成17年）に1.40まで低下したものの、その後、徐々に上昇し、2016年（平成28年）には22年ぶりの1.6台となりましたが、再び低下傾向となり、2023年（令和5年）には過去最低の1.39となりました。

(図1) 出生数と合計特殊出生率の推移（大分県・全国）

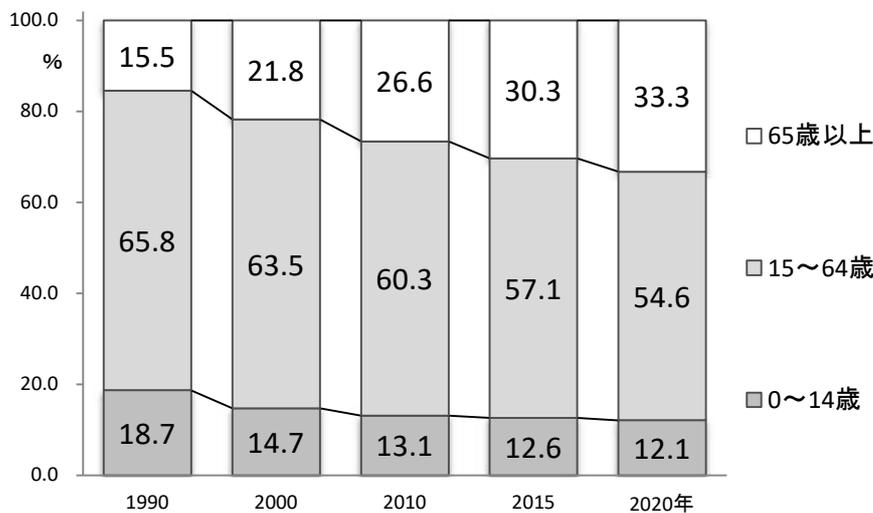


資料 厚生労働省「人口動態調査」

(2) 人口構造の変化

出生数の減少に伴い、県の総人口に占めるこどもの割合は年々減少しており、2020年（令和2年）には県の人口に占める14歳以下の割合は12.1%となっています。

(図2) 人口構造（年齢構成）の推移（大分県）



資料 総務省「国勢調査」

(図3) 市町村別14歳以下の人口

(単位：人)

市町村名	計	男	女	市町村名	計	男	女
大分市	60,650	30,884	29,766	杵築市	2,621	1,363	1,258
別府市	11,298	5,773	5,525	宇佐市	5,717	2,903	2,814
中津市	10,259	5,223	5,036	豊後大野市	2,934	1,485	1,449
日田市	7,005	3,613	3,392	由布市	4,156	2,158	1,998
佐伯市	6,164	3,120	3,044	国東市	2,121	1,091	1,030
臼杵市	3,339	1,716	1,623	姫島村	116	62	54
津久見市	1,190	601	589	日出町	3,617	1,829	1,788
竹田市	1,556	818	738	九重町	777	397	380
豊後高田市	2,416	1,292	1,124	玖珠町	1,420	718	702
				県全体	127,356	65,046	62,310

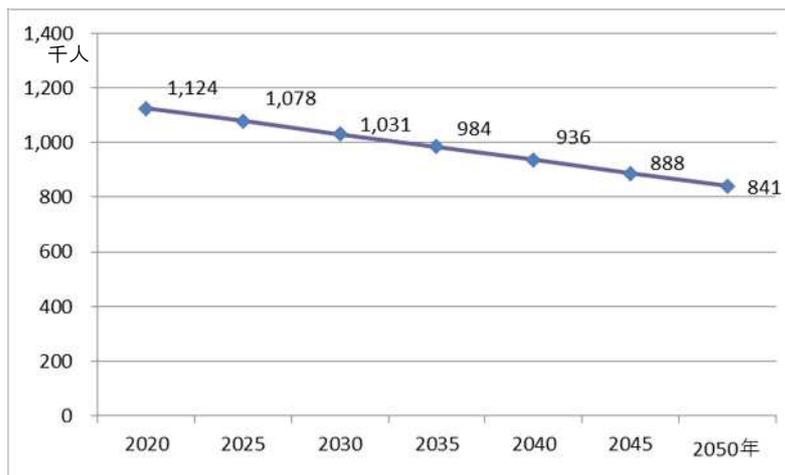
資料 大分県「人口推計（年報）」（2023年10月分）

(3) 将来の人口の見通し

国立社会保障・人口問題研究所が2023年（令和5年）に作成した日本の地域別将来推計人口によると、2050年（令和32年）の本県人口は約84万人まで減少が見込まれています。（2020年（令和2年）比▲25.2%）。

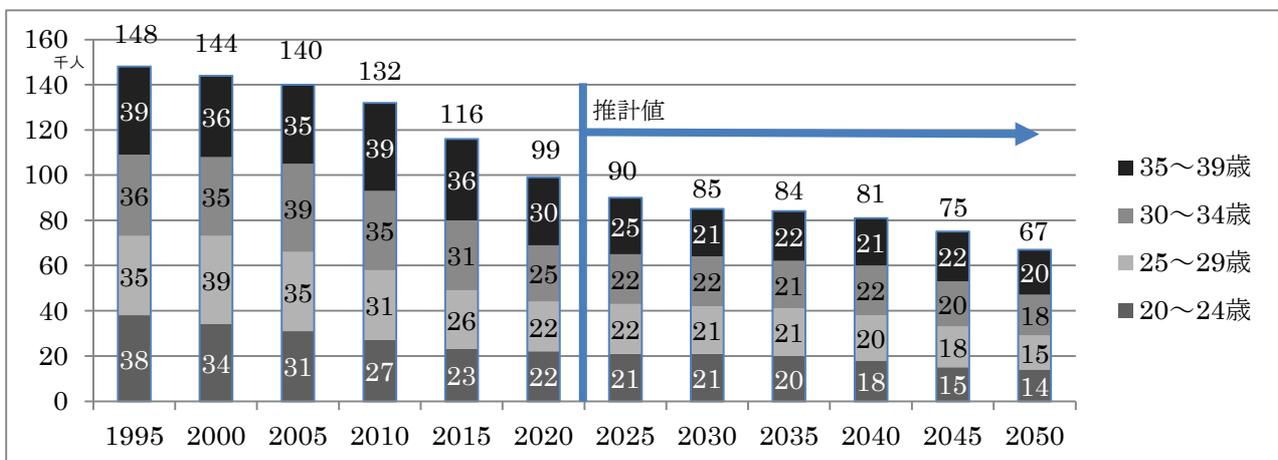
特に、20歳代、30歳代の女性人口の急減少が見込まれ、その影響は大きく、希望する人が住み続けて、家庭を築き、こどもを生み育てることができる社会の早期実現が急務です。

(図4) 将来人口推計（大分県）



資料 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（2023年）

(図5) 20～39歳の女性人口の推計（大分県）



資料 (2020年まで) 総務省「国勢調査」

(2025年以降) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（2023年）

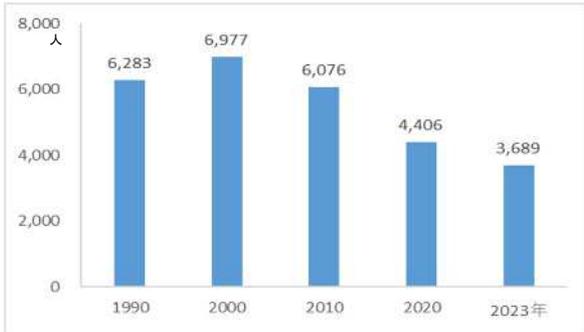
第2節 結婚、妊娠・出産をめぐる状況

(1) 未婚化・晩婚化の進行

本県における婚姻数は年々減少し、50歳時未婚率（45～49歳と50～54歳の未婚率の平均）は、男性が24.4%、女性が16.9%と、この15年間で男性は約1.3倍、女性は約2.4倍に増えています。独身にとどまっている理由（25～34歳）は、男女ともに「適当な相手にめぐり合わない」が最も多くなっています。

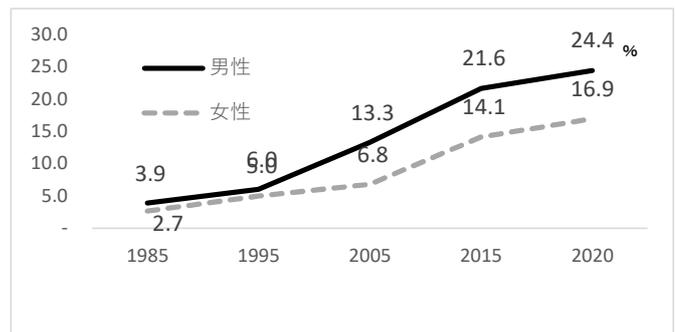
また、平均初婚年齢も男性が30.4歳、女性が29.4歳と、年々晩婚化の傾向が高まっており、これに伴い女性が出産する年齢も上昇しています。

(図6)婚姻数の推移(大分県)



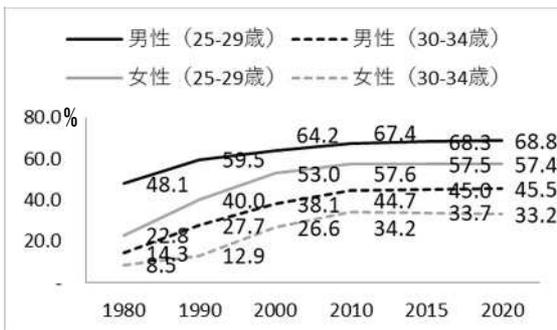
資料 厚生労働省「人口動態調査」

(図7)男女別50歳時未婚率の推移(大分県)



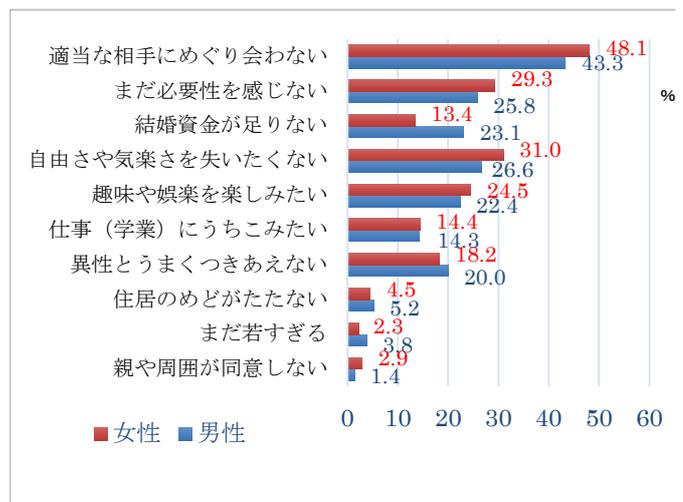
資料 総務省「国勢調査」

(図8)男女別年代別未婚率の推移(大分県)



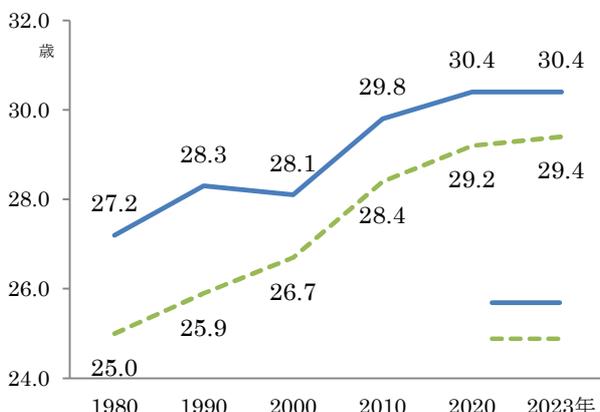
資料 総務省「国勢調査」

(図9)独身にとどまっている理由(25歳～34歳)(全国)



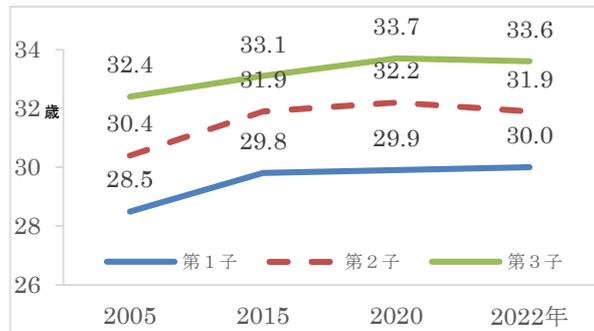
資料 国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」

図10)平均初婚年齢の推移(大分県)

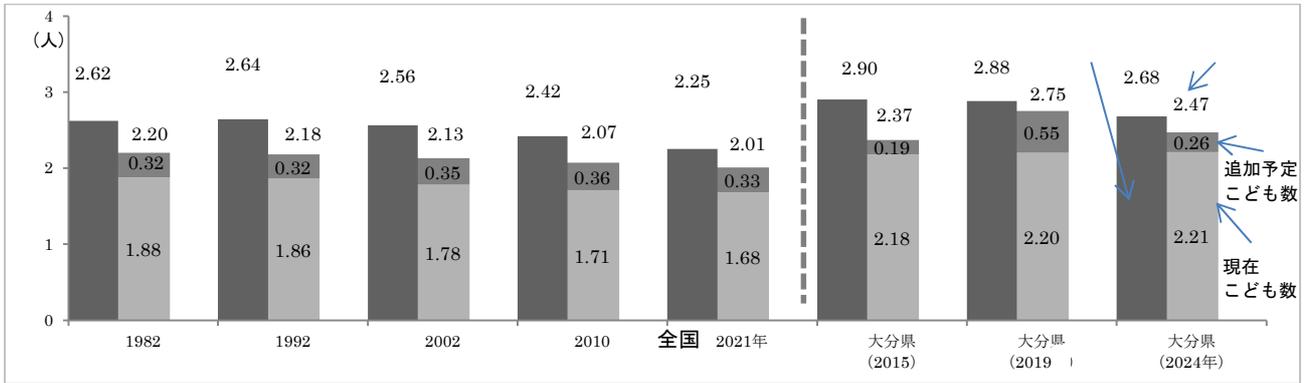


資料 厚生労働省「人口動態調査」

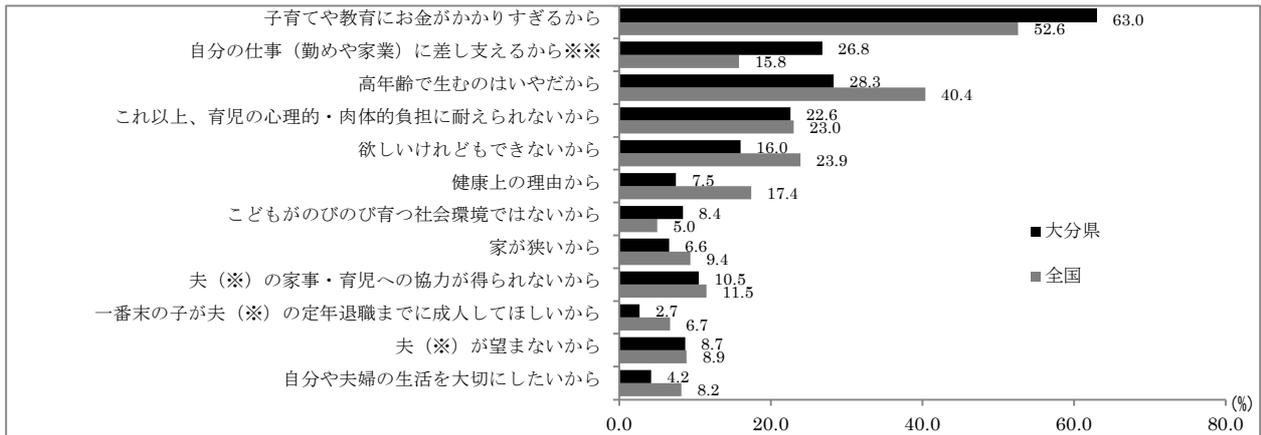
(図11)出生順位別母の平均年齢の推移(大分県)



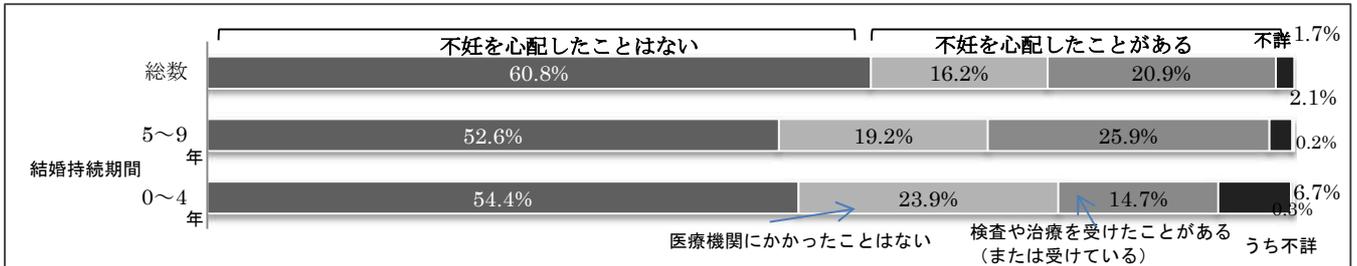
資料 厚生労働省「人口動態調査」



資料 国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」(2021年)、大分県「子ども・子育て県民意識調査」(2024年度)
 (図13) 理想子ども数と予定子ども数が異なる理由 (大分県・全国)



資料 (大分県) 大分県「子ども・子育て県民意識調査」(2024年度)、(全国) 国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」(2021年)
 大分県の調査においては、(※)部分の「夫」を「夫(妻)」と、(※※)部分の問いを「自分の仕事(勤めや家業)が忙しいから」と表記
 (図14) 結婚持続期間別にみた、不妊について心配したことのある夫婦の割合と検査・治療経験(全国)



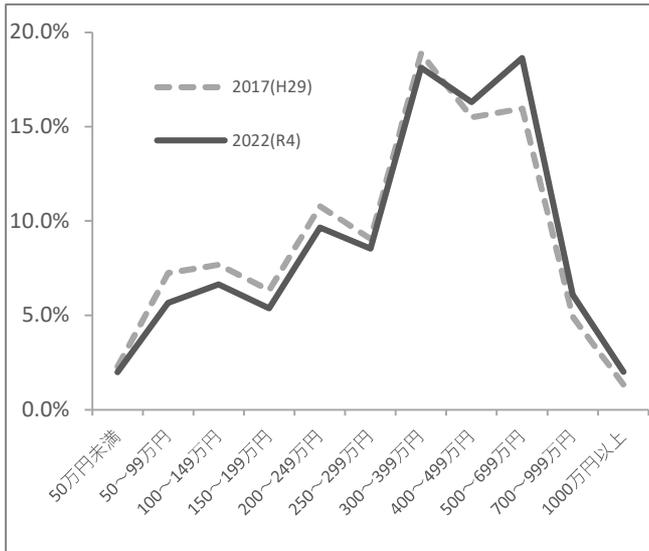
資料 国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」(2021年)

(3) 若者の就労状況

2022年（令和4年）に行われた調査では、子育て世代（30歳代）の収入状況は、2017年（平成29年）調査時に最も多かった300万円台の雇用者の割合は大きく変わりありませんが、年収500万円～699万円の割合が2017年（平成29年）より増加しています。

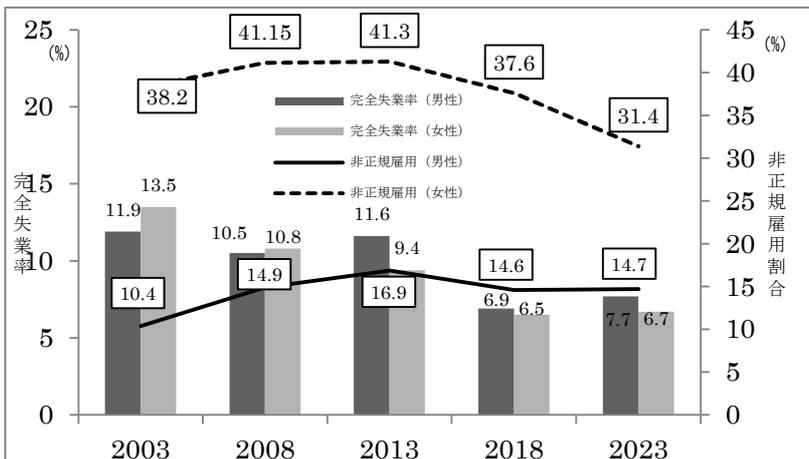
若年者（25～34歳）の完全失業率は2023年（令和5年）調査では、2018年（平成30年）調査に比べて男女とも微増しています。非正規雇用割合についてみると、近年では男性はおおむね横ばいで推移していますが、女性は減少傾向にあります。

(図15) 30歳代の収入階級別雇用者構成の推移（全国）



資料 総務省「就業構造基本調査」

(図16) 25～34歳の収入階級別雇用者構成の推移（全国）



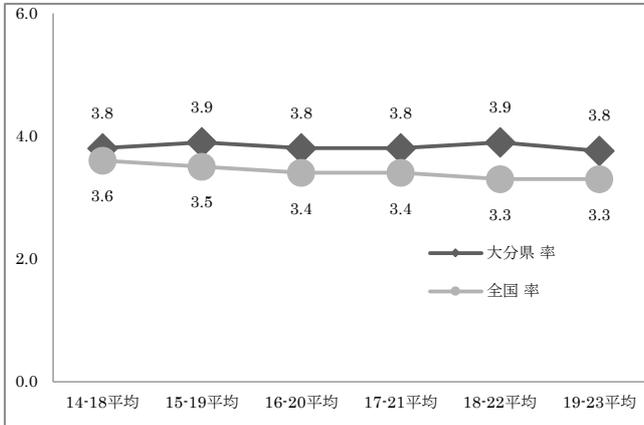
資料 総務省「労働力調査特別調査」「労働力調査」

(4) 母子の健康について

県の周産期死亡率は横ばいで、全国ではゆるやかに減少しています。

また、母子保健法に基づく乳幼児健康診査（1歳6か月、3歳）の受診率については、向上しています。一方、むし歯のないこどもの割合については、3歳、12歳児共に全国水準を下回っているものの、改善傾向にあり、特に3歳児は、全国に近づいています。

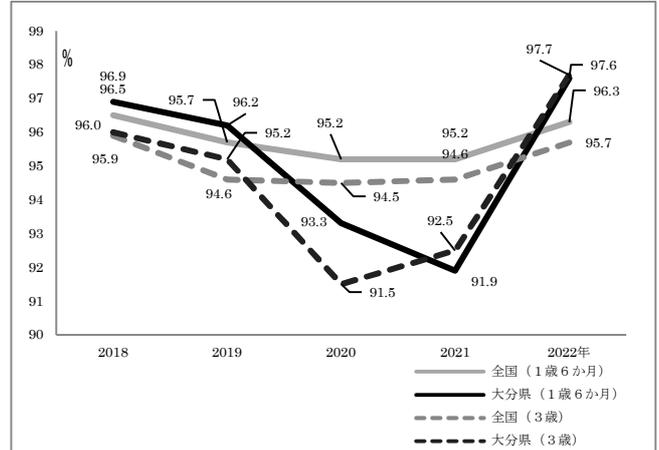
(図17) 周産期死亡率の推移 (過去5年平均)
(大分県・全国 (人口千対))



※周産期死亡率 = (年間の妊娠満22週以後の死産数) + (年間の生後1週間未満の早期新生児死亡数) / (年間の出生数) + (年間の妊娠満22週以後の死産数) × 1,000

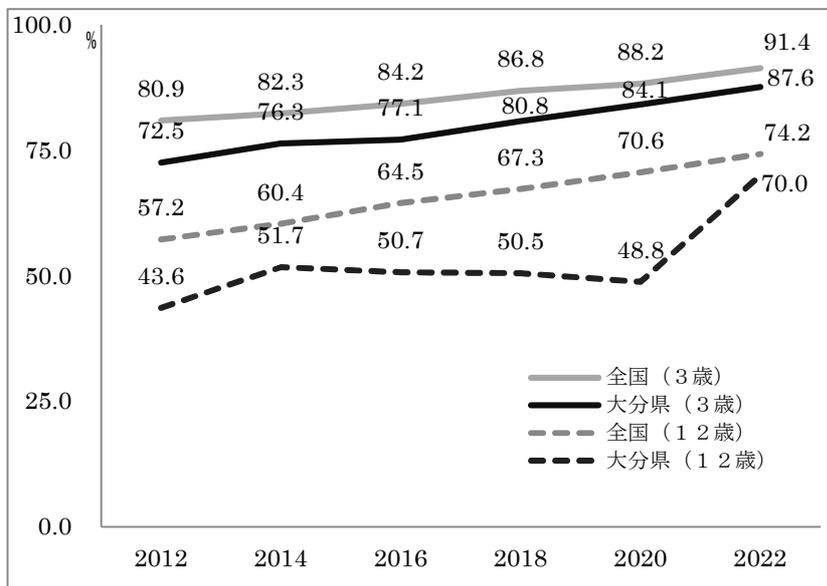
資料 厚生労働省「人口動態調査」

(図18) 乳幼児健康診査 (1歳6か月、3歳) の受診率の推移 (大分県・全国)



資料 厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」

(図19) むし歯のないこども (3歳・12歳) の割合の推移



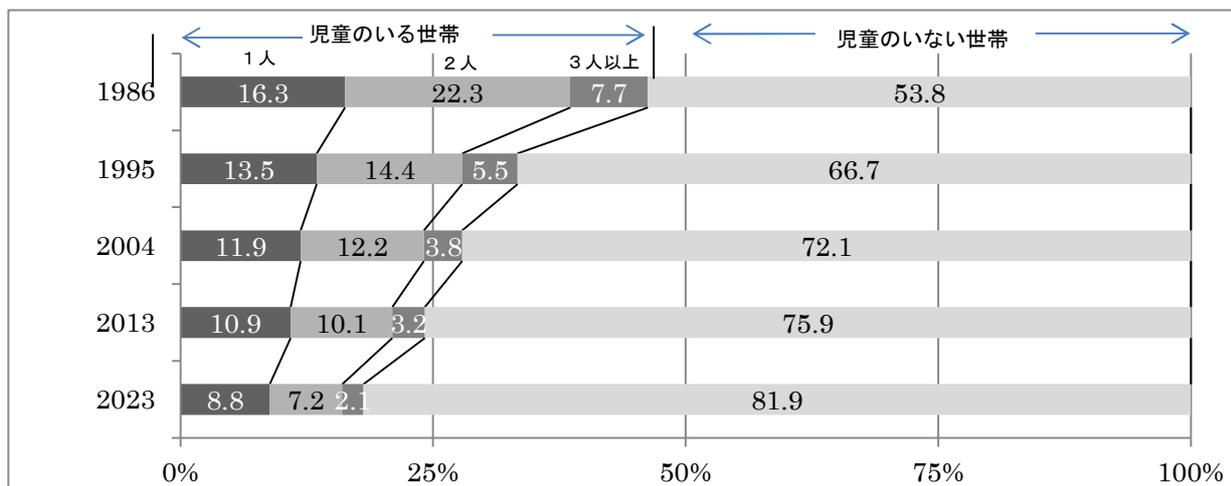
資料 (3歳)厚生労働省調べ、(12歳)文部科学省「学校保健統計調査」

第3節 子育てをめぐる状況

(1) 家族形態の変容

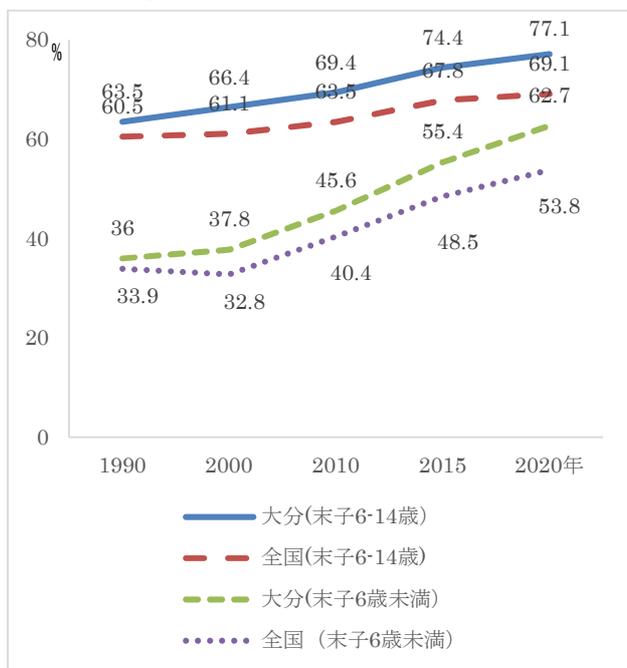
こどものいる世帯は1980年代には約半数を占めていましたが、2023年（令和5年）には20%を下回っています。一方で、共働き世帯やひとり親世帯は増加しており、家族形態の多様化が進んでいることから、1人ひとりのこどもに合ったきめ細かな育ちの支援が求められています。

(図20) 児童の有無別にみた世帯の構成割合の推移（全国）



資料 厚生労働省「国民生活基礎調査」

(図21) こどものいる世帯のうち共働き世帯の割合の推移（大分県・全国）



資料 総務省「国勢調査」

(図22) ひとり親世帯数の推移（大分県）



資料 総務省「国勢調査」

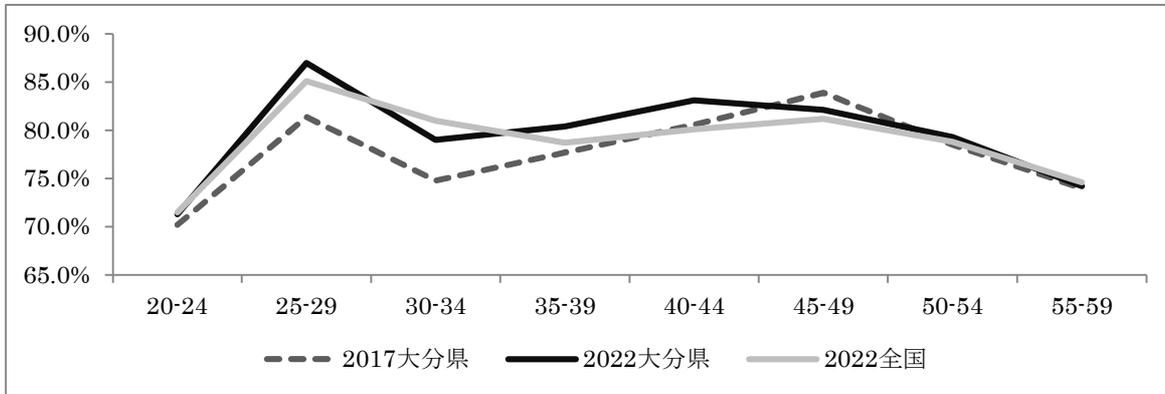
(2) 家庭と仕事の両立

県内の女性の就業状況をみると、20-44歳は5年前に比べ高くなっています。

また、女性（妻）の就業継続や第2子以降の出生割合は、夫の休日の家事・育児時間が長いほど高い傾向にあります。

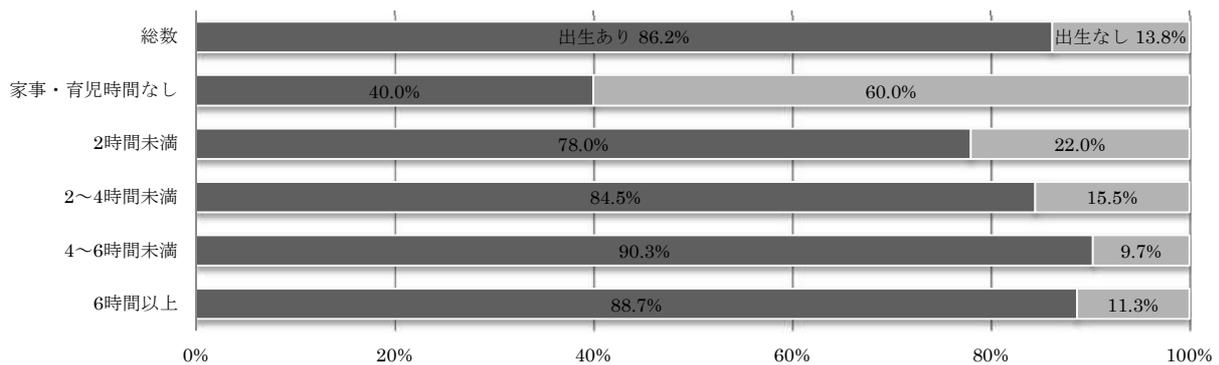
6歳未満の子どもを持つ夫の家事・育児関連時間は、妻に比べ大幅に少ない状況です。

(図23) 女性の就業状況（大分県・全国）



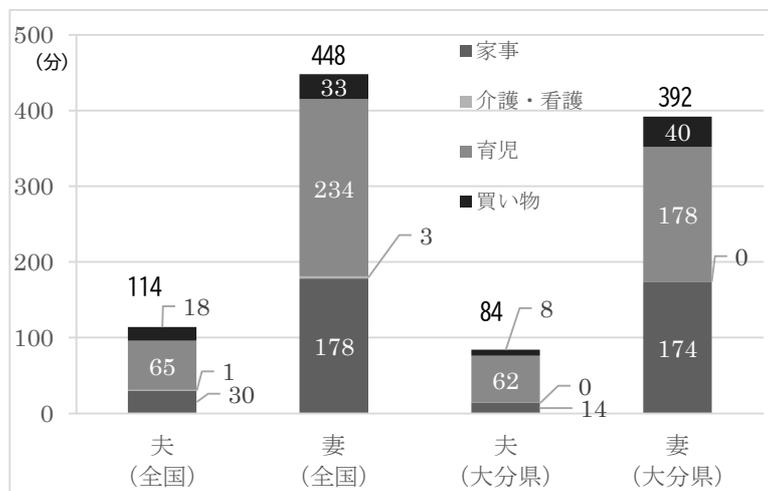
資料 総務省「就業構造基本調査」

(図24) 夫の休日の家事・育児時間別にみた第2子以降の出生の状況（全国）



資料 厚生労働省「第11回21世紀成年者継続調査（平成24年成年者）」（2023年）

(図25) 6歳未満の子どもを持つ世帯の家事・育児関連時間（大分県）



資料 総務省「社会生活基本調査」（2021年）

(3) 就学前、就学後の児童の状況

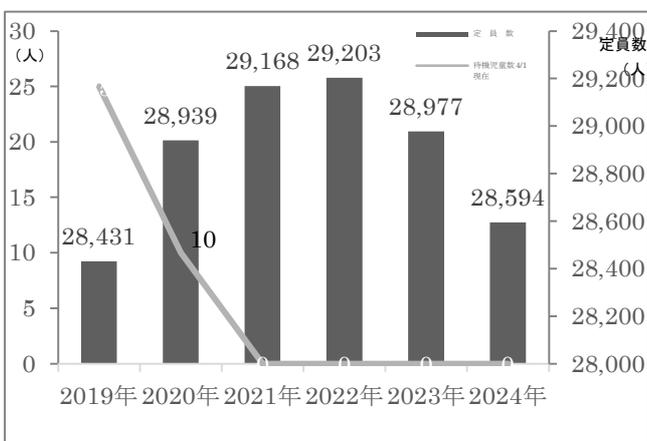
少子化により、就学前に保育所等の定員数は2023年（令和5年）以降減少しており、待機児童数が2021年（令和3年）以降0人（2024年4月現在）となっています。一方で、月一定時間まで就労要件を問わず利用できる「こども誰でも通園制度」の2026年（令和8年）の本格実施に向けた体制づくりが必要です。

就学後に放課後児童クラブを利用するこどもの数は、共働き世帯の増加等により、年々増えており、待機児童は77人（2024年5月現在）となっています。

2023年（令和5年）の「全国学力・学習状況調査」によると、小学校6年生における学力の状況は国語、算数ともに全国平均正答率を上回っています。「全国体力・運動能力等調査」においても、小中学生の男女いずれも、全国と比較すると高い水準を維持しています。

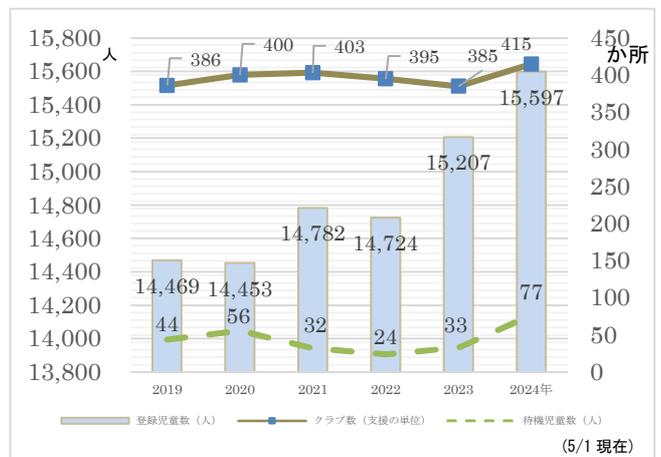
小・中学校の不登校児童生徒数は、近年、増加傾向となっています。

(図26) 保育所等待機児童数の推移（大分県）



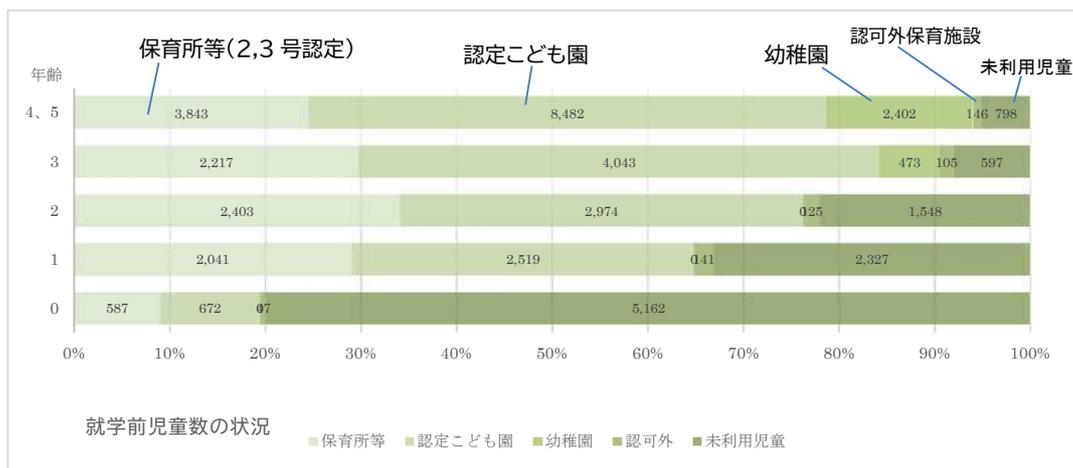
資料 大分県

(図27) 放課後児童クラブ登録児童、待機児童数の推移（大分県）



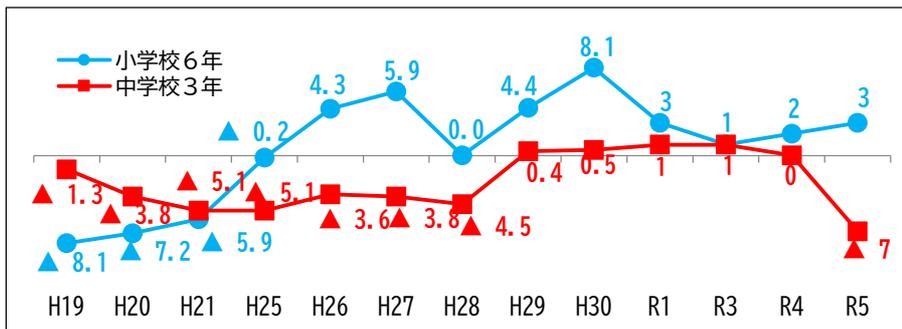
資料 大分県

(図28) 就学前児童の現状



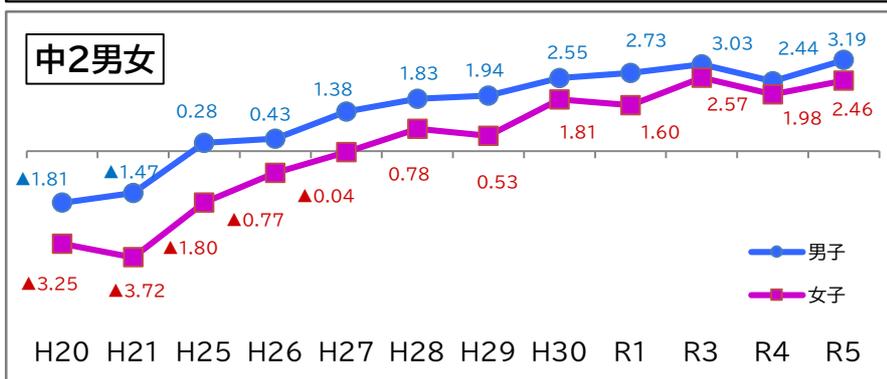
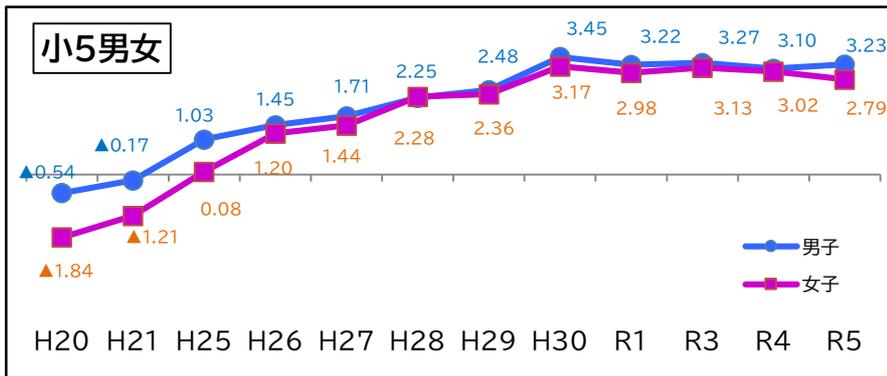
資料 大分県（2024年）

(図29) 全国学力・学習状況調査 (大分県と全国との平均正答率の差)



出典：全国学力・学習状況調査 (文科省)

(図30) 全国体力・運動能力、運動習慣等調査 (大分県と全国との体力合計点 (平均値) の差)



出典：全国体力・運動能力、運動習慣等調査 (スポーツ庁)

(図31) 不登校児童生徒数



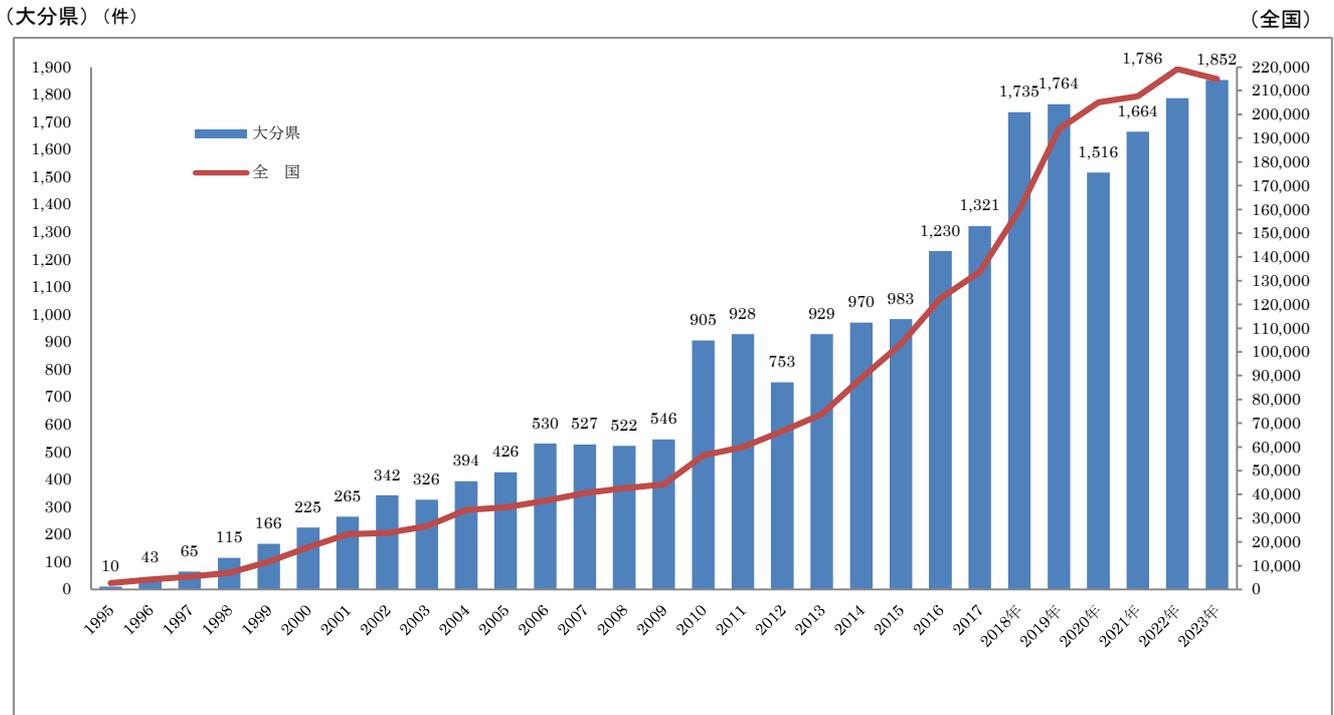
出典：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査 (文科省)

(4) 児童虐待の現状

児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数が急増している中、2000年（平成12年）に「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）が施行されました。

大分県の対応件数は、2018年（平成30年）に急増し、2020年（令和2年）には一旦減少しましたが、その後、再び増加傾向にあります。

(図35) 虐待相談対応件数の推移（大分県・全国）



資料 厚生労働省「福祉行政報告例」

第2章 第4期計画の進捗状況

令和2年度から令和6年度まで実施した第4期計画の進捗状況は以下のとおりです。

※なお、各指標の実績は、令和6年7月時点のもので、今後変動する可能性があります。

(個別事業ごとの評価)

第4期計画では、個別の事業ごとの進捗状況を評価するため、「子どもの育ちと子育てをみんなで支える意識づくり」、「結婚、妊娠・出産の希望が叶う環境づくり」など8つの基本施策ごとに、合計88項目の数値目標を設定しました。(別表 前期計画(第4期)における個別事業ごとの評価)

令和5年度末には、目標値を上回っている指標(「達成」)が37項目、目標値を90%以上達成している指標(「概ね達成」)は30項目となっており、合計67項目(76.1%)が達成の見込みです。未達成項目のうち、主な概況は以下のとおりです。

No. 3 「社会全体において「男女の地位が平等」と感じる人の割合」(達成率41.3%)

「男性の方が優遇されている」という回答が7割を超えており、目標値には達成しませんでした。引き続き、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みであるアンコンシャス・バイアスの解消に向けた啓発、企業への専門家派遣など、女性の活躍を推進していきます。

No. 4 「管理的職業従事者に占める女性の割合」(達成率67.0%)

企業への専門家派遣等を通じて企業における女性活躍の取組を支援するとともに、取組が進んだ企業の認証や優良企業の表彰、多様な分野で活躍している女性ロールモデルの情報発信などを実施し、目標達成に努めましたが目標値には達成しませんでした。

女性の管理職登用について、現場の女性からは「管理職に必要な実践的なスキルを身につけたい」という声があることから、大学の知見を活かした研修プログラムを実施し、次世代女性リーダーの育成を支援していきます。

No. 24 「地域子育て支援拠点を知っている」と答えた就学前児童の親の割合」(達成率76.1%)

情報発信不足により、目標値を達成しませんでした。SNS等による広報を強化し、サービスの周知に努めていきます。

No. 25 「ファミリー・サポート・センターを知っていると答えた就学前児童の親の割合」(達成率47.3%)

情報発信不足により、目標値を達成しませんでした。SNS等による広報を強化し、サービスの周知に努めていきます。

No. 40 「子育て支援サービスを知っていると答えた人の割合」(達成率47.8%)

県LINE公式アカウントの子育て支援メニュー認知度が低い為、目標値を達成しませんでした。引き続き広報の強化を図り、サービスの周知に努めていきます。

No. 51 「地域小規模児童養護施設・分園型小規模グループケア数」(達成率71.4%)

入所児童の減少による休止が相次いだため、目標値に達成しませんでした。

No. 60 「大分県母子家庭等就業・自立支援センターでの自立支援プログラムの作成件数(2回以上面接)」(達成率42.8%)

継続的に実施しましたが、目標値に達成しませんでした。引続き、周知を図っていきます。

No. 63 「大分県母子家庭等就業・自立支援センター登録者の就業件数」(達成率36.1%)

継続的に実施しましたが、目標値に達成しませんでした。引続き、周知を図っていきます。

No. 66 「知的障がい特別支援学校高等部生徒の一般就労率」(達成率72.4%)

一般就労希望率が低下し、目標値に達成しませんでした。一般就労希望率向上に向け、生徒向け進路講演会を新たに実施することで、就労率の向上を図っていきます。

No. 75 「1ヶ月に1冊も本を読まない児童生徒の割合(中2)」(達成率測定不可)

前年度と比較して不読者が著しく増加した為、達成率を測定できませんでした。中学生の読書量は未就学児時点の読み聞かせ量や、小学生時点の読書量・読書に対する評価等に比例することを踏まえ、未就学児への読書推進に重点的に取り組んでいきます。

(総合的な評価)

第4期計画では、子育て満足度日本一に向けた取組を分かりやすく評価するため、総合的に計画の効果を測る指標として、11項目を設定しました。(別表 前期計画(第4期)における総合的な評価)

11項目の指標のうち、指標の⑧「保育所待機児童数」、⑨「放課後児童クラブ待機児童数」の2項目が、計画策定時の基準値(平成31年3月末時点)の順位を上回っています。⑧の「保育所待機児童数」については、「待機児童数ゼロ」をめざし、施設整備等に取り組んだ結果、令和3年度には0人となり、全国順位も8位から1位へと上昇しました。

一方、指標④の「合計特殊出生率」をはじめとする4項目は、平成31年3月末時点の全国順位より下降しました。

全体の達成率は、平成31年3月末時点の70.4%から令和6年10月末時点では62.2%と約8ポイント減少し、全国順位も5位から18位へ下降しています。

めざす姿の具体像ごとの達成状況は以下のとおりです。

1 県民みんなが子どもの育ちに期待を抱き、喜びを感じることができる

①「住んでいる地域の子育ての環境や支援への満足度が高い、やや高い人の割合(就学前児童・小学生を持つ親)」については、平成31年3月末時点と比較して割合は上昇しています。県では、引き続き、社会全体で子育てを支える意識づくりを推進します。

2 希望する人が家庭を築き、子どもを持つことができる

②「不妊治療費・子ども医療費・保育料助成の制度比較」については、平成31年3月末時点と比較して全国的な順位に変動はありません。

③「25~44歳女性の就業率」は、全国的な順位に変動はありませんが、3.7ポイント増加し、82.3%となりました。引き続き、ワーク・ライフ・バランスの推進を図るとともに、男性の積極的な家事・育児を推進していきます。

④「合計特殊出生率」は0.2ポイント減少し、1.39となり、全国的な順位も11位から12位と下降しました。

3 親と子どもが十分に向き合うときを持ち、お互いに喜びを感じることができる

⑤「6歳未満の子どもを持つ男性の家事・育児関連時間」については、平成31年3月末時点に比べ4分減少し、全国順位は12位から46位と下降しました。

⑥「ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間があると答えた母親(3歳児)の割合」は2.8ポイント増加しましたが、全国順位は19位から32位と下降しました。引き続き

結婚、妊娠・出産、子育てまで切れ目ない支援を行い、子育てしやすい環境づくりを推進します。

4 地域とつながりながら、安心して子育てをすることができる

⑦「子育てが地域の人に支えられている、と答えた人の割合（就学前児童、小学生を持つ親）」は8.3ポイント減少しました。

⑧「保育所待機児童数」は前述のとおりゼロを達成していますが、特定の施設を希望し入所しなかった児童等も相当数いることから、地域のニーズに応じた保育所等の定員拡大等を図ります。

⑨「放課後児童クラブ待機児童数」も前述のとおりとなっています。

5 かけがえのない個性ある存在として、自己肯定感を持って育つことができる

⑩「自分にはよいところがあると思う、と答えた子どもの割合(中学3年生)」は、1.4ポイント減少し、順位も19位から39位に下降しました。

⑪「子どもと将来の夢や希望について語り合う機会を、意識して持っている人の割合（小学生を持つ親）」は7.6ポイント増加し、85.4%となりました。

別表 前期計画（第4期）における個別事業ごとの評価

路線名	N O	指標名	単位	目標値 (R6年度)	R6年度 実績(見込)	達成率	達成状況
第1章 子どもの育ち と子育てをみ なで支える 意識づくり	1	体験的参加型人種学習を受講した児童生徒の割合	%	100	100.0	100%	達成
	2	人種問題講義の活用回数	回	600	770	130%	達成
	3	社会全体において「男女の地位が平等」と感じる人の割合	%	30	12.4	41%	
	4	管理的職従事者に占める女性の割合	%	20	13.4	67%	
第2章 結婚・妊娠・ 出産の希望が 叶う環境づくり	5	出会いサポートセンター成婚数(累計)	組	90	197	219%	達成
	6	特定不妊治療費の助成件数	件	増加	247		
	7	若年者(45歳未満)就職率	%	43	35.5	83%	
	8	新規高卒者の県内就職率	%	82	R7.1公表予定	92.4%(R6実績)	概ね達成
	9	(農業・林業・水産業)新規就業者数	人/年	479	467	97%	概ね達成
第3章 子どもの健や かな成長と母 親の健康を支 える環境づくり	10	低産期死亡率(過去5年間の平均)	出産千対	全国水準以下 (R10全国2.6)	3.0	99%	概ね達成
	11	妊娠11週以下での妊娠の届出率	%	全国水準以上 (R21全国7.8)	R7.3公表予定	99%(R4実績)	概ね達成
	12	全出生数中の低出生体重児の割合	%	全国水準以下 (R21全国9.2)	R7.3公表予定	101%(R4実績)	達成
	13	乳幼児健康診査の受診率(1歳6か月)	%	全国水準以上を維持 (R21全国9.2)	R7.3公表予定	101%(R4実績)	達成
	14	乳幼児健康診査の受診率(3歳)	%	全国水準以上 (R21全国9.2)	R7.3公表予定	103%(R4実績)	達成
	15	むし歯のない3歳児の割合	%	80%以上	R7.3公表予定	109%(R4実績)	達成
	16	むし歯のない12歳児の割合	%	60%以上	71.9	103%	達成
	17	妊娠中の妊婦の喫煙率	%	0.0	R7.2公表予定	98%(R4実績)	概ね達成
	18	育児期間中の母親の喫煙率	%	全国水準以下 (R21全国6.4)	R7.2公表予定	101%(R4実績)	達成
	19	育児期間中の父親の喫煙率	%	全国水準以下 (R21全国7.7)	R7.2公表予定	103%(R4実績)	達成
	20	十代の人工妊娠中絶率	人口千対	全国水準以下 (R21全国4.8)	3.1	101%	達成
	21	小児の二次救急医療体制の整備率 (救急搬送施設数/医療機関数)	%	83.3	100.0	120%	達成
	22	朝食を毎日食べるようにしている児童生徒の割合(小5)	%	91.9	89.6	97%	概ね達成
23	朝食を毎日食べるようにしている児童生徒の割合(中2)	%	90.7	87.4	96%	概ね達成	
第4章 子どもの育ち を支えるため の地域におけ る子育ての支 援	24	地域子育て支援拠点を知っていると答えた就学前児童の親の割合	%	100	76.1	76%	
	25	ファミリー・サポート・センターを知っていると答えた就学前児童の親の割合	%	100	47.3	47%	
	26	一時預かり実施保育所数	か所	176	179	101%	達成
	27	トワイライトステイ事業実施市町村数	市町村	13	14	100%	達成
	28	放課後児童クラブ数	か所	412	415	101%	達成
	29	指針で定められている児童1人あたりのスペースを確保している放課後児童クラブの割合	%	100	83.1	83%	
	30	教育・保育施設定員数(2号認定)	人	16,007	15,362	96%	概ね達成
	31	教育・保育施設定員数(3号認定)	人	16,431	13,232	81%	
	32	認定こども園数	か所	177	196	111%	達成
	33	認定こども園と幼稚園における在園児の預かり保育(一時預かり)実施施設数	か所	200	230	115%	達成
	34	病児・病後児保育実施施設数	か所	33	32	97%	概ね達成
	35	保育コーディネーター養成数(累計)	人	790	796	101%	達成
	36	放課後児童支援員・子育て支援員研修修了者数(累計)	人	2,500	2,672	107%	達成
	37	ホームスタート事業に関わる訪問ボランティア数	人	430	416	95%	概ね達成
	38	利用者支援事業を実施している市町村数	市町村	17	17	100%	達成
	39	ホームページ「子育てのタネ」アクセス件数(累計)	件	114,000	166,815	146%	達成
	40	子育て支援サービスを知っていると答えた人の割合	%	100	47.3	40%	
41	放課後児童クラブと連携する放課後チャレンジ教室の割合	%	90	86.0	96%	概ね達成	
第5章 子育ても仕事 もしやすい環 境づくり	42	おおい子育て応援団「しごと子育てサポート企業」認定企業数	社	637	644	101%	達成
	43	女性の育児休業取得率	%	100	96.3	96%	概ね達成
	44	男性の育児休業取得率	%		27.9	93%	概ね達成
	45	女性が輝くおおい推進会議の女性活躍推進宣言企業数(累計)	社	230	332	144%	達成
第6章 きめ細かな対 応が必要な子 どもと親への 支援	46	子ども家庭総合支援拠点設置市町村数	市町村	10	10	100%	達成
	47	市町村等児童福祉司任用資格取得研修受講者数(累計)	人	105	213	115%	達成
	48	家庭に代わる養育を必要とする子どものうち家族・ファミリーホームで養育する子どもの割合	%	30	39.1	103%	達成
	49	児童登録数	組	230	210	95%	概ね達成
	50	児童養護施設の本施設数と併せて行う小規模グループケア率	%	100	94.7	95%	概ね達成
	51	地域小規模児童養護施設・分働型小規模グループケア数	か所	14	10	71%	
	52	児童家庭支援センター数	か所	4	5	125%	達成
	53	児童養護施設等の一時保護専用施設数	か所	3	3	100%	達成
	54	児童養護施設における基幹的職員研修課程の修了者数(累計)	人	130	143	104%	達成

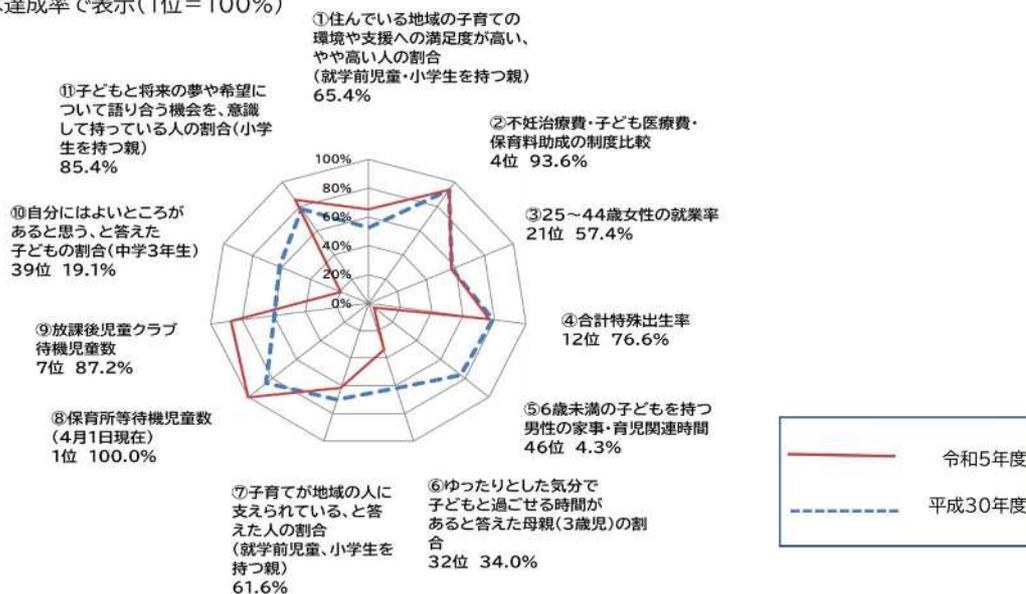
指標名	NO	指標名	単位	目標値 (R6年度)	R6年度 実績(見込)	達成率	達成状況	
第6章 きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援	55	生活保護世帯に属する子どもの中学校卒業後の進路決定率	%	93.2	90.2	98%	概ね達成	
	56	生活保護世帯に属する子どもの高等学校卒業後の進路決定率	%	97.9	82.8	92%	概ね達成	
	57	児童養護施設の子どもの中学校卒業後の進路決定率	%	100	97.0	97%	概ね達成	
	58	児童養護施設の子どもの高等学校卒業後の進路決定率	%	100	100	100%	達成	
	59	大分県母子・父子福祉センターへの相談件数	件	470	797	170%	達成	
	60	大分県母子家庭等就業・自立支援センターでの自立支援プログラムの作成件数(2回以上面接)	件	77	33	43%		
	61	ひとり親家庭の16歳の子どもの在学率	%	98	児童家庭の指標値は-			
	62	ひとり親家庭の18歳の子どもの在学率	%	82.1	児童家庭の指標値は-			
	63	大分県母子家庭等就業・自立支援センター登録者の就業件数	件	72	26	36%		
	64	母子家庭のうち年間就労収入が300万円未満の家庭の割合	%	77.7	R7.3公表予定	58%(R6実績)		
	65	母子家庭等自立支援給付金を利用して資格取得のために修学した人の就職率	%	100	84.2	84%		
	66	知的障がい特別支援学校高等部生徒の一般就労率	%	33	23.9	72%		
	67	不登校児童生徒の出現率の全国との比(小学校)	%	100	87.9	118%	達成	
	68	不登校児童生徒の出現率の全国との比(中学校)	%	100	106.0	94%	概ね達成	
	69	いじめの解消率	%	90	74.4	83%		
	70	子ども・若者総合相談センター/ひきこもり地域支援センター(旧:青少年自立支援センター)の相談件数	件	2,000	2,394	120%	達成	
	第7章 子どもの生きる力をはぐくむ教育の推進	71	幼児教育アドバイザー養成研修の修了者数(累計)	人	90	89	99%	概ね達成
		72	児童生徒の学力(全国平均正答率との比)【小学校】	%	105	102.3	97%	概ね達成
		73	児童生徒の学力(全国平均正答率との比)【中学校】	%	102	97.5	96%	概ね達成
		74	1ヶ月に1冊も本を読まない児童生徒の割合(小5)	%	1	16.2	-	
75		1ヶ月に1冊も本を読まない児童生徒の割合(中2)	%	7	28.2	-		
76		運動・スポーツを週3日以上行う児童生徒の割合(小学校 男子)	%	74.5	71.0	95%	概ね達成	
77		運動・スポーツを週3日以上行う児童生徒の割合(小学校 女子)	%	64.5	61.2	95%	概ね達成	
78		学校評価に基づく改善策に関する家庭・地域との協議の実施率(小・中学校)	%	100	93.2	93%	概ね達成	
79		大分県立美術館の体験学習などに参加する子どもの数	人/年	14,000	16,990	121%	達成	
80		「協育」ネットワークの取組に参加する地域住民の数	万人	11	11.1	101%	達成	
第8章 子どもにとって安全・安心なまちづくり	81	県営住宅住戸内/バリアフリー整備戸数の割合	%	35	36.5	104%	達成	
	82	バリアフリーマップ登録施設数	施設	3,300	-	95%	概ね達成	
	83	大分あったか・はーと駐車場協力施設数	施設	1,500	1,259	84%		
	84	1人あたりの都市公園等面積	m ²	13.6	13.9	103%	達成	
	85	県管理道における法指定通学路の歩道整備率	%	80	80.8	101%	達成	
	86	通学路合間点検の実施回数(累計)	回	75	60	100%	達成	
	87	ヤングサポートバトロール実施回数(累計)	回	3,600	5,859	163%	達成	
	88	フィルタリングサービスその他の方法により携帯電話等によるインターネット利用を監督している保護者の割合(小・中・高)	%	100	97.2	97%	概ね達成	

別表 前期計画（第4期）における総合的な評価

具体像	指標	目標値 (6年度末)	基準値 (H30年度末)	R5年度 実績値	出典
1 県民みんなが子どもの育ちに期待を抱き、喜びを感じることができる	①住んでいる地域の子育ての環境や支援への満足度が高い、やや高い人の割合（就学前児童・小学生を持つ親）	100%	52.6%	65.4%	R5年度子ども・子育て県民意識調査
2 希望する人が家庭を築き、子どもを持つことができる	②不妊治療費・子ども医療費・保育料助成の制度比較	1位	4位	4位	子ども未来課調べ (R6.4.1時点)
	③25～44歳女性の就業率	1位	21位 (78.6%)	21位 (82.3%)	R4年就業構造基本調査
	④合計特殊出生率	1位	11位 (1.59)	12位 (1.39)	R5年人口動態統計
3 親と子どもが十分に向き合うときを持ち、お互いに喜びを感じることができる	⑤6歳未満の子どもを持つ男性の家事・育児関連時間	1位	12位 (88分)	46位 (84分)	R3年社会生活基本調査
	⑥ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間があると答えた母親(3歳児)の割合	1位	19位 (72.0%)	32位 (74.8%)	R4年度「健やか親子21」調査
4 地域とつながりながら、安心して子育てをすることができる	⑦子育てが地域の人に支えられている、と答えた人の割合（就学前児童、小学生を持つ親）	100%	69.9%	61.6%	R5年度子ども・子育て県民意識調査
	⑧保育所待機児童数	1位	8位 (13人)	1位 (0人)	厚生労働省発表 (R5.4.1時点)
	⑨放課後児童クラブ待機児童数	1位	20位 (117人)	7位 (33人)	厚生労働省発表 (R5.5.1時点)
5 かけがえのない個性ある存在として、自己肯定感を持って育つことができる	⑩自分にはよいところがあると思う、と答えた子どもの割合(中学3年生)	1位	19位 (80.2%)	39位 (78.8%)	R5年度全国学力・学習状況調査
	⑪子どもと将来の夢や希望について語り合う機会を、意識して持っている人の割合（小学生を持つ親）	100%	77.8%	85.4%	R5年度子ども・子育て県民意識調査
総合的な達成状況 ※指標①～⑪までの達成率を平均したもの ※全国順位が出る指標は達成率で表示 (1位=100%)		100%	70.4%	62.2%	
うち、全国順位が出る指標の総合順位 (指標①、⑦、⑪以外)		1位	5位	18位	

「総合的な子育て満足度」レーダーチャート

※全国順位が出る指標は達成率で表示(1位=100%)



【めざす姿】

すべてのこどもが健やかに生まれ育つ温かい社会づくり ～子育て満足度日本一の実現～

こどもは社会の希望であり、未来をつくる存在です。保護者はもとより、社会全体が子育てを応援し、すべてのこどもが健やかに生まれ育つことができる、温かい社会づくりをめざします。また、こども・子育て支援の取組を通じて、より多くのこどもの笑顔をはぐくみ、生んで良かった、生まれて良かった、住んで良かったと思える大分県の未来を拓き、「子育て満足度日本一」の実現をめざします。

(めざす姿の具体像)

第5期計画では、「めざす姿」を、より具体的に、より分かりやすく表現するため、5つの具体像を設定しています。

- ①かけがえのない存在として、自己肯定感を持って自分らしく健やかに育つことができる
- ②こども・若者が自由に意見を表明することができ、その意見が尊重されている
- ③すべてのこども・若者が夢や希望に向け、チャレンジすることができる
- ④経済的基盤が確保され、希望するライフデザインを実現できている
- ⑤社会全体から支えられ、安心してこどもを生み育て、子育ての喜びを実感できる

【基本施策】

「めざす姿」の達成のため、次の9つの基本施策を設定します。

- ①こども・若者の持続的幸福(ウェルビーイング)の実現に向けた社会全体の意識づくり
- ②こどもの健やかな成長と母親の健康を支える環境づくり
- ③こどもの生き抜く力を育む機会づくり
- ④様々な困難を抱えるこどもと親への支援
- ⑤多様性を尊重し受け容れる社会づくり
- ⑥将来の見通しを持つことができ、結婚、妊娠・出産の希望が叶う環境づくり
- ⑦地域ぐるみでこどもを育む環境づくり
- ⑧安心してこどもを生み育てながら働ける環境づくり
- ⑨こどもまんなかまちづくりの推進

【基本姿勢】

本計画の実施に当たり、基本姿勢を以下のとおり設定します。

○こどもの育ちの支援

人が生まれながらにして持っている、成長する力や周囲に働きかける力を支援することにより、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育つことができる環境を整備します。

○結婚、妊娠・出産、子育ての切れ目ない支援

結婚から、妊娠・出産、子育てまで、その時々に必要な支援を切れ目なく提供します。また、保護者が子育ての責任を果たしつつ親として成長するとともに、子育てやこどもの成長に喜びや生きがいを感じることができる環境を整備します。

○様々な主体がつながる

家庭、地域、企業、学校、行政機関等、それぞれの主体が、相互に支え合い、機能的につながることで、必要な方に必要な支援が行き渡る環境を整備します。

○こども等の意見反映

全てのこども・若者について、こども施策を策定、実施、評価するに当たって、施策の対象となるこども等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な環境を整備します。

めざす姿	めざす姿	基本施策	基本姿勢
<p>すべての子どもが健やかに生まれ育つ温かい社会づくり ↳子育て満足度日本一の実現</p>	<p>具体像</p> <p>① かけがえのない存在として、自己肯定感を持って自分らしく健やかに育つことができる</p> <p>② 子ども・若者が自由に意見を表明することができ、その意見が尊重されている</p> <p>③ すべての子ども・若者が夢や希望に向け、チャレンジすることができる</p> <p>④ 経済的基盤が確保され、希望するライフデザインを実現できている</p> <p>⑤ 社会全体から支えられ、安心して子どもを生き育て、子育ての喜びを実感できる</p>	<p>1 子ども・若者の持続的幸福（ウェルビーイング）の実現に向けた社会全体の意識づくり</p> <p>2 子どもの健やかな成長と母親の健康を支える環境づくり</p> <p>3 子どもの生き抜く力を育む機会づくり</p> <p>4 様々な困難を抱える子どもと親への支援</p> <p>5 多様性を尊重し受け容れる社会づくり</p> <p>6 将来の見通しを持つことができ、結婚・妊娠・出産の希望が叶う環境づくり</p> <p>7 地域ぐるみで子どもを育む環境づくり</p> <p>8 安心して子どもを生き育てながら働ける環境づくり</p> <p>9 子どもまんなかまちづくりの推進</p>	<p>● 子ども等の意見反映</p> <p>● 様々な主体がつながる（家庭・地域・企業・学校・行政機関等）</p> <p>● 結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援</p> <p>● 子どもの育ちの支援</p>
	<p>評価体系</p>	<p>○個別事業ごとの評価指標 ○総合的な評価指標</p>	

第4章 計画の評価体系

「めざす姿」である「子育て満足度日本一」について、分かりやすく、かつ、きめ細かく評価するため、個別事業ごとの評価指標と総合的な評価指標を組み合わせた評価体系とします。

(1) 個別事業ごとの評価

個別事業の進捗状況を評価するため、概ね全ての基本施策の各節ごとに96項目を選定しました。

(2) 総合的な評価

効果を図る指標として、子育て満足度に関する代表的な指標を設定し、「子育て満足度日本一」に向けた取組を分かりやすく評価することとしており、11項目を選定しました。

進捗状況の公表について

本計画の進捗状況については、県議会や「おおいた子ども・子育て応援県民会議」等において、毎年度フォローアップを行うとともに、県ホームページ等で公表します。

また、進捗状況の公表に合わせて、優良事例の紹介に努め、更なる取組の推進を図ります。

(1) 個別事業ごとの評価

新章	新節	NO	新指標名	単位	基準値	(年度)	目標値 (R11年度)		
第1章 子ども・若者の持続 的発達(フェル ビーイング)の実現 に向けた社会全体 の意識づくり	(2)子どもの人権を尊重 する意識づくり	1	体験的参加型人権学習を受講した児童生徒の割合	%	100	R5	100		
		2	社会全体において「男女の地位が平等」と感じる人の割合	%	12.4	R4	R7審議会で検討		
		3	管理的職業従事者に占める女性の割合	%	13.4	R5	23.4		
第2章 子どもの健やかな 成長と母親の健康 を支える環境づく り	(1)子どもや母親の健康 づくり	4	妊産婦死亡率(過去5年間の平均)	出生千分	0	R5	全国水準以下 (R5全国3.1)		
		5	周産期死亡率(過去5年間の平均)	出生千分	3.8	R5	全国水準以下 (R5全国3.3)		
		6	新生児死亡率(過去5年間の平均)	出生千分	0.8	R5	全国水準以下 (R5全国0.8)		
		7	妊娠11週以下での妊娠の届出率	%	92.4	R4	全国水準以上 (R4全国94.4)		
		8	全出生数中の低出生体重児の割合	%	8.7	R4	全国水準以下 (R4全国9.4)		
		9	産後1か月時点での産後うつ等のハイリスク者の割合	%	6.5(10市町村)	R5	全国水準以下 (R3全国9.7)		
		10	産後ケア事業の利用率	%	8.4	R5	全国水準以上 (R3全国6.1)		
		11	乳幼児健康診査の受診率(1歳6か月)	%	97.6	R4	全国水準以上を維持 (R4全国96.3)		
		12	乳幼児健康診査の受診率(3歳)	%	97.7	R4	全国水準以上 (R4全国95.7)		
		13	3歳児でむし歯のない者の割合	%	R7.3公表予定	R5	94%以上		
		14	12歳児1人あたりのむし歯本数	本	0.6	R5	0.5		
		15	妊娠中の妊婦の喫煙率	%	1.7	R4	0.0		
		16	育児期間中の母親の喫煙率	%	5.4	R4	全国水準以下 (R4全国5.3)		
		17	育児期間中の父親の喫煙率	%	35.7	R4	全国水準以下 (R4全国30.8)		
		(2)思春期からの健康づく り	18	十代の人工妊娠中絶率	人口千分	3.1	R5	全国水準以下 (R4全国3.6)	
			(3)子どもの病気への支 援	19	小児の二次救急医療体制の整備率 (整備済医療圏数/医療圏数)	%	100	R5	100.0
				20	月に1回以上食育に取り組む小・中学校の割合	%	-	R5	100.0
第3章 子どもの生き抜く 力を育む機会づく り	(1)-①幼児教育の充実	21	架け橋期のカリキュラムを作成した幼児教育施設の割合	%	-	R5	48.0		
		22	児童生徒の学力(全国平均正答率との比)【小学校】	%	102	R5	102		
	(1)-②確かな学力の育 成	23	児童生徒の学力(全国平均正答率との比)【中学校】	%	98	R5	101		
		(1)-③豊かな心の育 成	24	読書が好きな児童生徒の割合(小5)	%	69.5	R5	75.8	
	25		読書が好きな児童生徒の割合(中2)	%	62.0	R5	69.8		
	26		読書が好きな児童生徒の割合(高1)	%	61.3	R5	69.5		
	(1)-④健やかな体の育 成	27	児童生徒の体力(総合評価C以上の児童生徒の割合)(小5)	%	78.7	R5	82.5		
		28	児童生徒の体力(総合評価C以上の児童生徒の割合)(中2)	%	80.4	R5	84.0		
	(1)-⑤信頼と対話に基 づく学校運営の実現	29	「地域とともにある学校」づくりの推進に向けて体制が整っている学校の割合(小・中学校)	%	56.6	R5	100.0		
		30	地域の高校(大分市・別府市を除く)における学校運営協議会の設置割合	%	25.0	R5	70.8		
(2)家庭や地域の教育 力の向上	31	大分県立美術館の体験学習などに参加することの回数	人/年	16,990	R5	15,000			
	32	家庭教育を支援する取組を行う組織の数	団体	40	R5	85			
第4章 様々な困難を抱え る子どもと親への 支援	(1)児童虐待に対する取 組の強化	33	子ども家庭センター設置市町村数	市町村	-	R5	18		
		34	市町村等児童福祉司任用資格取得研修受講者数(累計)	人	213	R5	275		
	(2)児童養護施設や世 帯など家庭に代わる養 育(代替養育)の充実	35	家庭に代わる養育を必要とする子どものうち里親・ファミリーホームで養育することの割合	%	39.1	R5	45~55		
		36	里親登録数	組	218	R5	280		
		37	児童養護施設の本体施設敷地内で行う小規模グループケア率	%	94.7	R5	100		

新章	新節	NO	新指標名	単位	基準値	(年度)	目標値 (R11年度)
第4章 様々な困難を抱えることと親への支援	(2)児童養護施設や里親など家庭に代わる養育(代替養育)の充実	38	地域小規模児童養護施設・分園型小規模グループケア数	か所	10	R5	16
		39	児童家庭支援センター数	か所	5	R5	5
		40	児童養護施設等の一時保護専用施設数	か所	3	R5	5
		41	児童養護施設における基幹的職員研修課程の修了者数(累計)	人	143	R5	183
	(3)貧困やヤングケアラーなど困難を抱えることと子どもたちの支援	42	生活保護世帯に属することの中学校卒業後の進路決定率	%	90.2	R5	99.2
		43	生活保護世帯に属することの高等学校卒業後の進路決定率	%	82.8	R5	97.9
		44	児童養護施設のこともの中学校卒業後の進路決定率	%	97.0	R5	100
		45	児童養護施設のこともの高等学校卒業後の進路決定率	%	100	R5	100
	(4)ひとり親家庭への支援	46	大分県母子・父子福祉センターへの相談件数	件	797	R5	610
		47	大分県母子家庭等就業・自立支援センターでの自立支援プログラムの作成件数(2回以上面接)	件	33	R5	77
		48	大分県母子家庭等就業・自立支援センター登録者の就業件数	件	26	R5	72
		49	母子家庭のうち年間就労収入が300万円以上の家庭の割合	%	13.1	R5	22.3
		50	母子家庭等自立支援給付金を利用して資格取得のために修学した人の就職率	%	84.2	R5	100
	(5)いじめ・不登校やひきこもりへの対応	51	学校内外の機関等による専門的な相談・指導を受けた不登校児童生徒の割合(小学校)	%	81.6	R5	93
		52	学校内外の機関等による専門的な相談・指導を受けた不登校児童生徒の割合(中学校)	%	67.2	R5	85
		53	いじめの解消率(小学校)	%	91.0	R5	96.3
54		いじめの解消率(中学校)	%	85.5	R5	94.6	
55		いじめの解消率(高校)	%	81.5	R5	93.3	
56		子ども・若者総合相談センター/ひきこもり地域支援センターから支援先につないだ割合	%	38.1	R5	45.3	
第5章 多様性を尊重し受け容れる社会づくり	(1)障がい児への支援	57	知的障がい特別支援学校高等部生徒の一般就労率	%	23.9	R5	全国平均+2%
		58	「適切な学びの場として通級での指導を受ける人数(人)」	人	437	R5	570
		59	「個別的教育支援計画」の作成率(通常学級に在籍し、必要な児童生徒への作成率)(%) (小学校)	%	79.8	R5	92.0
		60	「個別的教育支援計画」の作成率(通常学級に在籍し、必要な児童生徒への作成率)(%) (中学校)	%	94.9	R5	98.4
第6章 将来の見通しを持つことができ、結婚・妊娠・出産の希望が叶う環境づくり	(1)結婚・妊娠・出産への支援	61	出会いサポートセンター成婚数(累計)	組	197	R5	510
		62	不妊治療費(先進医療)助成件数	件	241	R5	増加
		63	妊活応援検診(不妊検査費)助成件数	件	280	R5	増加
		64	プレコンセプションケアの啓発にかかる講座の受講者数	人	1,912	R5	2,000
	(2)若者の就労支援	65	若年者(45歳未満)就職率	%	35.5	R5	40
		66	新規高卒者の県内就職率	%	73.7	R5	77.9
		67	(農業・林業・水産業)新規就業者数	人/年	467	R5	440
第7章 地域ぐるみで子どもを育む環境づくり	(1)地域子育て支援サービスの充実	68	地域子育て支援拠点(子どもルーム、子育て支援センターなど)を知っていると答えた親の割合	%	76.1	R5	100
		69	ファミリー・サポート・センターを知っていると答えた親の割合	%	47.3	R5	100
		70	一時預かり実施保育所数	か所	179	R5	189
		71	トワイライトステイ事業実施市町村数	市町村	14	R5	16
		72	放課後児童クラブ数	か所	415	R6	440
		73	指針で求められている児童1人あたりのスペースを確保している放課後児童クラブの割合	%	83.1	R6	100
	(2)幼児期の教育・保育の環境整備	74	教育・保育施設定員数(2号認定)	人	15,362	R6	15,757

新章	新節	NO	新指標名	単位	基準値	(年度)	目標値 (R11年度)
第7章 地域ぐるみでこどもを育む環境づくり	(2)幼児期の教育・保育の環境整備	75	教育・保育施設定員数(3号認定)	人	13,232	R6	14,583
		76	認定こども園数	か所	196	R6	223
		77	認定こども園と幼稚園における在園児の預かり保育(一時預かり)実施施設数	か所	230	R5	247
		78	病児・病後児保育実施施設数	か所	32	R5	33
	(2)幼児期の教育・保育の環境整備	79	市町村幼児教育アドバイザー養成数	人	87	R5	165
	(3)子育て支援者の育成	80	放課後児童支援員・子育て支援員研修終了者数(累計)	人	2,387	R5	3,400
		81	ホームスタート事業に関わる訪問ボランティア数(累計)	人	407	R5	528
	(4)子育て支援サービスに関する情報提供の充実	82	利用者支援事業を実施している市町村数	市町村	17	R5	17
		83	ホームページ「子育てのタネ」アクセス件数(累計)	件	166,815	R5	156,000
		84	子育て支援サービスを知っていると答えた人の割合	%	47.8	R5	100
	(5)子育て支援のネットワークづくり	85	「協育」ネットワークの取組に参加する地域住民の数	万人	11.1	R5	11.7
第8章 安心してこどもを 生み育てながら働ける環境づくり	(1)ワーク・ライフ・バランスの推進	86	「おおいた子育て応援団(しごと子育てサポート企業)」認証企業数	社	644	R5	850
	(2)男性の家事・育児の推進	87	男性の育児休業取得率	%	27.9	R5	78.0
	(3)女性の就労支援	88	女性活躍推進宣言企業数(累計)	社	332	R5	542
第9章 こどもみんながま ちづくりの推進	(1)子育てしやすい生活環境づくり	89	県営住宅の子育て世帯向け住戸整備戸数	戸	30	R5	280
	(2)安心して外出できる環境づくり	90	大分あったか・はーと駐車場設置協力区画数	区画	2,555	R5	2,800
		91	1人あたりの都市公園等面積	m ²	12.3	R5	12.5
	(3)こどもを交通事故から守る環境づくり	92	通学路合同点検の要対策箇所対策率	%	-	R5	92.2
		93	通学路合同点検の実施回数(累計)	回	60	R5	75
	(4)こどもを犯罪から守る環境づくり	94	ヤングサポートパトロール実施回数(累計)	回	5,859	R5	3,600
		95	フィルタリングサービスその他の方法により携帯電話等によるインターネット利用を監督している保護者の割合(小・中・高)	%	97.2	R5	100
96		インターネットの利用について「家庭のルール」があると回答した保護者の割合	%	72.8	R5	85.0	

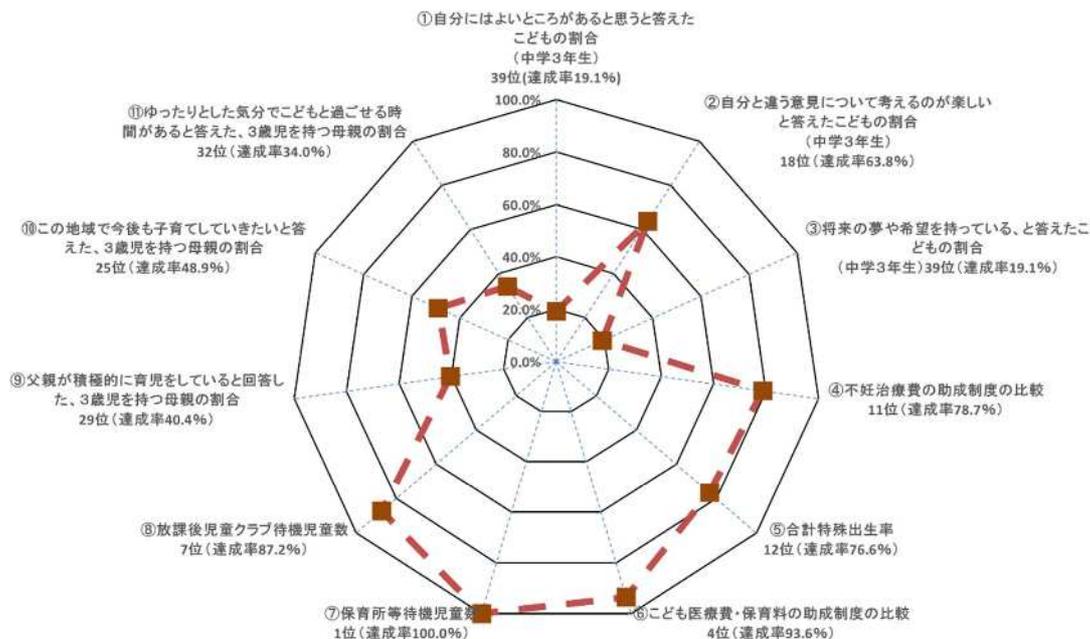
(2) 総合的な評価

大分子どもまんなかプラン（第5期計画）総合的な評価指標

具体像	指標	目標値 (R11年度末)	基準値 (R5年度末)
1 かけがえのない存在として、自己肯定感を持って自分らしく健やかに育つことができる	①自分にはよいところがあると思うと答えたこどもの割合 (中学3年生)	1位	39位
2 こども・若者が自由に意見を表明することができ、その意見が尊重される	②自分と違う意見について考えるのが楽しいと答えたこどもの割合 (中学3年生)	1位	18位
3 すべてのこども・若者が夢や希望に向け、チャレンジすることができる	③将来の夢や希望を持っている、と答えたこどもの割合 (中学3年生)	1位	39位
4 経済的基盤が確保され、希望するライフデザインを実現できている	④不妊治療費の助成制度の比較	1位	11位
	⑤合計特殊出生率	1位	12位
	⑥こども医療費・保育料の助成制度の比較	1位	4位
5 社会全体から支えられ、安心してこどもを生育で、子育ての喜びを実感できる	⑦保育所等待機児童数	1位	1位
	⑧放課後児童クラブ待機児童数	1位	7位
	⑨父親が積極的に育児をしていると回答した、3歳児を持つ母親の割合	1位	29位 (R4)
	⑩この地域で今後も子育てしていきたいと答えた、3歳児を持つ母親の割合	1位	25位 (R4)
	⑪ゆったりとした気分でこどもと過ごせる時間があると答えた、3歳児を持つ母親の割合	1位	32位 (R4)
総合的な達成状況 ※指標①～⑪までの達成率を平均したもの ※全国順位が出る指標は達成率で表示 (1位=100%)		100%	60.2%
全国順位		1位	15位

「総合的な子育て満足度」レーダーチャート

※全国順位が出る指標は達成率で表示（1位=100%）



第5章 計画の推進に当たって

この計画を着実に推進するためには、行政はもとより、家庭や地域、学校、企業等がそれぞれの役割を果たしながら、相互に連携し、取組を進めていくことが大切です。

そのためには、県民一人ひとりが、こどもまんなか社会及び次世代育成支援の必要性等について深く理解し、自身の問題として主体的に取り組むことが何より大切です。この計画がそのための指針として活用され、県内に自主的な取組の輪が広がることを期待します。

第1節 家庭や地域、学校、企業等の役割

①家庭の役割

家庭は、こどもを養育する基本的な場です。愛情あふれる温かい雰囲気の中で、家族一人ひとりが子育てについて責任を持ち、お互いに助け合うことにより、こどもを一人の人間として尊重し守り育てるとともに、基本的な生活習慣や社会的な規範を身につけさせることが必要です。

②地域の役割

地域は、こどもの社会性や自主性を養う場です。子育て家庭に、より身近な場であることから、住民が相互に助け合うとともに、ボランティアやNPOなどの人材をはじめ、既存の設備や自然環境といった地域の資源を活用し、こどもの健やかな育ちや子育てを支援するための仕組みづくりを推進していくことが必要です。

③学校等の役割

認定こども園、幼稚園、保育所及び学校は、こどもが家庭以外で最も長い時間を過ごす場所です。様々な体験活動を通じて、社会の一員として必要な習慣や規範を身につけさせるとともに、家庭や地域と連携し、こどもが自らの存在を実感できるよう、その個性に応じた教育等を行うことが必要です。

④企業等（事業主）の役割

こどもを生き育てやすい環境づくりを推進するためには、家庭や地域のみならず職場のあり方も極めて重要です。

事業主は、次世代育成支援対策の成否が将来の企業等の存立にも影響する自らの問題であることを認識し、就労環境の整備などの取組を積極的に推進していくことが必要です。

また、「次世代育成支援対策推進法」において、常時雇用する労働者が101人以上の事業主について、次世代育成支援のための行動計画（一般事業主行動計画）策定及び届出が義務づけられています。100人以下の事業主についても、策定が努力義務とされています。

第2節 県の役割

①集中的・計画的な推進

こどもまんなか社会の実現及び次世代育成支援対策は、県政において早急に取り組むべき最重要課題であり、この計画に沿って、集中的かつ計画的に推進します。

また、庁内の関係部局が連携を密にし、各種施策を総合的に推進するとともに、毎年度、計画の進捗状況等についての点検・評価を実施します。

②市町村との連携

こどもまんなか社会の実現に向けた取組や次世代育成支援対策に係る行政施策の多くは、県民に最も身近な市町村によって実施されており、市町村における主体的な施策の実施が重要であり、県では、各施策が適正かつ円滑におこなわれるよう、市町村に対する必要な助言や適正な援助を行うことが求められています。

そのため、県は、市町村と密接な連携を図りつつ、各市町村において策定された行動計画の推進を積極的に支援し、県全域での取組の底上げを図ります。

③国との連携等

こどもまんなか社会の実現には、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、国において制度の改善や必要な財源措置等を行うことが重要です。また、次世代育成支援対策を推進するためには、子育てと仕事の両立を図るための働き方の見直しや、子育てに係る経済的負担の軽減など、国において制度の改善や必要な財源措置等を行うことが重要です。

県は、国に対し、地域の実情等について適宜情報発信するとともに、全国知事会等あらゆる機会を通じて、必要な提言や要望等を行います。

④県民参加と情報公開

こどもまんなか社会に向けた取組及び次世代育成支援対策が全県的な広がりの中で展開されるよう、「おおいた子ども・子育て応援県民会議」において、一般公募で選ばれた方のほか、こどもの保護者や、こども・子育て支援に関する事業に従事している方、学識経験者等を委員に任命して、幅広い県民の意見を取り込みながら、計画の推進を図ります。

また、この計画の内容や毎年度の進捗状況、「おおいた子ども・子育て応援県民会議」における委員の意見等については県庁ホームページ内「大分県次世代育成支援のページ」で公表するなど、情報公開に努めます。

II 各論編

第1章 こども・若者の持続的 幸福 (ウェルビーイング)の実現に 向けた社会全体の意識づくり

第1節 社会全体の意識づくり

第2節 こどもの人権を尊重する意識づくり

第3節 男女共同参画に関する意識づくり

第1節 社会全体の意識づくり

1 めざす姿

- ・「こどもまんなか社会※」の実現により、こども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができます。
- ・こどもも大人も、全ての県民が、大切にされている、共に生きているという幸せを実感することができます。
- ・こどもや子育て中の保護者等に声をかけ、気遣う温かなふれあいがどこにでもあります。
- ・若い世代が、こどもを生み、育てることに夢や希望を持つことができます。

※こどもまんなか社会

こども大綱において、「全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会」と定義されています。

2 具体的な取組

- ①こどもと子育て家庭を社会全体で支える機運を醸成するため、全ての県民が、次世代育成支援対策の必要性について理解を深め、それぞれの地域や立場に応じた取組の輪を拡げることができるよう、全県的な広がりのある広報・啓発活動を展開します。
- ②こどもや若者が、出産や子育てを通じて喜びを感じることができるよう、肯定的なメッセージを、様々な機会を活用して発信します。
- ③「大分県部落差別等あらゆる不当な差別の解消等に取り組む人権尊重社会づくり推進条例」に基づき、人権が尊重される社会づくりを推進します。
- ④青少年の健全育成を図るため、「大分県青少年の健全な育成に関する条例」を適切に運用するとともに、条例で規定した「青少年の日（毎月第3金曜日）」等における県民の責務について啓発を推進します。
- ⑤社会全体において、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けた意識啓発を行います。

トピック

スポーツ組織連携事業 ～人権サッカー教室～

子どもたちの人権意識高揚を目的として、県民への知名度が高いプロチーム「大分トリニータ」と連携し、大分県内の小学生等を対象とした人権サッカー教室を開催しています。

プロのサッカー選手やコーチと一緒にプレーする機会を通じて、楽しみながらチームワークや相手を思いやることの大切さを伝えています。また、サッカー教室に合わせて、人権擁護委員による人権講話を行い、選手・コーチと共に人権を尊重することの大切さについて考える機会を提供しています。

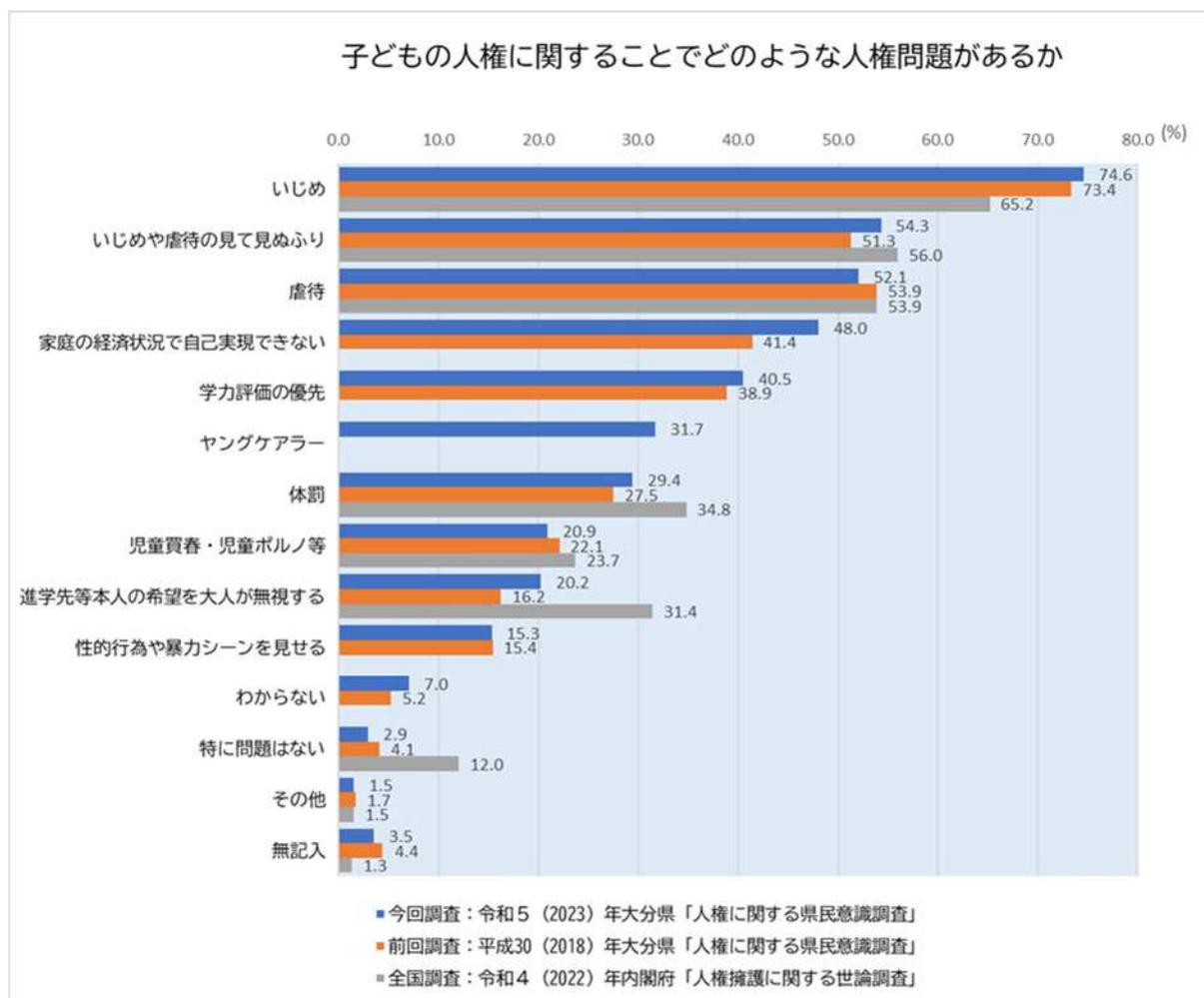


トピック

令和5（2023）年度人権に関する県民意識調査結果について

大分県では、5年に1回「人権に関する県民意識調査」を実施しています。大分県民の人権に関する意識の現在の状況を把握するとともに、過去の調査との変化や全国調査との比較を行うことで、今後の県民に対する人権尊重意識の啓発活動等へ活かすことを目的としています。

「子どもの人権」について、「現在どのような人権問題があるか」という質問に対し、「いじめを受けること」と答えた県民が最も多く、次いで「いじめ、体罰や虐待を見て見ぬふりをされること」が多くなっています。また、今回新たに追加した「ヤングケアラー」は3割以上の人を選択しており、新たな人権課題として認識されてきています。



第2節 こどもの人権を尊重する意識づくり

1 めざす姿

- ・こどもが、「自分の権利」について、学校や家庭、地域でしっかり学ぶことができます。
- ・こどもが、自分も他者も大切に作る気持ちを持つことができます。
- ・こどもの意見や気持ちを尊重し、こどもとの対話を大切にします。

2 具体的な取組

(1) こどもの権利についての普及・啓発

- ①こどもを権利の主体として位置付けた「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の趣旨や、「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する」とする「児童福祉法」の理念の普及に努めます。
- ②こどもが、大人とともに「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」等に基づいた学習をとおして自分の暮らしや将来に関し、自由に自分の夢や気持ち、意見を大人に伝えられる機会を積極的に設け、こどもの保護や支援に当たっては、こどもの意見が尊重され、こどもの最善の利益が優先して考慮されるよう努めます。
- ③アドボケートの養成など、こどもが自己の意見を表明する際に利用できる仕組み作りに努めます。
- ④こどものしつけに際して保護者が体罰を加えることのないよう、子育てに体罰は不要であることの啓発や、子育てに悩む保護者の支援体制の充実に努めます。
- ⑤いじめや虐待等こどもの現状について、認識を深めるとともにこどもを社会全体で守る環境づくりに努めます。

(2) こどもの人権に関する学習の推進

- ①こどもが、自分と他者それぞれの権利の大切さを認めながら、生活の中にある人権侵害に気づき、適切に対処するためのスキル（技能）や態度の育成を図ります。
- ②こどもが、相手の意見を受け止めながら自分の思いもきちんと伝えるなど、発達段階に応じて意見表明をする力量を高めるための学習を進めます。

(3) こどもの自尊感情の醸成

学校や地域、家庭での様々な活動を通して、こどもが、肯定的な感情や自分を価値ある存在と思う気持ちを感じることでできるよう、また、相互の違いを認め合う中で、自分の大切さとともに他の人の大切さも認めることができるよう、「人権尊重の3視点」を活用した学習を進めます。

※「人権尊重の3視点」とは、児童生徒の「自己有用感」を高めるための視点であり、「わかる授業」の成立のための視点です。「自己存在感を持たせる支援」、「共感的関係を育成する支援」、「自己選択・決定の場の設定」の3つの視点に立ち、学習を進めます。

3 数値目標

指 標 名	単位	基準値	(年度)	目標値 (R11年度)
			R5年度	100
体験的参加型人権学習を受講した児童生徒の割合	%	100	R5年度	100

トピック

「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約) について

「児童の権利に関する条約」は、18歳未満のすべての児童の保護と基本的人権の尊重を促進することを目的として、平成元年、国連総会において全会一致で採択されたものです。日本では、平成2年にこの条約に署名し、平成6年に批准、同年5月22日から効力が発生しています。

この条約では、児童の基本的な人権について国際的な標準を示し、条約の締結国が負うべき義務を明らかにしています。この中で、こどもを単に保護の対象として見るのではなく、「最善の利益」が実現されるため、こどもは権利の主体でありその権利を行使する主体であると位置づけ、意見表明の自由や表現の自由、思想・良心の自由など多くの権利をこどもに保障しています。

(児童の権利に関する条約) 第3条

1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。

トピック

「児童福祉法の理念」について

平成28年の児童福祉法の改正によって、「児童福祉法の理念」についての規定が、昭和22年の制定以来初めて見直され、こどもが権利の主体であること、こどもの意見が尊重されること、こどもの最善の利益が優先されること等が明確になりました。

なお、本県では、令和2年度から施設入所児童や里親等委託児童など社会的養護下にあるこどもたちの意見を表明、形成する支援として、こどもの権利擁護事業を実施しており、こどもの権利擁護に取り組んでいます。

(児童福祉法)

第1条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保証される権利を有する。

第2条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

2 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

3 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

児童虐待防止対策を強化するため、令和元年（2019年）に、児童虐待の防止等に関する法律等が改正され、親権者等がこどものしつけに際して体罰を加えることを禁止しました。

（児童虐待の防止等に関する法律）第14条

1 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他民法第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為により当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。

なぜ体罰等はいけないの？

- 体罰等が繰り返されると、子どもの心身の成長・発達にさまざまな悪影響が生じる可能性があります。
- これは科学的にも明らかになっています。

しつけと体罰はどう違うの？

- しつけとは、子どもの人格や才能等を伸ばし、自律した社会生活を送れるようにサポートしていくことです。
- そのためには、体罰ではなく、どうすればよいのかを言葉や見本を示すなど、本人が理解できる方法で伝える必要があります。

こんなことしていませんか

- 何度も言葉で注意したけど言うことを聞かないので、頬を叩いた
- いたづらをしたので、長時間正座をさせた
- 宿題をしなかったので夕食を与えなかった

▶▶▶ 全て体罰です。

※道に飛び出しそうな子どもをつかむといった子どもを保護するための行為などは該当しません。

子育てはいろいろな人の力と共に

- 子どもを育てる上では、支援を受けることも必要です。市区町村などが提供している子育て支援サービスを積極的に活用しましょう。
- 子育ての大変さを保護者だけで抱えるのではなく、少しでも困ったことがあれば、まずは、お住まいの市区町村の子育て相談窓口や保健センターなどへ相談しましょう。
- 子育て中の保護者に接するみなさんと、子育て中の保護者が孤立しないようにサポートしていきましょう。
- 保護者だけで抱え込まないように、声かけや支援を行い、市区町村や児童相談所なども連携して社会全体で支えていく必要があります。

子どもが持っている権利

- 大人に対して叩く、殴る、暴言を吐くといったことは人権侵害になりますが、これは子どもも同じです。
- 子どもも人権の主体であり、全ての子どもには、健やかに成長・発達し、自立する権利が保障されています。
- 保護者は、子どもを心身ともに健やかに育成することに、一義的責任を負います。

詳しくは

「体罰等によらない子育てのために
～みんなで育児を支える社会に～」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/minnadekosodate.pdf>

ご相談は

〇〇市〇〇課 TEL.000-000-0000

虐待かも
思ったら

児童相談所
虐待対応
ダイヤル
(通話料無料)

189

※一部の伊電からは
つながりません。

虐待かも思った時などに、すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号です。「児童相談所虐待対応ダイヤル「189」」にかけるとお近くの児童相談所につながります。通告・相談は、匿名で行うこともでき、通告・相談をした人、その内容に関する秘密は守られます。

第3節 男女共同参画に関する意識づくり

1 めざす姿

- ・「男性は仕事、女性は家庭」など固定的な性別役割分担意識が解消され、お互いの人権が尊重され、性別に関わりなく個性と能力を発揮できます。
- ・性別に関わらず、相互に協力しながら家事や育児を行い、共に喜びと責任を分かち合っ心豊かに暮らすことができます。
- ・性別に関わらず、家庭生活と仕事や地域活動を両立させて、充実した生活を送ることができます。

2 具体的な取組

- ①家庭・地域・働く場における固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けた意識啓発を行います。
- ②夫婦で家事や育児を分担して行うことの意義や大切さについて理解が広まるよう、広報・啓発を行うとともに、男性同士が家事や育児について交流できる場を創出する取組を推進します。
- ③家庭・地域・働く場での女性の活躍を推進します。

3 数値目標

指 標 名	単 位	基 準 値	目 標 値	
			(年度)	(R11年度)
社会全体において「男女の地位が平等」と感じる人の割合	%	12.4	R4年度	※検討中
管理的職業従事者に占める女性の割合	%	13.4	R5年度	23.4

※令和11年度目標値については、令和7年度「大分県男女共同参画審議会」等で審議の上、設定を行う。

トピック

男女共同参画推進の取組について

県内の自治会における女性会長の割合は3.8%（令和5年度）にとどまるなど、女性の社会参画は十分には進んでいません。

男性と女性が家庭、学校、地域、働く場でそれぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するためには、県や市町村、企業、民間団体、県民が一丸となって取り組む必要があります。

そこで、毎年、6月23日から29日までの一週間を「男女共同参画週間」とし、県民の意識を深めるための啓発事業として、街頭啓発キャンペーンやアイネス男女共同参画フェスタを開催しています。

フェスタでは、男女共同参画をテーマとした講演会やワークショップ、アンコンシャス・バイアス事例パネル展示等を実施しています。



トピック

女性の活躍推進の取組について

多様性に富んだ活力ある地域社会を構築するためには、女性の活躍推進が不可欠です。

共働き世帯が増加する中、特に働く場における女性の活躍を推進するため、県は経済団体と連携して「女性が輝くおおいた推進会議」を設置し、県内企業等に「女性活躍推進宣言」を働きかけています。

この宣言は、企業等が、女性が働きやすい職場づくり、環境整備、制度の導入、採用、登用などについて、それぞれの状況に応じた取組目標を宣言するもので女性の従業員比率や管理職比率など、一定の基準をクリアした宣言企業は、「おおいたキャリアール認証企業」として県が認証しています。その中で、特に取組が優れた企業は「おおいた女性活躍推進事業者表彰」を行い、その取組を公表しています。

また、こうした企業等の取組を後押しするため、専門家（社会保険労務士やキャリア・コンサルタント）を派遣し、それぞれの実情に応じた支援等も行っています。

【ホームページ】「女性活躍 大分」で検索



「令和5年度おおいた女性活躍推進事業者表彰」



第2章 こどもの健やかな成長と母親 の健康を支える環境づくり

第1節 こどもや母親の健康づくり

第2節 思春期からの健康づくり

第3節 こどもの病気への支援

第4節 食育の推進

第1節 こどもや母親の健康づくり

1 めざす姿

- ・妊産婦が、安心して健診を受けることができます。
- ・妊産婦が、必要に応じて職場での負担軽減措置を受けることができます。
- ・リスクを伴う妊娠・出産に臨む女性が、高度・専門的な医療により守られているという安心感が得られます。
- ・こどもが不安な時に、いつでも体や気持ちを受けとめてもらえることで、安心感や他者への信頼感が育まれ、愛着形成を促せます。
- ・こどもの育ちや子育てが、多くの人に支えられていると実感できます。

2 具体的な取組

(1) 安全・安心な妊娠・出産環境の確保

- ①県内における周産期医療体制を検討・評価するため、産科・新生児科・救急関係者等からなる大分県周産期医療協議会を開催し、安定した周産期医療提供体制を維持します。
- ②一次医療機関と二次・三次周産期医療機関の役割を明確にし、高度・専門的な医療を必要とする妊婦や新生児が安全・安心な医療を受けられるよう、連携強化を図ります。
- ③周産期救急搬送を必要とする妊婦や新生児の安全を守るため、周産期救急搬送体制に係る産科・新生児科・救急関係者等の周産期医療関係者の研修等を実施します。
- ④働く女性が、母子保健法に定める保健指導や妊婦健康診査を受診できるよう、また、職場における労働時間の短縮等、職場において医師等の指導に基づく適切な措置が図られるよう、男女雇用機会均等法や「母性健康管理指導事項連絡カード」の活用について、普及・啓発を行います。
- ⑤市町村が実施する公費負担による妊婦健康診査の受診勧奨を促し、悩みや困りごとを抱えている若者等に対し、産科医療機関への同行支援や初回産科受診料支援等により、未受診妊婦や飛び込み出産の減少を図ります。また、産科医療機関まで20km以上ある妊産婦への交通費等支援を行い妊産婦の経済負担の軽減を図ります。
- ⑥精神疾患を持つあるいは精神的リスクを持つ妊婦に対し、産科医療機関と精神科医療機関、行政との連携により、無事に出産に至るよう支援体制の強化を図ります。
- ⑦妊産婦に対し、かかりつけ歯科医を持ち、定期的な歯科健診や予防処置を受け、本人及び生まれてくるこどもの歯や口腔の健康管理を行う習慣を身につけることの重要性について、普及・啓発に努めます。

(2) 妊娠期からの切れ目ない支援の充実

- ①「こどもの育ちや子育てが多くの人に支えられている」と実感できるよう、こども家庭センターや地域子育て支援拠点等で、妊娠・出産・育児期等のライフステージごとに、利用可能な医療・保健福祉サービス等の情報提供を行うとともに肯定的なメッセージをタイムリーに伝えることを推進します。
- ②妊娠・出産に関する悩みや女性の心身の健康に関する悩みに専門的に対応するため、性と健康の相談支援センター（おおいた妊娠ヘルプセンター）の充実を図ります。
- ③妊娠中は精神的にも不安定になりやすく、妊婦自身の体調や初めての出産や多胎児の子育

てなど、育児に不安を抱く場合には、産科・小児科、必要に応じて精神科医療機関と行政が連携して支援を行うことで、産後うつの予防や育児不安の軽減を図り、産後も、市町村において産後ケア事業や乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援家庭訪問事業を推進します。

(3) 地域におけるネットワークの推進

圏域ごとの関係者連絡会議の開催や育児等保健指導（ペリネイタル・ビジット事業）を推進し、医療機関、地域保健、福祉関係機関が連携した「地域母子保健・育児支援システム」（ヘルシースタートおおいた）による妊娠期からの切れ目ない支援体制を充実します。

(4) こどもの健やかな発育・発達への支援

- ①心身の状態や経済的状況等により、こどもの発育・発達に影響を及ぼすおそれのあるハイリスク妊産婦を早期に発見し、切れ目なく支援が行える体制の充実を図ります。
- ②乳幼児期の愛着を育むために医療機関や保育関係者等と連携した支援体制づくりを推進します。
- ③市町村が実施する乳幼児健康診査の標準化及び質の向上を図り、乳幼児期の疾患や障がいの早期発見に努めるとともに、早期療育を行うため、関係機関のネットワーク化を推進します。
- ④市町村と連携し、こどもの事故防止や乳幼児突然死症候群予防対策、受動喫煙防止対策、予防接種の意義について、保護者、保育関係者等に対し、広報・普及啓発を推進します。
- ⑤むし歯予防のための食生活の確立とフッ化物応用等による効果的な歯科口腔保健対策の推進を図ります。

3 数値目標

指 標 名	単位	基準値	(年度)	目標値 (R11年度)
妊産婦死亡数（過去5年間の平均）	出産千対	0	R5年度	全国水準以下 (R5 全国 3.1)
周産期死亡率（過去5年間の平均）	出産千対	3.8	R5年度	全国水準以下 (R5 全国 3.3)
新生児死亡率（過去5年間の平均）	出産千対	0.8	R5年度	全国水準以下 (R5 全国 0.8)
妊娠11週以下での妊娠の届出率	%	92.4	R4年度	全国水準以上 (R4 全国 94.4)
全出生数中の低出生体重児の割合	%	8.7	R4年度	全国水準以下 (R4 全国 9.4)
産後1か月時点での産後うつハイリスク者の割合	%	6.5 (10市町村)	R5年度	全国水準以下 (R3 全国 9.7)
産後ケア事業の利用率	%	8.4	R5年度	全国水準以上 (R3 全国 6.1)
乳幼児健康診査の受診率（1歳6か月）	%	97.6	R4年度	全国水準以上を維持 (R4 全国 96.3)
乳幼児健康診査の受診率（3歳）	%	97.7	R4年度	全国水準以上 (R4 全国 95.7)
3歳児でむし歯のない者の割合	%	R7.3公表 予定	R5年度	94以上
12歳児1人あたりのむし歯本数	本	0.6	R5年度	0.5
妊娠中の妊婦の喫煙率	%	1.7	R4年度	0
育児期間中の母親の喫煙率	%	5.4	R4年度	全国水準以下 (R4 全国 5.3)
育児期間中の父親の喫煙率	%	35.7	R4年度	全国水準以下 (R4 全国 30.8)

トピック

ヘルシースタートおおいた（地域母子保健・育児支援システム）について

県では、すべてのこどもが健やかな出生を迎えられること（ヘルシースタート）を目指して、県全体や県内7保健所単位で、医療・保健・福祉・教育の関係機関が連携した、妊娠期から子育て期の切れ目のない支援が受けられる仕組みづくりを行っています。

トピック

おおいた妊娠ヘルプセンター

「思いがけない妊娠で困っている」「妊娠したけど、出産や育児が心配」など、妊娠・出産・育児についての相談はもちろん、女性の心身の悩みにも専任の助産師が丁寧に応じます。相談は無料です。ひとりで悩まず、まずは電話、メールでお気軽にご相談ください。

（メール） ninsin-783@sage.ocn.ne.jp

（電話） 0120-241-783

助産師、産婦人科医師が対面の相談にも応じます。（産婦人科医師への相談は要予約）
水曜日～日曜日 11:30～19:00（年末年始を除く）



第2節 思春期からの健康づくり

1 めざす姿

- ・思春期のこどもが、その時期特有の身体的・精神的不安や悩みについて相談できます。
- ・思春期のこどもが、自分の健康に関する興味関心や、適切な健康習慣、性の知識を身につけた上で、将来のライフイベントを見据え、自らのライフデザインを描くことができます。
- ・思春期のこどもが、思春期特有の悩みを軽減し、自己肯定感を高めることができます。

2 具体的な取組

(1) 思春期特有の悩みの軽減への支援

大分県こころとからだの相談支援センターや保健所、おおいた妊娠ヘルプセンター（性と健康の相談支援センター）において、思春期の身体的・精神的不安や悩み等に関する相談・支援活動の充実を図ります。

(2) 健康教育等の推進

- ・保健所・市町村において学校保健等と連携し、性感染症や人工妊娠中絶、喫煙、ダイエット等の健康問題に関する情報提供や健康教育を推進します。
- ・男女を問わず、性や健康に関する正しい知識を身につけ、健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの取組を推進します。
- ・心身の発達段階に応じたデートDVに関する講座を実施します。また、DV防止啓発用冊子の活用により、若年層への効果的な啓発に取組ます。

(3) 学校保健における指導の充実

- ①学校保健に対する校内の指導体制を確立するとともに、保健、医療、福祉等の関係機関と連携し、学校保健委員会の役割・機能の充実を図ります。
- ②健康相談に係る研修を通じた養護教諭の資質向上を図り、こどもの気持ちに寄り添った支援を行います。
- ③心の健康及び薬物乱用防止について、各学校において学校保健計画を作成し、指導時間の確保と充実を図ります。
- ④性に関する指導については、こどもの発達段階を踏まえ、保護者の理解を得ながら、学校全体で共通理解を図り、保健体育科や特別活動等における集団指導と個別指導の連携を密にして効果的に行うように努めます。
- ⑤スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門スタッフを活用した組織的な対応を徹底します。

3 数値目標

指 標 名	単位	基準値		目標値 (R11年度)
			(年度)	
十代の人工妊娠中絶率	人口千対	3.1	R5年度	全国水準以下 (R5 全国 3.8)

トピック

学校における教育相談体制の充実に向けて

近年、いじめや不登校児童生徒の増加に伴い、複雑化・多様化する困りや心理的な悩みを抱える児童生徒と保護者が増加しています。教育相談体制を充実するために、公認心理師や臨床心理士の資格を有するスクールカウンセラーや社会福祉士、精神保健福祉士などのスクールソーシャルワーカーを学校へ配置し、教員とは異なる専門性や経験を有する専門的なスタッフとともに専門性を発揮しながら、教職員と協力し「チーム学校」として課題解決を目指しています。

また、児童生徒や保護者の困りや悩みの相談窓口として24時間子供SOSダイヤル、いじめ相談メール、こころの相談LINEを設置しています。

【スクールカウンセラー】

- ◆児童生徒、保護者に対するカウンセリング
- ◆保護者への助言・援助
- ◆いじめや不登校、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケア

【スクールソーシャルワーカー】

- ◆保護者に対する相談や福祉に関する情報の提供
- ◆いじめや不登校、貧困などで課題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ
- ◆関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整



相談窓口

あなたの相談を待っています！

24時間子供SOSダイヤル 24時間電話対応
0120-0-78310 (通話料無料)

いじめ相談(メール) 24時間受付
no-ijime@pref.oita.lg.jp

こころの相談 LINEで友達登録
LINE ID: @913kaiae

ひとりで悩まずに、まずは相談しよう！
●学校での友人関係のこと ●勉強のこと、進路のこと
●家族のこと、先生のこと ●その他様々な不安や悩み、心配なこと

大分県教育委員会 (学校安全・安心支援課)

第3節 こどもの病気への支援

1 めざす姿

- ・安心してこどもの病気に関する相談や医療を受けることができます。
- ・こどもの医療費に係る負担が軽減されます。
- ・小児慢性特定疾病等で長期に療養が必要なこどもとその家族の精神的な不安が軽減されます。

2 具体的な取組

(1) 小児救急医療体制の整備

- ①休日・夜間におけるこどもの急な病気やけがに関する相談に応じる大分県こども救急電話相談事業を実施します。
- ②地域の実情に応じた小児の休日・夜間における軽症の救急患者の受入体制整備を進めます。
- ③入院や手術の必要な小児救急患者をいつでも受け入れられる体制の整備を進めます。

(2) 早期治療の促進等

- ①子育て家庭の経済的負担を軽減することにより、こどもの傷病の早期治療を促進し、保健の向上を図るため、市町村が実施する乳幼児等への医療費をはじめ、未熟児養育医療費、育成医療費等の助成を行います。
- ②小児がんや慢性疾患等治療が長期にわたる小児慢性特定疾病患者に対し、家族の経済的負担を軽減するため、医療費の自己負担の一部を助成します。
- ③長期に療養が必要なこども（小児慢性特定疾病児童等）及びその家族を支えるため、地域における支援体制の強化を図ります。
- ④先天性代謝異常等検査の充実を図り、発症予防や正常な発育を支援します。

3 数値目標

指 標 名	単位	基準値		目標値 (R11年度)
			(年度)	
小児の二次救急医療体制の整備率（整備済医療圏数／医療圏数）	%	100	R5年度	100

トピック

こどもの急な病気・けが こんなときどうする？

①大分県子ども救急電話相談

休日・夜間に、こどもの急病やけがで心配なときや、病院行った方がよいかどうか判断に迷ったときに、看護師が相談に応じます。

(相談時間)

平日 午後7時～翌朝8時

日・祝 午前9時～午後5時、午後7時～翌朝8時

(プッシュ回線・携帯電話から) #8000

(電話) 097-503-8822

※県境地域は大分県外につながる場合がありますので、097-503-8822に掛けてください。



②医療情報ネット (ナビイ)

全国の医療機関(病院、診療所、歯科診療所、助産所)・薬局の情報を提供している公的検索システムです。

お近くの小児科医を探したり、休日・夜間の当番医を探したりすることができます。

③小児救急ハンドブック

こどもの具合が悪くなった時に、しばらく様子を見ていいのか、すぐに医療機関を受診した方がよいのかなど、症状に合わせて具体的な対処法を記載しています。実際に医療機関を受診するかどうかは、保護者のご判断となりますが、その際にお役立てください。



【HP】

医療情報ネット



【HP】

小児救急ハンドブック



トピック

大分県難病相談支援センター (小児慢性特定疾病児童等自立支援員)

大分県難病相談支援センターは、難病患者さんやご家族等の相談窓口です。

小児慢性特定疾病児童等自立支援員も配置され難病のお子さんの成長にあわせて、関係機関と連携しながらご相談に応じています。

大分県難病相談・支援センター

〒870-0037

大分県大分市東春日町1-1(NS大分ビル2階)

TEL: 097-578-7831

FAX: 097-578-7832

E-mail: nanbyo-o@tempo.ocn.ne.jp

<http://nanbyo-o.server-shared.com/>

相談の方法

相談は無料です。
個人情報保護は厳守します。

<相談時間>

月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)
時間 9:00～17:00

<面接相談>

支援員が、患者さんやご家族の方の抱える悩みや不安の解決をお手伝いいたします。面接相談をご希望の場合は、面接が重ならないようにあらかじめ電話にてご連絡ください。

<電話相談>

相談室にお越しになるのが難しい方の

<メール・FAX相談>

「相談はしたいけど初めての人にうまく伝えられるか心配・・・」そんな方には、Eメール・ファックスでもご相談をお受けしています。

第4節 食育の推進

1 めざす姿

- ・「食べることは楽しい」と感じ、家族や仲間等、他者とのふれあいも深まり、食事マナーや礼儀作法が身につきます。
- ・体の成長や健康づくりには、バランスのとれた規則正しい食事が重要であることがわかります。
- ・食品の栄養や安全性について正しく知ること、自分で食品を選び、おいしい料理を作ることができます。
- ・食料の生産、流通、消費の仕組みや自分の住む地域の産物、また、それらに関係する人々等を理解し、食べ物への感謝や地域の食文化、豊かな自然環境を大切にする気持ちが生まれます。

2 具体的な取組

(1) 食を通じた家族や地域のふれあい

- ①家族や仲間と一緒に料理や食事をするを通じて、食の楽しさを伝えていきます。
- ②地域の共食の場を通じて世代間の交流を進め、食事のマナー、食文化、バランスのとれた食事の大切さなどを伝えます。

(2) 望ましい食習慣の定着

- ①市町村が実施する乳幼児健診における離乳食指導や相談機会の活用、また、幼稚園・保育所等との連携により、正しい食習慣が確立できるよう、食育の充実や食物アレルギー対策など、市町村と連携した取組を推進します。
- ②食生活改善推進協議会が行う「おやこの食育教室」や若者世代向けの講習会などを通じ、地域の栄養・食生活の課題解決のため、こどもから高齢者に対する食育を推進します。
- ③学校において、児童生徒が食に関する正しい知識に基づいて自ら判断し、実践していく力や望ましい食習慣を身につけることができるよう、食育の中核的役割を担う栄養教諭の配置を進めます。
- ④学校において、学級活動をはじめ家庭科や給食の時間を利用した食に関する指導を行うほか、親子料理教室の開催や給食だより等により家庭への積極的な情報提供を行うなど、家庭や地域と連携しながら学校教育活動全体を通じた食育を推進します。
- ⑤家庭の事情から食習慣に問題があるこどもについては、栄養教諭等を中心に学校全体で、さらにスクールソーシャルワーカーや地域の関係機関等と連携して必要な相談指導や支援を行います。

(3) 地域の食文化の継承

- ①おおいた食育人材バンク登録者などの食育の実践者や団体が、こどもの食に関する講習会や親子料理教室、生産体験学習などの指導者として、地域における食育活動に取り組み、望ましい食習慣の定着や食文化の継承等を図ります。
- ②学校給食において、地産地消を促進し、総合的な学習の時間や他の教科とも連携を図りながら、地域の農林水産業に携わる人々の姿や生産・流通・消費の仕組みを理解してもらうとともに、地域の伝統的な食文化を大切にしていける心を育成します。

3 数値目標

指 標 名	単 位	基 準 値	(年度)	目 標 値 (R11年度)
月に1回以上食育に取り組む小・中学校の割合	%	-	R5年度	100

トピック

「おおいた食育人材バンク」を活用してみませんか

食のことを知りたい、学びたいとき、「おおいた食育人材バンク」をご活用ください。

地域に食育活動をひろげるため、みなさんの要望に応じて、おおいた食育人材バンクに登録している食育の実践者を「食育の先生（指導者）」として派遣しています（登録者への謝金及び旅費は、県が負担します）。

地域に伝わる郷土料理の実習や味噌などの加工体験、栄養の基礎知識や朝食の大切さなど各年代に応じた食生活に関する講話も行っています。

詳細は、地域食育総合窓口となっているお近くの県保健所または食品・生活衛生課までお問い合わせください。

【ホームページ】「食育人材バンク」で検索

【問い合わせ先】

市町村	所属名	連絡先(電話番号)
別府市・杵築市・日出町	東部保健所	0977-67-2511
国東市・姫島村	東部保健所国東保健部	
臼杵市・津久見市	中部保健所	0974-22-0162
由布市	中部保健所由布保健部	
佐伯市	南部保健所	
竹田市・豊後大野市	豊肥保健所	0977-67-2511
日田市・九重町・玖珠町	西部保健所	
中津市・宇佐市	北部保健所	0979-22-2210
豊後高田市	北部保健所豊後高田保健部	
大分市	食品・生活衛生課	097-506-3058

第3章 こどもの生き抜く力を育む機会づくり

第1節 こどもの生きる力をはぐくむ学びの推進

- 第1項 幼児教育の充実
- 第2項 確かな学力の育成
- 第3項 豊かな心の育成
- 第4項 健やかな体の育成
- 第5項 信頼と対話に基づく学校運営の実現

第2節 家庭や地域の教育力の向上

第1節 こどもの生きる力をはぐくむ学びの推進

第1項 幼児教育の充実

1 めざす姿

幼稚園と保育所、認定こども園の区分や設置主体の違いに関わらず、全てのこどもが健やかに成長できるように、幼児教育センターを核として、幼稚園教諭、保育士等を対象とする研修や助言を行うことで、幼児教育の更なる質の向上を実現します。

2 具体的な取組

- ① 幼児教育と小学校教育を円滑に接続するため、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校の教職員等を対象に、架け橋期のカリキュラムに関する研修会を実施します。
- ② 幼稚園、保育所、認定こども園等幼児教育施設における教育力・保育力の向上を図るため、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を基にした各種研修会等を開催するとともに、園からの要請に応じて幼児教育スーパーバイザーを派遣し、園内研修の支援や助言を行います。
- ③ 幼児教育・保育の振興と質の向上を図るため、市町村幼児教育アドバイザーを育成し、配置を推進します。
- ④ 幼稚園、保育所、認定こども園等幼児教育施設において、保育者が行ってきた援助や指導を小学校に適切に伝達し、就学前後におけるこどもの育ちをつなげるため、関係各課が連携しながら、幼児教育施設、小学校における「5歳児指導の記録」の活用を推進します。

3 数値目標

指 標 名	単位	基準値	目標値
			(年度)
架け橋期のカリキュラムを作成した幼児教育施設の割合	%	-	R5年度 48.0

トピック

「架け橋期のカリキュラム」について

「架け橋期のカリキュラム」は、幼稚園、保育所、認定こども園などの幼児教育施設と小学校が協働して、期待するこども像や育みたい資質・能力を明確にし、園で展開される活動や小学校の生活科を中心とした各教科等の単元構成等を示したものです。

幼児期から児童期の発達を見通しつつ、5歳児のカリキュラムと小学校1年生のカリキュラムを一体的に捉えて、地域の幼児教育と小学校教育の関係者が連携・協働して、カリキュラム・教育方法の充実・改善にあたることを推進するため作成が求められています。

竹田市では、文部科学省の「幼保小の架け橋プログラム事業」のモデル地域として、令和4年度から令和6年度までの3年間で「架け橋期のカリキュラム」の作成を進めてきました。竹田市の取組は、各市町村のモデルとなって、県全体の「架け橋期のカリキュラム」の充実につながっています。

第2項 確かな学力の育成

1 めざす姿

- ・こどもが、夢に挑戦し、自己実現ができるよう、「知識・技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの資質・能力をバランスよく育成し、習熟の程度に応じた指導を行い、着実に学力を伸ばします。
- ・学力向上会議等の実施により、学校・家庭・地域が連携・協力してこどもの学習を支援します。

2 具体的な取組

(1) 小・中学校の学力向上対策に係る支援

- ①こどもの学力や学習状況に応じた学習指導を行うため、学力調査を継続的に実施するとともに、調査結果を踏まえながら学習指導の工夫や改善を行います。
- ②学力に関する情報を保護者や校区の関係者に公開するとともに、学校や家庭、地域が一体となった学力向上の取組を支援します。
- ③小学校高学年における教科担任制の取組や、中学校学力向上対策「3つの提言」の取組など、組織的な授業改善の取組を促進します。

(2) 各市町村教育委員会に対する支援

- ①市町村学力向上アクションプランの達成や学校全体による組織的な授業改善の取組が推進されるよう、各種協議会を実施し、情報の提供や助言を行います。
- ②市町村学力向上アクションプランに基づき、各市町村教育委員会に学力向上に向けた加配教員を配置します。

3 数値目標

指標名	単位	基準値	目標値 (R11年度)	
			(年度)	
児童生徒の学力（全国平均正答率との比）【小学校】	%	102	R5年度	102
児童生徒の学力（全国平均正答率との比）【中学校】	%	98	R5年度	101

第3項 豊かな心の育成

1 めざす姿

- ・生命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等を身に付けることができます
- ・こどもが、自分の気持ちや考えを相手に適切に伝えるとともに、相手の気持ちや考えを、思いやりを持って受け取ることができるようになります。
- ・こどもが、読書を通して、多様なものの見方や考え方を身につけることができます。
- ・こどもが、多彩な文化芸術を通して、豊かな感性や創造性を身につけることができます。

2 具体的な取組

(1) 道徳教育の充実

- ①自分自身と向き合い、他者とともによりよく生きる資質・能力を備えたこどもを育成するため、「考え、議論する」道徳科の授業を推進するなど道徳教育の充実を図ります。
- ②児童生徒が様々な人々との出会いや、地域との関わりの中で社会性や協力する心を育むことができるよう、社会福祉施設や地域におけるボランティア活動を推進します。

(2) 文化芸術活動の充実

こどもが文化芸術に触れ、親しむことができるよう、文化体験や作品展示の機会を提供するとともに、地域の人材を活用するなど、中・高等学校における文化部活動の活性化を図ります。

(3) 読書活動の充実

- ①こどもが本に親しむ機会を増やすため、小学校において読書活動の実施を推進するとともに、保護者、ボランティアや地域住民の協力による読み聞かせの充実を図ります。
- ②こどもを主体として読書活動を活性化させるため、学校や地域で友達等へ読書の楽しさを伝える「子ども司書（子ども読書リーダー）」を育成します。さらに、中学生、高校生対象のビブリオバトルを開催します。
- ③こどもの主体的な読書活動、学習活動の充実のため、学校図書館の「読書センター」、「学習センター」、「情報センター」としての機能の充実を図り、計画的な図書館活用を推進します。
- ④大分県立図書館情報ネットワーク（OLIB）による、小・中・高等学校への貸出や、県立図書館の休館日を開放した調べ学習体験（スクールサービスデー）を実施するなど、公立図書館と学校が連携した取組を促進します。
- ⑤家庭や地域、学校における取組を支援するため、引き続き「子ども読書支援センター」により、地域や学校の研修会等に子ども読書推進員を派遣します。また、読書活動に役立つ情報を発信します。

(4) 体験活動の充実

- ①「協育」ネットワークや地域人材等を活用し、放課後や休日に、伝統芸術文化活動や環境教育、農業体験、職業体験などのこどもの多様な活動を充実させます。また、引き続き、学校との情報共有や広報の連携を図ります。
- ②県立青少年の家などの青少年教育施設において教育課程を踏まえた体験活動のプログラムを充実させるとともに、不登校の児童生徒を対象とした自然体験・生活体験プログラムを充実させます。また、活動に必要な施設などについて、児童のニーズに合わせた整備・更新を行い、安心して学べる機会の提供に努めます。
- ③こどもたちの科学や技術への興味関心を高めるため、科学技術セミナーや科学体験プラザを開催するとともに、体験型子ども科学館O-L a b oの取組を県内全域に拡げるなど、小・中学生向け科学体験活動を充実させます。

3 数値目標

指 標 名	単位	基準値	（年度）	目標値 （R11年度）
読書が好きな児童生徒の割合（小5）	%	69.5	R5年度	75.8
読書が好きな児童生徒の割合（中2）	%	62.0	R5年度	69.8
読書が好きな児童生徒の割合（高1）	%	61.3	R5年度	69.5

大分県立図書館には、子ども読書活動推進のために、子ども読書に関する講師の派遣や情報発信などを行い、家庭や学校での読み聞かせなどを支援する「子ども読書支援センター」が設置されています。

【子ども読書支援センターの主な活動】

○子ども読書推進員（研修会講師）の派遣

読み聞かせグループやPTAなどが開催する研修会に、子どもの読書に関する専門的な知識や活動経験の豊富な県内在住の講師を派遣します。読み聞かせの方法や子どもの発達段階に応じた本の選び方、ブックトークや紙芝居の手法などを学ぶ研修を行うときには、ぜひご相談ください。

《研修テーマ》

- ・子どもを取り巻く環境と読書
- ・子どもの成長と読書
- ・本の選び方や読み聞かせにおすすめの本の紹介
- ・学校での読書活動 など

【問い合わせ先】 子ども読書支援センター（大分県立図書館内）

【電 話】 097-546-9972（代表）

【受付時間】 土・日・祝日を除く開館日の9時～17時



第4項 健やかな体の育成

1 めざす姿

- ・こどもが運動やスポーツの楽しさや喜びを味わうことにより、主体的に運動やスポーツに親しむ資質や能力が育成されます。
- ・こどもの生活習慣が改善されるとともに、体力や運動能力が向上します。

2 具体的な取組

- ①児童生徒の体力向上を図るため、小学校体育専科教員活用推進校、小学校体育担任制専科教員活用推進校及び中学校体力向上推進校を指定し、学校体育の充実を図ります。
- ②こどもたちがスポーツ活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、公立中学校における休日の学校部活動の地域クラブ活動への移行を促進します。
- ③県下全ての公立小学校、中学校、高等学校において体力向上プランを作成し、児童生徒の体力向上に向けた「1校1実践」に取り組むことにより、運動好きな児童生徒を増やし、運動の習慣化・日常化を図ります。
- ④こどもたちが、学校以外でも運動やスポーツに親しめるよう、運動公園等の充実を図ります。

3 数値目標

指標名	単位	基準値	目標値	
			(年度)	(R11年度)
児童生徒の体力（総合評価C以上の児童生徒の割合） （小5）	%	78.7	R5年度	82.5
児童生徒の体力（総合評価C以上の児童生徒の割合） （中2）	%	80.4	R5年度	84.0

トピック

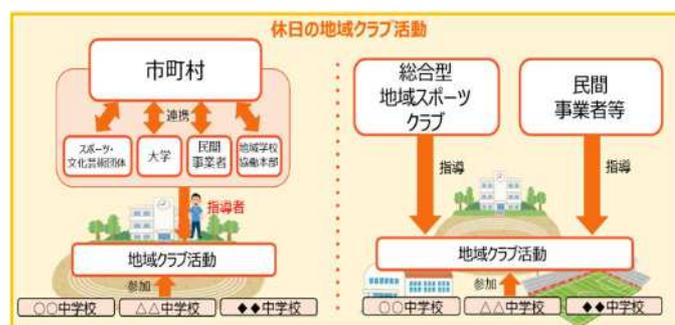
学校部活動の地域移行について

部活動は、「学校単位」から「地域単位」へ
～「地域のこどもは、学校を含めた地域で育てる」～

少子化の進展により、学校や地域によっては学校部活動をこれまでと同様の体制で運営することが難しい状況にあります。

国は、休日における学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置付け、各地域の取組を支援しています。

こうした中、県では、休日の公立中学校の部活動を令和7年度末までに地域クラブ活動へ移行することを目指しています。「地域のこどもは、学校を含めた地域で育てる」という意識の下、設置者である市町村をはじめ、関係者と連携・協働し、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる環境の構築に向けた取組を進めています。



【国が示す地域クラブ活動のイメージ図】

第5項 信頼と対話に基づく学校運営の実現

1 めざす姿

- ・学校運営に保護者や地域住民が参画することにより、学校と地域が一体となって子どもたちを育むことができます。
- ・保護者や地域住民との連携・協働により、学校に対する信頼が深まり、協力関係が構築されます。
- ・保護者や地域住民の意見や地域の教育力を学校運営に活かすことで、地域の強みや特色を生かした教育活動を展開できます。

2 具体的な取組

(1) 地域とともにある学校づくりの推進

- ①学校の教育活動を保護者や地域の方々に積極的に公開するなど、県民の教育に対する関心と理解を深めます。
- ②明日の大分を担う心豊かでたくましい子どもを育成すること等を目的に条例で制定された「おおいた教育の日」(11月1日)や「おおいた教育週間」(11月1日～7日)の取組などを通じて、学校・家庭・地域が一体となった取組を推進します。
- ③保護者や児童生徒等からのアンケートを取り入れた学校評価を行います。その際、重点目標に即した項目により評価します。また、学校ホームページ等による評価結果の公表を進めるとともに、課題に対して必要な対策を講じ、改善を図ります。
- ④学校・家庭・地域が目標の達成や課題の解決に向けて協働する「コミュニティスクール(学校運営協議会制度)」と、学校と地域をつなぐ地域学校協働活動推進員等のコーディネートによる多様な地域人材が参画する教育活動(地域学校協働活動)の一体的な推進を図ります。
- ⑤各学校のニーズに応じて、地域の優れた人材を授業や部活動等へ活用するなど、様々な場面での保護者や地域住民の協力を通じ、学校教育の一層の活性化を図ります。

(2) 信頼される学校づくりの推進

- ①学力・体力の向上、不登校等の諸課題の解決のため、各学校が具体的な目標を設定し、学校全体で組織的に取り組む「芯の通った学校組織」の取組の深化を図ります。
- ②教員採用選考試験を工夫・改善して魅力あるすぐれた教員を確保し、適正な人事配置を行うとともに、「大分県公立学校教員育成指標」を踏まえ、「大分県公立学校教職員の人材育成方針」に基づき、本県の教育課題を踏まえた人材育成を進めます。

(3) 安全・安心な学校づくりの推進

- ①児童生徒の安全を確保し、安心して学べる環境を整備するため、老朽化対策などを推進するとともに、木材を利用するなど、快適でゆとりのある施設の整備を進めます。
- ②GIGAスクール構想の実現に向けて、整備されている学校ICT環境(児童生徒1人1台端末や高速通信ネットワーク、電子黒板等)の着実な更新を進めます。
- ③登下校時や校内における事件や事故、災害から子どもを守るため、学校の危機管理体制を確立するとともに、家庭・地域や関係機関との連携による安全対策を構築します。
- ④インフルエンザや感染性胃腸炎のほか、新型コロナウイルス感染症など新興感染症についても十分な対応が取れるよう万全な対策を講じます。

3 数値目標

指標名	単位	基準値	目標値 (R11年度)	
			(年度)	
「地域とともにある学校」づくりの推進に向けて体制が整っている学校の割合（小・中学校）	%	56.6	R5年度	100
地域の高校（大分市・別府市を除く）における学校運営協議会の設置割合	%	25.0	R5年度	70.8

トピック

「地域とともにある学校」づくりの推進に向けて

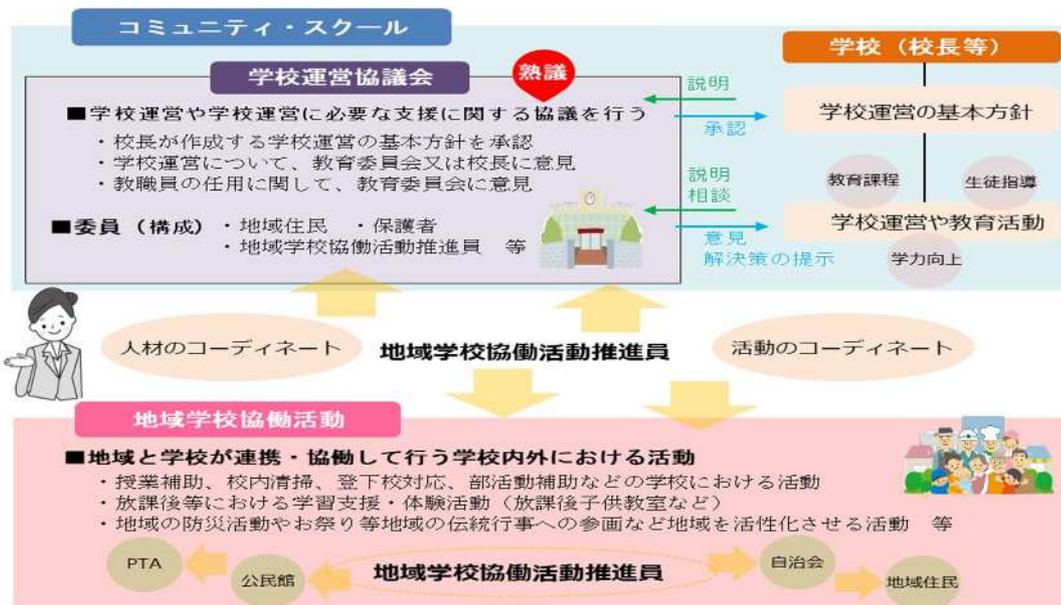
～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進～

学校の抱える課題が複雑化・困難化している現在、様々な課題を解決していくためには、学校はより一層地域に開かれ、学校・地域・家庭の連携・協働が重要になります。

大分県では、学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組む「コミュニティ・スクール」と、学校と地域が相互にパートナーとして行う「地域学校協働活動」の一体的推進を図り、学校と地域が一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」づくりを推進しています。

■ 「コミュニティ・スクール」とは、学校内に保護者や地域住民等が参画する学校運営協議会を設置し、地域と連携・協働しながら学校運営に取り組む学校のことです。「地域とともにある学校」への転換を図る有効な仕組みです。各学校の学校運営協議会では、学校の運営とそのために必要な支援についての協議を行っています。

■ 「地域学校協働活動」とは、地域と学校が連携・協働して行なう、子どもたちの成長を支える様々な取組・活動のことです。



第2節 家庭や地域の教育力の向上

1 めざす姿

- ・親としてのあり方や子育ての楽しさ、悩みなどを共有したり、助言しあったりすることができます。
- ・こどもにとって、地域における活動の場が充実したり、森林や自然に対する理解が深まります。
- ・地域の人々の見守りにより、こどもの安全が保たれ、親や保護者の安心につながります。
- ・地域の大人にとって、こどもとふれあう機会や、知識、技能を発揮できる機会が増えます。

2 具体的な取組

(1) 家庭の教育力の向上

- ①家庭教育の啓発に関することや子育てに関する相談などについて、「協育」ネットワーク活動における家庭教育支援の取組や各種研修、県ホームページにおける情報提供などをおして支援を行います。

※「協育」ネットワーク活動とは、地域住民が地域のこどもを守り育てる仕組みのことで、地域のボランティア等が協力して、学習支援や部活動支援、登下校の見守り、放課後や土曜日に行う小学生チャレンジ教室等の活動を行っています。

- ②家庭への支援に際し、乳幼児の心身の発達と生活、親の役割と家庭保育についての理解に重点を置きます。

(2) 地域の教育力向上のためのネットワークづくり

- ①学校・家庭・地域が連携・協働してこどもを育てる「協育」ネットワークの構築を引き続き推進するとともに、中核となるコーディネーター（地域学校協働活動推進員）の配置と資質向上等を図ります。
- ②こどもや若者に芸術文化に触れる機会を提供するため、芸術家や文化団体を地域の小中学校等に派遣し、ミニコンサートの開催や芸術家等との交流の場を設けるとともに、大分県立美術館で開催するこどもを対象としたワークショップやこどもから大人まで楽しめる展覧会など、文化活動に対する支援を行います。
- ③児童生徒が様々な人々との出会いや自然、地域との関わりの中で気づきを得られるよう、こどもや子育て家庭が参加できる農林水産業体験や料理教室等を開催します。
- ④こどもに「ものづくり」や「技能」への関心を高めてもらうため、地域のイベントや商業施設等を会場に熟練技能士等による「ものづくり体験教室」を開催します。あわせて、大分県技能祭において親子でものづくりに親しめる「親子技能ふれあい広場」を開催するほか、技能や技術に関する展示を行います。また、非工業系職種を中心に、熟練技能者等を高等学校に派遣して、高校生の技能検定2・3級資格取得のための技術指導を行います。
- ⑤こどもたちのものづくりと科学への関心を結びつけ、発明につながる創造性を育むために、少年少女発明クラブに対して活動支援や地域の指導者の育成を行い、発明品の発表の場として「大分県発明くふう展」を開催します。
- ⑥こどもたちに等しく科学体験の機会を提供するため、O-L a b oにおける科学体験活動を充実させます。施設では、科学に関する展示やプログラミングに関する教材を常設します。さらに県内各地域における科学体験活動を活性化させるため、出前講座や科学体験イベン

トを実施します。

- ⑦子どもたちが、地球環境等の環境保全に関する問題について、地域の中で主体的に考え、実践的に行動できるよう、「こどもエコクラブ」の結成を促進します。
また、幼児や小・中・高等学校の生徒の環境保全意識の高揚を図るため、要望に応じて、学習会等へグリーンアップおおいアドバイザーを派遣します。
- ⑧森林や自然に対する子どもたちの理解や関心を高めるため、「森の先生」の派遣や、子どもたちが木のおもちゃなど木製品とふれあうことで木材への親しみを深める「木育」等による森林・林業教育を推進します。
- ⑨子どもたちが環境問題への関心や理解を深め、解決に向けて自ら考え行動する力を育むため、子どもたちの自然体験等の環境学習を支援するとともに、幼児・児童向け環境教育を推進します。
- ⑩「協育」ネットワークを活用し、地域における家庭教育支援の取組を行う家庭教育支援部会や家庭教育支援チームの設置を促進し、家庭教育に関する地域課題の解決と保護者支援を行います。
- ⑪地域づくりを牽引する人材を育成するため、青少年団体への活動支援を行うとともに、中高生を対象として、リーダーシップを身につける研修会等の開催に取り組みます。

3 数値目標

指 標 名	単位	基準値	目標値
			(年度)
大分県立美術館の体験学習などに参加するこどもの数	人/年	16,990	R5年度 15,000
家庭教育を支援する取組を行う組織の数	団体	40	R5年度 85

トピック

みんな元気!!「大分県少年の翼」を体験してみませんか!

県では、青少年健全育成の一環として、「大分県少年の翼」を実施しています。県内各地から集まった小学生団員が、訪問地の沖縄で、中学生の副班長さんや高校生の班長さんとともに3泊4日の集団生活を送るとともに、平和学習や自然体験、文化交流などの活動を行っています。世代や価値観が異なる仲間やスタッフと交流する中で、相手のことを考え、協力しあうことの大切さや、自らルールを決めて主体的に行動することの難しさなど、多くのことを学びながら成長していきます。昭和55年の事業開始からこれまで、延べ約2万7千人が参加し、参加者は地域や企業等様々な分野でリーダーとして活躍しています。



*「大分県少年の翼」の詳細や、小学生団員、班長・副班長の募集案内は、県庁ホームページや公式フェイスブックでご覧いただけます。

[大分県少年の翼](#)

【お問い合わせ】大分県少年の船実行委員会事務局（生活環境企画課内）
【電話】097-506-3087

トピック

大分県からノーベル賞科学者を!「体験型子ども科学館O-Labo」

大分県では子どもたちの科学や技術への興味関心を高めるため、「体験型子ども科学館O-Labo」を設置し、科学技術やものづくりを体験できる機会を提供しています。

土曜日・日曜日や長期休暇期間中に、大学の先生や企業の技術者、高校の先生や生徒が講師となり、実験や観察、ものづくりなど科学体験を楽しむことができます。時流に乗った内容の講座もたくさんあり、何度参加しても楽しめるものになっています。また高校で実施する講座では、小中学生にとっては科学や技術に触れたり学んだりする喜びが得られ、講師の高校生にとっては教えることの意義や楽しさを感じ取れる、相互にとって貴重な体験になります。開館日には施設内に科学読み物の紹介コーナーを常設し、講座がない日でも企画展示を実施しています。

体験型子ども科学館
O-Labo
オーラボ



【講座内容】 「通常講座」 …企業大学等と連携した各分野における講座
「サテライトラボ」 …大分地区を除く県内すべての市町村における科学体験講座
その他、中学生対象のハイレベル講座等実施しています。

【所在地】 大分市府内町3丁目6-11 NTT府内ビル1F

【開館日・時間】水・木・金・土・日(10:00~17:00) 休館日についてはHPで確認してください。

【ホームページ】「オーラボ」で検索

【問い合わせ先】大分県教育庁社会教育課

大分県立美術館（OPAM：オーパム）では、「五感で楽しむことができる」「出会いによる新たな発見と刺激のある」「自分の家のリビングと思える」「県民とともに成長する」という4つのコンセプトに基づいて、様々な視点で、全ての年齢層の方が芸術文化に親しめる美術館を目指しています。



© Hiroyuki Hirai

美術館では、魅力ある企画展の開催はもちろんのこと、ワークショップや体験学習など、教育普及といわれる活動にも力を入れています。美術館の2Fは、研修室やアトリエ、体験学習室、ライブラリーなど、アートをより身近に感じてもらえるフロアとなっています。エデュケーターといわれる美術館の専任スタッフが、趣向をこらしたワークショップや講座など、楽しい企画をたくさん用意しています。



ワークショップの様子



県立美術館とiichiko総合文化センターを中心とした「大分県芸術文化友の会 びび」では、メンバーを募集中です。美術館の企画展やコレクション展の無料鑑賞や割引、iichiko総合文化センターの公演チケットの先行予約や割引、県内の芸術文化情報のお届けなど、特典が盛りだくさんです。

県立美術館とiichiko総合文化センターでは、こども向けの企画展や公演を実施しています。また、両施設ともベビーベッド・ベビーチェア、授乳室が完備されており、iichiko総合文化センターでは、公演時の未就学児童の託児や親子室鑑賞サービスなども行っております。「友の会 びび」に入会して、芸術文化を日常生活に取り入れませんか？詳しくは、OPAMホームページ（<http://www.opam.jp/bivi>）をご覧ください。

第4章 様々な困難を抱える子どもと 親への支援

第1節 児童虐待に対する取組の強化

第2節 児童養護施設や里親など家庭に代わる養育（代替養育）の充実

第3節 貧困やヤングケアラーなど困難を抱える子どもたちへの支援

第4節 ひとり親家庭への支援

第5節 いじめ・不登校やひきこもりへの対応

第1節 児童虐待に対する取組の強化

1 めざす姿

- ・虐待でこどもが傷ついたり、命を落としたりすることがない社会をめざします。
- ・子育てに対する不安軽減を図るため、身近な場所で相談援助が受けられる体制を整えます。
- ・児童虐待を早期に発見し、迅速かつ的確な対応が可能となるよう、児童相談所等の体制強化や関係機関の連携により、多面的・継続的な見守りの仕組みづくりを行います。
- ・虐待を受けたこどもと、その家族との適切な関係の築き直しを行います。

2 具体的な取組

(1) 児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応

- ①児童虐待を受けたと思われるこどもを発見した人が速やかに通告できるよう、児童相談所全国共通ダイヤル「189（いちはやく）」の周知に取り組みます。また、「いつでも子育てほっとライン（電話）0120-462-110」にて24時間365日の相談に対応します。
- ②医療機関（産科・小児科）や乳幼児健診との連携により、支援が必要な妊産婦へ緊急的な住まいの提供や保健指導を受ける機会を提供するとともに、乳児のいる家庭への全戸訪問や、育児不安の強い親や児童虐待が懸念される家庭を対象に養育支援を行うなどの取組を促進し、虐待の未然防止を図ります。
- ③児童虐待の未然防止と早期発見に資するとともに、関係機関と連携し適切な時期に適切な支援につなげられるよう市町村職員や保健師、教職員、保育士等に対する研修を実施するなど、人材の育成に努めます。
- ④こどもとその家庭や妊産婦等を対象に、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働により、児童虐待の発生防止等のため、その必要な支援に係る業務全般を行う「こども家庭センター」の設置を促進します。
- ⑤要保護児童の早期発見や見守りが必要なこどもに適切な支援が行われるよう、市町村ごとに設置される「要保護児童対策地域協議会」の構成員の拡充を進め、病院、学校、認定こども園、幼稚園、保育所、配偶者暴力相談支援センターなど関係機関等との連携を図ります。
- ⑥児童虐待の発生に際しては、こどもの安全確保を最優先とし、平常時から警察との連携を密にするなどにより早期対応に努めます。
- ⑦11月の「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」等での啓発に努めます。

(2) 児童相談体制の強化

- ①増加を続ける児童虐待相談に確実に対応するため、児童相談所の職員配置など体制を強化します。
- ②重篤な虐待事例等対応が難しい事案にも適切に対処できるよう、また、様々な相談に専門的な支援ができるよう、児童福祉司に対し専門研修を実施するとともに、児童相談所に弁護士を配置することにより法的対応力の強化を図ります。
- ③心理的・精神的問題を抱えるこどもや、保護者に対するケア・指導を充実させるとともに家族再統合に向けた取組を充実させるため、児童相談所に勤務する精神科医師の配置体制を強化するほか、児童心理司等の育成や医療等専門機関との連携強化に努めます。
- ④中央児童相談所一時保護所における生活支援や教育面及び医療・心理面での支援や生活環

境について充実させるため、児童指導員や保育士に専門研修を実施するなどにより職員の資質向上を図るほか、居室の個室化等の環境改善を行います。

⑤児童相談の一義的な窓口である市町村を支援するため専門研修の開催や児童相談所への実習受入を行うなどにより市町村児童福祉担当職員のスキルアップを図ります。

⑥「児童家庭支援センター」における、地域におけるこどもや家庭に関する相談対応、児童相談所及び市町村をはじめとする関係機関と連携した支援等が適切に行われるよう、機能強化を図ります。

(3) 児童虐待の重大事例に関する検証等

児童虐待による死亡事件等重大事例が発生した場合には、事実関係を医療や法律、児童福祉等の専門家からなる社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談部会に報告し、課題や問題点を検証するとともに、再発防止策を講じます。

3 数値目標

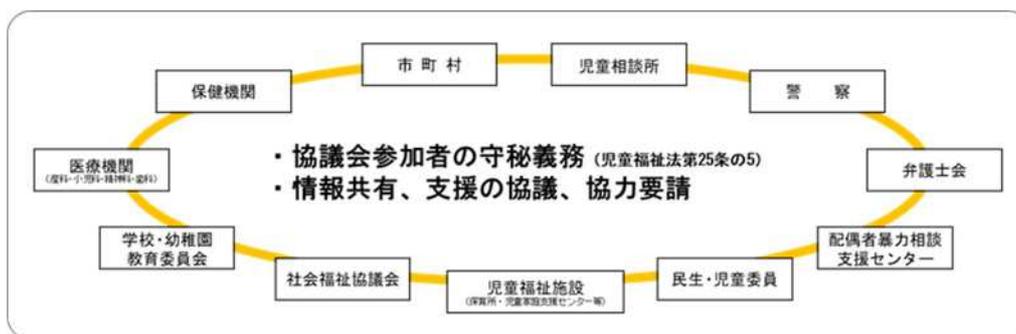
指 標 名	単 位	基 準 値	(年度)	目 標 値 (R11年度)
こども家庭センター設置市町村数	市町村	-	R5年度	18
市町村等児童福祉司任用資格取得研修受講者数(累計)	人	213	R5年度	275

トピック

「要保護児童対策地域協議会」について

児童虐待の早期発見・早期対応のためには、こどもや子育てに関わるあらゆる機関が緊密に連携することが不可欠です。「要保護児童対策地域協議会」は市町村、児童相談所、医療機関、学校など、虐待を発見しやすい立場にある機関がネットワークを組んで、こどもたちを守るための活動を行っています。県内では全市町村にこの「要保護児童対策地域協議会」が設置されていて、各機関の代表者による「代表者会議」、実務者による「実務者会議」、具体的なケースへの支援について話し合う「個別ケース検討会議」の開催等により、連携を図っています。

特に本県では、平成23年1月に県内で発生した児童虐待死事件を受け、「実務者会議」を毎月開催するようにして、ケースの情報共有と進行管理を徹底することで、虐待により幼い命が奪われることのないよう、関係機関の皆さんと一致団結して、きめ細かな対応に努めています。



トピック

「いつでも子育てほっとライン」について

こども子育て-よろず-ひやくと-ばん
(電話) 0120-462-110

子育ての喜びは何ものにも代えがたいものですが、一方で、悩みや不安もつきものです。仕事が忙しくて相談する時間が持てない、身近に相談できる相手がいないなどの理由で、一人で悩みを抱え込んでしまう方も少なくありません。

そこで、県では、こどもや子育てに関するあらゆる電話相談を24時間365日お受けする「いつでも子育てほっとライン」を開設しています。また、SNSによる相談も受け付けています（SNS相談は24時間受付ですが、オペレーターによる返信は平日9:00~16:00に限ります）。

どんな些細なことでも構いません。子育てに悩んだときは、ひとりで悩まず、まずは相談してください。

子育て中のすべての皆さんを応援します。

ひとりで悩まず、なんでもご相談ください!!

大分県

いつでも子育てほっとライン

0120-462-110

24時間365日対応



トピック

おかしいと感じたら迷わず連絡を！

「あの子、大丈夫かな」、「しつけにしては厳しすぎるような」と思っても、なかなかよその家庭に口出しできないと思われるかもしれません。

しかし、虐待を受けている子どもだけではなく、親自身も子育てに悩み、一人で悩みを抱え込んでしまっている場合も少なくありません。

周囲が早い段階で気づき、支援の手を差し伸べることが、児童虐待防止の第一歩となるのです。

まずは、下記にご連絡ください。

(連絡先)

○各市町村児童福祉担当課

○大分県中央児童相談所（電話）097-544-2016 ※以下の5市以外の市町村

○大分県中央児童相談所城崎分室（電話）097-579-6650 ※大分市

○大分県中津児童相談所（電話）0979-22-2025 ※中津市、日田市、宇佐市、豊後高田市

○児童相談所全国共通3桁ダイヤル 189



トピック

オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン

こども家庭庁では、11月の「秋のこどもまんなか月間」の取組の一つとして、毎年11月に「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を実施し、家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、児童虐待防止のための広報・啓発活動に集中的に取り組んでいます。

本県においても、オレンジリボンたすきリレー（主催：県社会的養育連絡協議会、県社会福祉協議会ほか）を行い、県民に児童虐待防止を呼びかけ、県庁、大分市役所、別府市役所を訪問し、こどもたちの明るい未来を願うメッセージを伝達しています。



第2節 児童養護施設や里親など家庭に代わる養育（代替養育）の充実

1 めざす姿

- ・様々な事情で親や家族と一緒に暮らせないこどもに、安全で安心して暮らすことのできる環境を提供します。
- ・こどもが自立した社会人として、社会に巣立つことを支援します。

2 具体的な取組

(1) より家庭に近い環境での養育の推進

- ①地域の中で養育者の家庭にこどもを迎え入れて養育を行う、里親やファミリーホームでの養育を推進します。
- ②里親が地域の理解と協力のもとにこどもの養育を行えるよう、里親制度の普及・啓発に努めます。
- ③親元を離れて生活するこどもが、生まれ育った地域で安心して暮らせるよう、各小学校区での複数の里親登録の推進に取り組みます。
- ④里親家庭等でこどもが安心して生活できるよう、里親やファミリーホームに対する研修を実施するとともに、児童養護施設等に配置した里親支援専門相談員を活用するなど里親等への支援の充実を図ります。
- ⑤里親支援センターの設置に向けた民間団体の育成に努めます。

(2) 児童養護施設等におけるケア形態の小規模化、地域分散化、高機能化

- ①できる限り良好な家庭的環境において養育できるよう、施設の小規模化かつ地域分散化を促進します。
- ②特に専門的な対応を必要とするこどもに、きめ細かなケアを行う環境を整えるため、本体施設の生活単位を小規模化します。
- ③早期の家庭復帰や里親養育等に向けた支援等、さらに専門性の高い施設養育を行うため、専門性のある職員を配置します。
- ④地域における家庭養育を支援するため、ショートステイなど、一時的にこどもを受入れる体制を整備します。
- ⑤こどもを養育する里親への支援として、レスパイトケアや里親支援専門相談員による訪問活動など、里親養育の支援を強化します。
- ⑥児童自立支援施設（二豊学園）や児童心理治療施設（愛育学園はばたき）による、特に専門的な対応を必要とするこどもへの支援を強化します。

(3) こどもの自立支援の強化

- ①社会的養護自立支援拠点事業者（児童アフターケアセンターおおいた）による生活や就労等の相談支援及び相互交流の場の提供等により、児童養護施設退所者等の自立を促進します。
- ②各児童養護施設に「職業指導員」を配置し、入所児童等に対する就労及び自立支援の充実を図ります。
- ③「児童自立生活援助事業（I型）」の充実及び関係機関との連携体制の構築を支援します。

(4) 施設や里親家庭で暮らすこどもの権利擁護と虐待の防止

- ①こどもの権利擁護の視点から、施設職員や里親等へ養育力向上のための研修を実施するとともに、アドボケイトによる面談、児童福祉審議会への意見表明制度等、こどもが自らの意

見を表明し、自己決定できる環境づくりを進めます。そのために、アドボケイトの募集及び養成に努めます。

- ②施設入所児童などへの虐待が疑われる場合には、「大分県被措置児童等虐待対応マニュアル」に基づき、事実関係を調査した上で、医療や法律、児童福祉等の専門家からなる社会福祉審議会児童相談部会に報告し、課題や問題点を検証するとともに、再発防止策を講じます。
- ③児童相談所による親子関係支援プログラムの実施など、様々な事情で家庭から離れて暮らさざるを得ない子どもが安心して家庭に戻るための取組を推進します。

3 数値目標

指 標 名	単位	基準値	目標値 (R11年度)	
			(年度)	
家庭に代わる養育を必要とするこどものうち 里親・ファミリーホームで養育するこどもの割合	%	39.1	R5年度	44～55
里親登録数	組	218	R5年度	280
児童養護施設の本体施設敷地内で行う小規模グループ ケア率	%	94.7	R5年度	100
地域小規模児童養護施設・分園型小規模グループケア数	か所	10	R5年度	16
児童家庭支援センター数	か所	5	R5年度	6
児童養護施設等の一時保護専用施設数	か所	3	R5年度	5
児童養護施設における基幹的職員研修課程の修了者数 (累計)	人	143	R5年度	183

トピック

「大分県社会的養育推進計画 2025 改定版」を推進します

親の病気や経済的困窮、親からの不適切な養育などの理由で親元を離れざるを得ない子どもたちが、児童養護施設などで生活しています。児童養護施設等の多機能化や里親・ファミリーホームへの委託の推進等の取組を通じて、「家庭養育優先原則」(※)を徹底するなどし、こどもの最善の利益を実現するため、「大分県社会的養育推進計画(令和2年度から令和11年度までの10カ年計画)」を策定し、令和7年3月に社会情勢等にあわせて改定を行いました。

(※) 平成28年の改正児童福祉法により、国や都道府県、市町村の責務として明記。

- ① まずは、こどもが家庭において健やかに養育されるよう保護者を支援すること。
- ② 家庭における養育が適当でない場合、こどもが「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう必要な措置を講ずること。
- ③ ②の措置が適当でない場合、こどもが「できる限り良好な家庭的環境」において養育されるよう必要な措置を講ずること。

第3節 貧困やヤングケアラーなど困難を抱える子どもたちへの支援

1 めざす姿

- ・子どもの現在及び将来がその生まれ育った家庭の事情等によって左右されることなく、全ての子どもが心身ともに健やかに育成されるよう、子どもたちへの教育・生活の支援や、子どもの居場所としての「子ども食堂」等、必要な環境の整備を進めます。
- ・全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現をめざします。

2 具体的な取組

(1) 教育の支援

①学校をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開

学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置づけ、学校教育による学力の育成やスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置促進、高等学校等における就学継続のための支援を行います。

また、学校で把握した支援が必要な子どもの状況について、学校ごとに福祉関係機関との情報連携を行い、子どもの貧困対策の推進を図ります。

②幼児教育の質の向上及び保育所等での子どもの貧困の早期発見

幼稚園・保育所・認定子ども園と小学校の交流活動や教職員間における教育内容の相互理解を促進するとともに、保育者や教職員に対して研修機会の充実を図ります。また、保育所等での保育コーディネーターと連携した子どもの貧困の早期発見に努めます。

③就学支援の充実

ア 経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して行う市町村の就学援助が適切に実施されるよう働きかけます。

イ 「高校生等奨学給付金制度」などによる経済的負担の軽減や低所得者世帯を対象とした生活福祉資金の周知と円滑な実施を図ります。

④大学等進学に対する教育機会の提供

経済的理由により修学困難な者に対する様々な給付型・貸与型奨学金について、必要な情報が届くよう制度の周知に努めるとともに、円滑な実施を図ります。

⑤こどもの学習支援

こどもの現在及び将来がその生まれ育った環境に左右されることがないように、希望する進学や就職の道に進めるよう関係機関と連携し、学習習慣の定着に向けた支援を行います。

(2) 生活の安定に資するための支援

①保護者の生活支援

生活困窮者自立支援法等に基づき保護者の支援に取り組むとともに、経済的な状況から社会的な孤立に陥らないよう、相談支援の充実を図ります。

②こどもの生活支援

ア 義務教育終了後、児童養護施設等を退所した児童に対して、日常生活上の援助や生活指導、就業支援を行います。

イ 地域の実情に応じて、質の高い教育・保育が適切に提供されるよう、幼児教育・保育の提供体制の確保を支援します。

ウ 保護者の生活支援と一体的に居場所の確保を図ります。

エ こどもの生活実態調査を行い、その結果を踏まえヤングケアラー等への適切な支援に取り組む市町村等を支援します。

③こどもの就労支援

ア 児童養護施設等の退所児童や親の支援のない子ども等への就労支援を行います。

イ 「ジョブカフェおおいた」において、高校生や高校中退者、若年求職者等の就職相談や就活の支援を行います。

④その他の生活支援

子育て世帯等の経済的負担を軽減するため、公営住宅への優先入居を進めます。

(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

生活困窮者やひとり親家庭の親への就労相談や職業訓練などを実施し、生活の安定が図られるよう努めます。

(4) 経済的支援

放課後児童クラブ利用における保護者負担金の減免や高校生等奨学給付金の給付等による経済的支援を行います。

(5) ヤングケアラー支援

①顕在化しづらい困難を抱える子どもたちの早期発見・早期支援につなげるための社会的認知度のさらなる向上を図ります。

②市町村や学校と連携したヤングケアラーの現況の把握に努めます。

③いち早く気づける周囲の大人を増やすための学校や民間団体等との連携を強化します。

(6) こどもの居場所づくりの支援

①市町村と連携し、「こども食堂」の開設に必要な経費や学習支援機能強化に伴う経費について助成します。

②開設希望者への相談対応や研修会を開催します。

③困りのある家庭の子どもや保護者の早期発見に繋げるため、関係者による「こども食堂ネットワーク」を形成します。

④市町村の「児童育成支援拠点事業」実施を促進します。

3 数値目標

指 標 名	単位	基準値	目標値
			(年度) (R11年度)
生活保護世帯に属するこどもの中学校卒業後の進路決定率	%	90.2	R5年度 99.2
生活保護世帯に属するこどもの高等学校卒業後の進路決定率	%	82.8	R5年度 97.9
児童養護施設のこどもの中学校卒業後の進路決定率	%	97.0	R5年度 100
児童養護施設のこどもの高等学校卒業後の進路決定率	%	100	R5年度 100

トピック

困難を抱えるこどもの対策

こどもの貧困率は11.5%(※)と、約9人に一人が貧困状態にあることから、こどもの貧困対策は国や地方公共団体が喫緊に取り組むべき社会的課題となっています。

また、経済的な問題だけでなく、様々な要因により発達段階において様々な機会が奪われ、人生全体に深刻な不利をもたらすことも大きな問題として考えられています。

こどもの現在及び将来が、その生まれ育った家庭の事情等によって左右されることのないように、全てのこどもたちが夢と希望を持って成長していけるよう、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する計画法律」等に基づき、施策を実施します。

※令和4年度 国民生活基礎調査

トピック

おおいたこども食堂ネットワークについて

こどもたちに食事の提供や、学習支援、体験活動の提供などに取り組むこどもたちの居場所である「こども食堂」は、県内に137か所(R6年6月末時点)あります。

県では、大分県社会福祉協議会にネットワーク事務局を設置して、こども食堂運営者向けの研修会や助成等の情報提供を行っています。また「フードバンクおおいた」とも連携して、食材の提供を行い、こども食堂が安定して運営できるように支援を行っています。

おおいたこども食堂ネットワーク

<https://lets-go-kodomosyokudo.oitakensyakyo.jp/>

TEL 097-558-0305

トピック

ヤングケアラーについて

ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものことで、責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

令和3年度の実態調査では、支援を必要とするヤングケアラーが県内に1,000人程度いるとの推計結果を受け、市町村や県・市町村教育委員会とともに、ヤングケアラー支援のための周知啓発や市町村における支援体制の構築に取り組んできました。

コロナ禍後の現状を把握するため、令和6年度に3年ぶりとなる2回目の実態調査を実施したところ、ヤングケアラーの状態にあるこどもが少なくとも約2,100人いると推計されます。その一方で、ヤングケアラーの認知度も約29%から約66%と大きく向上し、隠れていたヤングケアラーの顕在化につながったと、前向きに捉えています。ヤングケアラー状態のこどものうち相談経験のないこどもが約半数いることから、市町村とともに、周りの大人がこどもの困りごとに気付き、支援につなげる体制づくりに努めていきます。



第4節 ひとり親家庭への支援

1 めざす姿

- ・ひとり親家庭のこどもの心身にわたる健やかな育成をめざします。
- ・母子家庭の母及び父子家庭の父のそれぞれの状況に応じた取組を実施することにより、ひとり親家庭の親とこどもが健康で文化的な生活が実現する社会づくりをめざします。
- ・「ひとり親家庭のハンドブック」を作成配布するなど、各施策の周知に努めます。

2 具体的な取組

(1) 教育の支援

①母子父子寡婦福祉資金（就学支度資金、就学資金）

ひとり親家庭のこどもの就学支援のため、母子父子寡婦福祉資金（就学支度資金、就学資金）の貸付を行います。

②こどもの学習支援、就職支援の推進

③こどもの現在及び将来がその生まれ育った環境に左右されないよう、希望する進学や就職の道に進めるよう関係機関と連携し、学習習慣の定着に向けた支援を行います。

(2) 生活の安定に資するための支援

①相談事業の充実

ア 母子・父子自立支援員をひとり親家庭からのワンストップ相談窓口と位置づけ、子育てや生活、就業等に関する様々な相談に適切に対応します。

イ 大分県母子・父子福祉センターと母子・父子自立支援員の相互連携のもと、ひとり親の抱える様々な悩みや課題に的確に対応できるよう、相談従事者に対する研修を実施し、資質の向上を図ります。

②ひとり親家庭への支援施策の広報・周知の強化

ひとり親家庭への相談・就業・経済的支援などの施策について、様々なウェブサイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を活用した広報・周知を強化します。

③関係団体や地域との連携

ひとり親家庭が地域において気軽に相談や交流ができるよう、母子・父子福祉団体の活動を支援します。

④生活支援サービスの充実

ア ひとり親家庭の経済的負担を軽減するため、公営住宅への優先入居を進めます。

イ 母子生活支援施設入居者の自立を促進するため、施設と関係機関との連携を強化するなど機能の充実を図ります。

⑤養育費や面会交流の広報・啓発活動の充実

養育費や面会交流の必要性について、重点的な広報を行い、周知をします。

⑥養育費確保に向けた支援

養育費の取得手続き等について、母子・父子自立支援員がサポートを行うとともに、大分県母子家庭等就業・自立支援センターにおいて弁護士による無料法律相談を実施します。

⑦面会交流の実施に向けた支援

こどもと非同居親との面会交流について、無料相談会を通じ、具体的な方法などのアドバイスを行うとともに、親子の同意に基づく面会交流を支援します。

(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

①保育・子育て支援サービス等の充実

ア 就業促進やこどもの健全育成に資するため、ひとり親家庭における保育所や放課後児童クラブの優先的利用を促進します。

イ 就業活動や病気、冠婚葬祭等一時的に日常生活や子育てへの支援が必要となった場合、市町村が行うファミリー・サポート・センター事業等の利用を促進します。

②就職あっせん等の充実

ア 大分県母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就職相談や職業のあっせん等一貫した就業支援サービスを、公共職業安定所(ハローワーク)やひとり親家庭支援プラザ(大分市)、大分県消費生活・男女共同参画プラザ(アイネス)との連携により提供します。また、地域においては、母子・父子自立支援員がハローワークと連携し、就業相談等の支援を行います。

イ ひとり親家庭の就労に理解の深い企業を開拓することで、就職と就労を支援します。

③職業能力開発への支援

ア ひとり親家庭の親の職業能力開発を支援するため、指定教育訓練講座等修了者に対し受講費用の一部を訓練給付金として支給します。

イ ひとり親家庭の親で、看護師や介護福祉士、保育士等の資格取得が見込まれる者等に、訓練期間中の生活支援として、高等職業訓練促進給付金を支給します。

④支援機関の専門性の向上と連携の強化

母子・父子自立支援員への研修を実施するとともに、ハローワーク等との連携を強化します。

(4) 経済的支援

①児童扶養手当の支給や、母子父子寡婦福祉資金の貸付け等、経済的支援を行います。

②ひとり親家庭等が負担した医療費の一部について助成を行う市町村への支援を行います。

3 数値目標

指 標 名	単位	基準値	目標値
			(年度)
大分県母子・父子福祉センターへの相談件数	件	797	R5年度 610
大分県母子家庭等就業・自立支援センターでの自立支援プログラムの作成件数(2回以上面接)	件	33	R5年度 77
大分県母子家庭等就業・自立支援センター登録者の就業件数	件	26	R5年度 72
母子家庭のうち年間就労収入が300万円未満の家庭の割合(※)	%	R7.3公表 予定	R5年度 22.3
母子家庭等自立支援給付金を利用して資格取得のために修学した人の就職率	%	84.2	R5年度 100

※ 一定所得以下のひとり親家庭に支給される児童扶養手当を受給している母子家庭に対して、就業支援施策等を実施することにより、年間就労収入が300万円未満の家庭の割合を引き下げることを目指すもの

大分県母子・父子福祉センターでは、ひとり親家庭や寡婦の方の自立と生活安定を図るため、生活上の悩みや各種の相談に応ずるとともに、就業相談や職業あっせんなどの就業支援サービスの提供を行っています。

また、養育費や遺産相続などについては弁護士による予約制の無料法律相談も行っているほか、どなたでも利用できる研修室や会議室、和室の貸出しも行っています。

〈住所〉〒870-0907 大分市大津町2丁目1番41号

大分県総合社会福祉会館3階「大分県母子・父子福祉センター」

〈電話〉097-552-3313

〈ホームページ〉<http://oita-boshikafu.jp/>



大分県母子・父子福祉センター

ひとり親家庭の皆さんからの生活相談や就労相談に、専任の相談員が面接や電話・メールにより応じています。

また、弁護士の先生による無料の法律相談も実施しています。

「まだひとり親じゃないけど、制度を色々知っておきたい」「こどもの養育費について弁護士の先生に相談したい」「生活が安定しない」等、秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。

開館日時 平 日 8時30分～18時
月曜・日曜 8時30分～17時

休館日 土曜・祝日

所在地 大分市大津町2丁目1-41
大分県総合社会福祉会館3階

電話 097-552-3313

メール info@oita-boshikafu.jp



父子家庭のお父さんの
相談も承っています



母子・父子センターHP

無料法律相談

女性弁護士による無料法律相談を実施しています。
毎月1～2回、13時～17時（※事前予約が必要です）

離婚前相談

養育費

面会交流

雇用問題

DV

消費者問題

第5節 いじめ・不登校やひきこもりへの対応

1 めざす姿

- ・いじめや不登校など、こどもに関する悩みを身近な場所で相談できます。
- ・親や教師以外の大人に自分の悩みを相談することができます。
- ・学校に行きたいのに不安で行けないこどもの心を癒し、自分がしたいことや生き方を見つける場を提供します。

2 具体的な取組

(1) いじめ・不登校対策の強化・充実

- ①24時間子供SOSダイヤルやいじめ相談（メール）、LINE相談、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等によるいじめ等相談窓口を設置して、いつでもどこでも児童生徒や保護者から、いじめや悩みの相談ができるように相談体制の充実を図るとともに、複雑ないじめ事案等については生徒指導支援チームを派遣して早期の解決を図ります。
- ②SNSを利用したネットいじめやネット依存等が増加している傾向から、こどもへの情報モラルに関する教育を充実するなどの対策を講じます。
- ③こどもの気持ちに寄り添った相談を行うため、全ての公立学校に公認心理師等のスクールカウンセラーや社会福祉士等のスクールソーシャルワーカーを配置し、その活用を図ります。また、児童生徒の抱える様々な課題に対処する校内委員会については、福祉関係者等が参加する体制をさらに促進します。
- ④学校ごとに「いじめ防止基本方針」を策定し、校内いじめ対策委員会を設置していじめの予防や早期対応に取り組むとともに、重大な事態が起きた場合は設置者に報告して早期の解決と再発防止に取り組めます。
- ⑤地域児童生徒支援コーディネーターを県内市町村に配置し、不登校の未然防止を推進するとともに、不登校児童生徒に対しては、教育支援センター、学校、家庭、フリースクール等の関係機関が連携し、学校復帰を含めた社会的自立に向けた多様な教育機会を確保していきます。
- ⑥児童生徒にとって魅力ある学校・学級づくりに向け、生徒指導の三機能「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」を意識した授業づくりや、「人間関係づくりプログラム」を実施することにより、不登校の未然防止に取り組めます。
- ⑦不登校児童生徒に対して、教育センターの訪問型支援や大学生サポーター等による校外での補充学習教室の実施など、学校以外の学びの場における教育機会を確保します。
- ⑧県や市町村が「いじめ対策連絡協議会」を設置して教育、人権、福祉、警察等の関係機関が連携をしていじめの防止に向けて取り組むとともに、重大事態の時には調査機関を設けて解決と再発防止に取り組めます。
- ⑨1人1台端末を活用し、こどもたちが抱える不安や困りの早期認知・早期対応を図ります。

(2) ひきこもり等の若者への支援

不登校やひきこもり、就労等の社会的自立に困難な悩みを抱える青少年やその家族等に対しおおいた青少年総合相談所（おおいたひきこもり地域支援センター、おおいた子ども・若者総合相談センター、児童アフターケアセンターおおいた、おおいた地域若者サポートステー

ション)が多様な分野、機関、専門職等と連携を図りながら、相談・支援を行っています。

また、社会資源WEBサイト「このゆびとまれ」を活用し、各市町村の支援情報などを広く周知するなど、身近な地域での支援を推進していきます。

(3) こどもの自殺対策の推進

いのち支える大分県自殺対策計画に基づき、自殺対策を総合的に推進していきます。特に、18歳以下の自殺は、学校等の長期休業明けに急増する傾向があることから、休業前から休業期間中、休業明けの時期にかけて、こどものSOSキャッチや見守り等の取組を推進します。

3 数値目標

指 標 名	単位	基準値	(年度)	目標値
				(R11年度)
学校内外の機関等による専門的な相談・指導を受けた不登校児童生徒の割合(小学校)	%	81.6	R5年度	93
学校内外の機関等による専門的な相談・指導を受けた不登校児童生徒の割合(中学校)	%	67.2	R5年度	85
いじめの解消率(小学校)	%	91.0	R5年度	96.3
いじめの解消率(中学校)	%	85.5	R5年度	94.6
いじめの解消率(高校)	%	81.5	R5年度	93.3
子ども・若者総合相談センター/ひきこもり地域支援センターから支援先につないだ割合	%	38.1	R5年度	45.3

トピック

「おおいた青少年総合相談所」について

おおいた青少年総合相談所では、以下の支援機関を1か所に集約し、就学や就労、生活等、さまざまな悩みや困難を抱えるこども・若者やそのご家族に対する相談・支援を行っています。お気軽にお問い合わせください。



■1F・2F 「おおいた子ども・若者総合相談センター／ おおいたひきこもり地域支援センター」

子ども・若者の不登校・ニートなど諸問題の相談（対象～39歳）や、ひきこもりに関する相談（年齢制限なし）の窓口です。

状況に応じて適切な支援ができる機関等の紹介や当事者およびその家族に対するサポートを行っています。

■1F・2F 「児童アフターケアセンターおおいた」

児童養護施設や里親家庭を巣立った方々等に対し、日々の生活の困りごとや仕事について一緒に考え、1人ひとりの状況に応じてサポートしていきます。

■3F 「おおいた地域若者サポートステーション」

働く事に悩みを抱える15～49歳の方へ、個別相談を中心に就労に向けたプログラムや職場体験など一人ひとりに合った「働くためのサポート」を行っています。

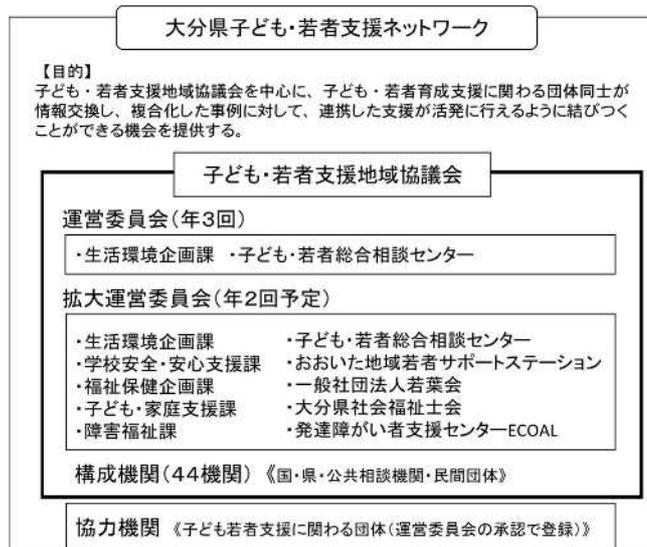
【お問い合わせ】 おおいた青少年総合相談所（大分市中央町1-2-3 KNTビル）

【電話】097-534-4650 【ホームページ】<http://oita-konet.net/>

トピック

「大分県子ども・若者支援地域協議会」について

社会生活を円滑に営む上で困難を有するこども・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施するため、「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「大分県子ども・若者支援地域協議会」（平成25年3月設置）において、様々な分野の支援機関が連携して、総合的かつ着実に施策を推進します。



第5章 多様性を尊重し受け容れる社会づくり

第1節 障がい児への支援

第2節 在住外国人の親と子どもへの支援

第3節 性的指向等に悩みを抱える子どもへの支援

第1節 障がい児への支援

1 めざす姿

- ・障がいのあるこどもが、身近な地域で、成長段階に応じた切れ目のない一貫した支援を受けられます。
- ・障がいのあるこどもの家族が、周囲の無理解に悩み、周囲から孤立することがないよう、家族に寄り添った支援を充実します。

2 具体的な取組

(1) 障がいのあるこどもの個々の状況に応じた発達支援

- ①乳幼児期の疾病や障がいに早期に気づき、適切な治療や療育につなげるため、市町村における乳幼児健診の充実を図ります。
- ②在宅の障がい児への支援に当たっては、実施主体である市町村と連携し、児童福祉法による障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等）と、障害者総合支援法による支援（居宅介護、短期入所、日中一時支援等）を組み合わせ、障がい児が身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実を図ります。
- ③保育所や放課後児童クラブにおいて障がい児とその家族が必要な支援を受けられるよう、職員の専門性を高める研修を実施します。また、保育所等において、園内での問題解決や必要に応じて専門機関と連携するための保育コーディネーターを養成し、障がい児の受入れを市町村と連携して支援します。
- ④発達が気になるこどもや家庭環境が気になるこどもなどを含め、すべてのこどもがライフステージを通じて適切な支援を切れ目なく受けられるようにするため、特に小学校就学前後における関係者間の情報連携・支援体制の構築を図る「大分県就学前後の切れ目ない支援体制構築のためのガイドライン」の活用を推進します。また、幼児教育保育施設が作成する「5歳児指導の記録」を活用し、関係機関との連携を図ることもできます。
- ⑤就学時における情報の確実な引継ぎが行われるよう、各関係機関が障がい児の支援に関する情報を共有し、それまでの経過を踏まえた一貫した支援を行うための相談支援ファイルの周知、配布及び活用を関係機関と連携して推進します。
- ⑥施設に入所している障がい児に対し、18歳以降も継続した支援が受けられるよう市町村との連携を図るとともに、障がいの重度化・重複化への対応や自立支援の機能強化等の支援目標を明確化し、個別支援計画を踏まえたきめ細かな支援を行います。
- ⑦障がい児の在宅支援の実施主体である市町村と、地域の中核的な相談・療育施設である児童発達支援センターが連携して、センターを中心とする障がい児に関わる保健、医療、福祉、教育、就労支援各関係機関等のネットワークづくりを進めるよう支援します。

(2) よりきめ細かな対応が必要な障がいのあるこどもへの支援

- ①早期発見から早期の相談支援につながるよう、1歳6か月児健診・3歳児健診等におけるアセスメントツールの導入推進により、発達障がいに関するスクリーニング精度の向上を図ります。
- ②発達障がいの診断や治療等が可能な医療機関が少なく、特定の医療機関に診療が集中していることから、専門研修等を行うことにより、発達障がいに対応可能な医療機関の増加を図

ります。また、医療機関を含む関係機関の連携強化、及び新たな情報共有の仕組みづくりを進めることにより、発達障がい児に対する診察待ち期間の短縮を図ります。

- ③発達障がい児の支援にあたっては、大分県発達障がい者支援センター「ECOAL（イコール）」において専門人材を養成し、地域の保育所等に派遣するなど、発達障がい児支援の質の向上とネットワーク強化を図ります。
- ④医療的ケア児やその家族が、状況に応じた適切な支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他関連分野と連携する支援センターを運営するとともに、専門人材の育成やサービスの充実を図ります。
- ⑤強度行動障がいのあるこどもは、自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、飛び出しなど危険につながる行為をする、といった本人の健康を損ねる行動や、他人を叩いたり物を壊すなど、周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動を頻繁に起こすため、特別に配慮された支援が必要です。こどもの特性を十分理解した上で適切な支援が行われるよう、施設の支援員等を対象とした専門研修を実施します。

(3) 障がいのあるこどもの家庭への支援

- ①家族の介護負担等の軽減とこどもの多様な体験や余暇活動の充実のため、市町村と連携して、放課後等デイサービスや短期入所、児童発達支援センター等の充実を図ります。
- ②親の会など家族団体は、同じ障がいのあるこどもの親同士が気軽に本音を言い合うことができる情報交換の場として重要な役割を果たしていることから、家族団体主催行事等を広く情報提供するほか、家族同士の交流や研修会などの活動を支援します。
- ③障がいのあるこどもを育てている保護者の不安や悩みに寄り添うことができるペアレントメンターの派遣を行い、保護者の孤立感や負担感を軽減するための取組を行います。
- ④こどもの発達が気になる保護者に対し、こどもの特性に対する客観的な理解の仕方や関わり方を学ぶことができる研修会（ペアレントプログラム）を実施します。
- ⑤家族が困ったときに、身近な場所で安心して相談できるよう、市町村自立支援協議会の充実を図るとともに、相談支援従事者の支援技術の向上及び児童発達支援センターにおける家族への相談支援の充実を図ります。
- ⑥発達障がいはその特性から周囲の理解が得られにくく、障がいのあるこどもを抱える家族は孤立しがちになるため、パンフレットの作成・配布や講演会等を通じて広く県民に向けた普及・啓発を行います。

(4) 特別支援教育の推進

- ①障がいのあるこども一人ひとりのニーズを把握し、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した的確な支援を行うため、保護者や福祉・医療等の関係機関と連携して個別の教育支援計画の作成を促進します。
- ②障がいのあるこどもの指導に携わる教員の専門性を向上させるため、特別支援学校教諭免許状の取得促進や、ICT機器の効果的な活用、外部専門家による校内研修を充実させ、指導や支援の充実を図ります。
- ③特別支援学校において、小・中学校等の教員の要請に応じた支援や、特別支援教育全般に関する相談・情報提供等、地域の特別支援教育のセンターとしての機能充実を図ります。
- ④特別支援学校及び幼稚園、小・中・高等学校等に学校内の支援や他機関との連絡調整を行う特別支援教育コーディネーターを配置し、障がいのあるこどもに対する支援体制の整備・充実を図ります。

- ⑤発達障がい等の障がいのある子どもへの支援・指導の方法等について助言等を行うため、幼稚園や保育所、認定こども園、小・中・高等学校等を対象に、特別支援学校教員による巡回指導を実施します。
- ⑥特別支援学校において、各圏域の企業、福祉・労働機関等の関係者との連携を強化し、産業現場等における実習の受入れや就労等に関する啓発、職場開拓等を促進し、進路指導・就労支援の充実を図ります。
- ⑦通常の学級に在籍する障がいのある子どもに、障がいの状態に即した適切な指導や支援を行うために、専門性を備えた教員が担任する通級指導教室の充実に努めます。

3 数値目標

指 標 名	単位	基準値	(年度)	目標値 (R11年度)
知的障がい特別支援学校高等部生徒の一般就労率	%	23.9	R5年度	全国平均+2%
「適切な学びの場として通級での指導を受ける人数(人)」	人	437	R5年度	570
「『個別の教育支援計画』の作成率(通常学級に在籍し、必要な児童生徒への作成率)(%)」(小学校)	%	79.8	R5年度	92.0
「『個別の教育支援計画』の作成率(通常学級に在籍し、必要な児童生徒への作成率)(%)」(中学校)	%	94.9	R5年度	98.4

トピック

障がいのある人への「合理的配慮」について

平成28年4月に「障害者差別解消法」と「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」が施行されました。

法や条例では、障がいのある人が、障がいのない人と同じように、教育や就業、その他の社会生活に平等に参加できるよう、「合理的配慮」を行うことが求められています。

「合理的配慮」とは、障がいのある人の障がいの特性や困りごとに応じ、過度な負担になりすぎない範囲で行う配慮のことで、例えば、視力の弱い子どもが読めるように、大きな文字を書いてあげるなどのことです。

さらに、令和6年4月の改正法の施行により、私立学校や学習塾等の民間事業者にも対象が拡大されました。

障がいのある子どもへの「合理的配慮」の取組を一層進めていくことは、子育て支援にもつながるとともに、障がいのある人が社会参加のしやすい共生社会の実現が図られることとなります。

トピック

インクルーシブ教育システムの実現に向けて

(インクルーシブ教育システム)

人間の多様性の尊重の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を最大限まで発達させることを可能とする目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み

平成26年1月に「障害者の権利に関する条約」が批准され、平成28年4月1日には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、令和6年4月1日には、「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応方針」が施行されました。学校教育においては、障がいのあるこどもの自立と社会参加を目指した取組を含め、「共生社会」の形成に向けて、重要な役割を果たすことが求められています。そのためには、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育が推進され、障がいのあるこどものニーズに応じ、適切な合理的配慮の提供がなされるような体制の整備を引き続き進めていきます。

トピック

「児童発達支援センター」について

児童発達支援センターは、県内全ての障がい福祉圏域（6圏域）に設置されており、通所による障がい児の療育訓練のほか、地域における障がい児支援の拠点として、「地域で生活する障がい児や家族への支援」「地域の障がい児を預かる施設に対する支援」などを行っています。



センターでの療育（こじか園）

今後も、障がい児とその家族を地域で支えるため、センターを中核として、障がい児支援に関わる各関係機関の連携によるネットワークづくりを進めていきます。

【児童発達支援センター】

(令和6年10月1日現在)

圏域	所在地	センター名	定員(人)
東部	別府市	児童発達支援センターひばり園	16
	別府市	児童発達支援センターひめやま	30
	日出町	みのり学園 児童発達支援センター「プリンちゃん」	20
中部	大分市	大分こども発達支援センター つばさ学園	30
	大分市	児童発達支援センターこじか園	16
	大分市	こども発達支援センターもも	16
	大分市	博愛こども発達支援センター あそびのお城	30
	大分市	こどもセンター かおるおか	24
	大分市	児童発達支援センター ココカラりんく	38
	大分市	こども発達・子育て支援センター わくわくかん	30
	大分市	こども発達支援センター 大分なごみ園	16
	臼杵市	児童発達支援センター めぐみ	13
	南部	佐伯市	児童発達支援センターつぼみ
豊肥	豊後大野市	こども発達・子育て支援センターなかよしひろば	24
西部	日田市	児童発達支援センター び〜と	8
	玖珠町	こども発達支援センターあ〜く	16
北部	中津市	つくし園 医療型児童発達センター	30
	中津市	こども支援センター にじいろciel	30
	宇佐市	地域総合支援センター どんぐり	20

第2節 在住外国人の親と子どもへの支援

1 めざす姿

- ・地域に暮らす外国人の親と子どもが、言葉や文化、習慣の違いに困ることなく、安心して子育てできます。
- ・外国人の子どもが、学校や地域で仲間はずれにされたり、自分を嫌いになったりすることなく、生き生きと暮らすことができます。

2 具体的な取組

(1) 在住外国人・留学生への情報提供と支援

- ①在住外国人の方々が安心して子育てできるよう、「大分県外国人総合相談センター」において、生活に関わる様々な事柄について相談対応を行うとともに、メールや情報誌により生活情報の提供を行います。また、多くの言語に対応した通訳・翻訳ボランティアの紹介・派遣等の取組を行います。
- ②「大学コンソーシアムおおいた」において、留学生向けの各種相談対応やリユース物品のあっせんなどによる生活支援、人材情報バンク「アクティブネット」の運営やホームステイ交流、留学生を講師とする各種教室の開催などにより地域活動への参画支援を行います。また「おおいた留学生ビジネスセンター」において、留学生の就職と起業の支援を行います。

(2) 地域や学校における異文化理解の取組

- ①地域や学校において、異文化理解を促進する学びや留学生等外国人との交流の機会を設けます。
- ②異文化を尊重する態度や異なる習慣・文化を持った人々とともに生きていくための態度を育成します。

(3) 外国人児童生徒の自己実現の支援

- ①外国人児童生徒が自らの在り方生き方に自信と誇りを持ち、自己実現を図ることができるように支援します。
- ②外国人児童生徒に関わる指導を充実するため、学校での教育支援体制の充実と教職員研修を推進します。
- ③PTA活動等様々な機会を捉えて、学校で外国人児童生徒と共に学ぶ意義と教育活動についての理解を図るとともに、NPO等との連携を図り、外国人の持つ文化や生活習慣等多様性を尊重する態度の育成に努めます。

トピック

「おおいた国際交流プラザ」について

「おおいた国際交流プラザ」では、県内に居住されている外国人の方々のお手伝いをしています。お気軽にご相談ください。

○大分県外国人総合相談センター（県受託事業）

【相談時間】毎週月～土曜日 10:00～17:00

（第2、第4月曜日（祝日の場合は翌日）及び年末年始を除く）

専用回線 097-529-7119

【相談言語】英語、中国語、韓国語、ベトナム語、インドネシア語、ネパール語、タイ語など全22言語
また、以下の通り専門相談を行います。

- ・専門家（弁護士、行政書士）による相談……毎週土曜日 13:00～16:00
- ・中国語による相談……毎月第1、第3木曜日 10:00～13:00
- ・タガログ語による相談……毎月第1土曜日、第3火曜日 13:00～16:00

○メールによる情報発信

「国際交流プラザ無料配信メールO I P M」に登録いただくと、イベント情報はもとより、県内の生活情報やお得な情報、さらに、いざという時の災害情報などを携帯メールで受け取ることができます。

【対応言語：日本語、やさしい日本語、英語、中国語】

○通訳・翻訳ボランティアの登録及び紹介・派遣

13か国語の通訳・翻訳ボランティアを登録し、紹介・派遣を行っています。また、通訳・翻訳ボランティアの登録も随時受けつけています。

【対応言語：英語、韓国語、中国語、スペイン語、フランス語、ロシア語、ドイツ語、ポルトガル語、イタリア語、ベンガル語、インドネシア語、タガログ語、タイ語】

詳しくは「おおいた国際交流プラザ」までお問い合わせください。

（住所）大分市高砂町2-33 （TEL）097-533-4021 （FAX）097-533-4052

（HP）<http://www.oitaplaza.jp/> （E-mail）in@emo.or.jp

★なお、生活に関するお悩みやお困りごとについては、お住まいの市町村でもご相談いただけます。

トピック

「特定非営利法人 大学コンソーシアムおおいた」について

「大学コンソーシアムおおいた」は、数多くの留学生が学び、生活しているという大分県の地域特性を活かし、県民と留学生との交流を促進しながら、留学生に対する支援、地域社会との連携並びに国際性あふれる人材の育成等に資する事業を行い、世界に開かれた活力ある地域づくりに貢献することを目的としています。

詳しくは「大学コンソーシアムおおいた」までお問い合わせください。

（住所）大分市金池南1丁目5番1号 ホルトホール大分2階

（TEL）097-578-7400 （FAX）097-578-7401

（HP）<http://www.ucon-oita.jp>

（E-mail）info@ucon-oita.jp



留学生との交流事業の様子



第3節 性的指向等に悩みを抱える子どもへの支援

1 めざす姿

- ・すべての子どもが自分の性的指向・ジェンダーアイデンティティを尊重され、自分らしく生きることのできる社会の実現をめざします。

2 具体的な取組

- ・性の多様性への理解促進のため、社会全体の啓発に取り組むとともに、学校においても、教育活動全体を通じて性の多様性についての理解を深める教育を推進します。
- ・LGBT等相談窓口や交流会により様々な悩みを抱える子どもやその家族などからの相談に幅広く対応します。
- ・関係機関等と連携して、家庭や学校生活における様々な困りごとの解消に取り組みます。

トピック

性的少数者が安心して暮らせる社会に向けて～LGBT等相談窓口～

令和5年6月に「LGBT理解増進法」が施行されました。県では誰もが自分のジェンダーアイデンティティを尊重され、自分らしく生きることができる社会の実現のため、「性の多様性」に関する県民の理解促進のための啓発に取り組んでいます。

その他にも、LGBT等相談窓口を設置し、性的指向やジェンダーアイデンティティについて悩みを持つ当事者や、保護者、関係者等からの相談を受け付けています。特に、若年層の声を広く拾うため、令和6年度よりSNS相談を加え、相談しやすい体制を整備しています。

LGBT等相談窓口図案

相談無料・秘密厳守

LGBT等相談

SNSで相談

詳しくはこちら▲

毎週水曜日・金曜日 19:00～22:00

電話とメールでも相談できます。

第6章 将来の見通しを持つことができ、結婚、妊娠・出産の希望が叶う環境づくり

第1節 結婚、妊娠・出産への支援

第2節 若者の就労支援

第1節 結婚、妊娠・出産への支援

1 めざす姿

- ・子どもが、愛情あふれる温かい雰囲気の中で、生命の大切さや親になることによる喜びと責任について、実感を持って学び、考えることができます。
- ・結婚を希望する若い世代がパートナーと出会い、家庭を築くことができます。
- ・思春期の頃から自分の健康に興味を持ち、妊娠・出産の正しい知識を身につけ、自分の生活や健康に向き合いながら、自らライフデザインを描くことができます。
- ・不妊に悩む人たちが安心して相談できることで精神的な負担が軽減され、また、不妊治療にかかる経済的な負担についても軽減されます。
- ・両親や友人の結婚生活を肯定的に捉えています。

2 具体的な取組

(1) 次代の親の育成

①次代の親になるための意識の醸成

- ア ふれあいや対話を通して、家族のきずなを深めるため、「大分県青少年の健全な育成に関する条例」で定める「家庭の日」(毎月第3日曜日)の普及・啓発を進めます。
- イ 若い世代が、将来、家庭を持つことや親になること等を意識する機会として、仕事、結婚、妊娠、出産、子育てといったライフデザインに関する学習の充実を図ります。
- ウ これから子どもを持つことを希望する夫婦が、子育てやキャリア、人生等のライフプランを共有し、その実現を後押しするための啓発講座等を行います。
- エ 若い世代の男女を問わず、性や健康に関する正しい知識を身につけ、健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの取組を推進します。

②若者の自立への支援

- ア 全ての意志ある生徒が安心して教育を受けることができるよう、授業料負担の軽減を図る高等学校等就学支援金の支給、低所得世帯への高校生等奨学給付金の給付、及び経済的理由により修学が困難な生徒に対する奨学金の貸与により、修学を支援します。
なお、高等学校等就学支援金の支給を受けてもなお授業料負担の残る私立高校生の世帯に対しては、授業料の減免により支援を行います。
- イ 工科短期大学校では学卒者等を対象に、高等技術専門校では学卒者、離転職者等を対象に、技術や技能を習得し、インターンシップ等を通して働くことの意義等を理解してもらうことにより、職場理解の促進と職場への定着を図ります。

(2) 結婚支援の充実

- ①個人の意思を尊重しつつ、結婚や家庭を持つことによる喜び等を啓発します。
- ②OITAえんむす部出会いサポートセンターを運営し、お見合いサービスを提供するとともに、結婚につながる丁寧なサポートを行います。また、企業・団体、市町村等と連携し、多様な出会いの場を提供します。

(3) 妊娠・出産に係る相談支援サービス等の充実

- ①市町村の子ども家庭センターによる、妊娠期から子育て期・乳幼児期等への切れ目ない総合的相談支援や、身近な地域で子育て応援する「地域子育て拠点」の取組を推進します。

②これから妊娠適齢期を迎える若者等に、生殖機能や、妊娠、不妊症、不育症、男性不妊等に関する正しい知識の普及・啓発を図るため、出前講座や女性の健康アプリ等を利用した周知を行います。

(4) 不妊に悩む人への支援

①「おおいた不妊・不育相談センター」の周知と専任助産師、生殖医療専門医師、生殖心理カウンセラー（公認心理師）、胚培養士の配置により相談体制の充実を図り、相談内容に応じた丁寧な対応を行い、不妊症・不育症に悩む人たちの精神的負担の軽減に努めます。

また、流産や死産等の周産期にこどもを亡くした方への相談支援を行います。

②不妊検査及び不妊治療費の一部助成などを行い、早期の医療機関への受診と治療を促し、経済的な負担を軽減します。

③不妊治療と仕事の両立を支援するため、経済界と連携し、不妊・不育に対する理解促進のための普及・啓発を行います。

3 数値目標

指 標 名	単位	基準値	(年度)	目標値 (R11年度)
出会いサポートセンター成婚数（累計）	組	197	R5年度	510
不妊治療費（先進医療）助成件数	件	241	R5年度	増加
妊活応援検診（不妊検査費）助成件数	件	280	R5年度	増加
プレコンセプションケアの啓発にかかる講座の受講者数	人	1,912	R5年度	2,000

トピック

結婚を本気で希望する若者を応援！

「OITAえんむす部出会いサポートセンター」

OITAえんむす部出会いサポートセンターでは、結婚を希望する若者を対象とした、会員制のお見合いサービスを提供しています。

(所在地) 大分市高砂町2番50号

(TEL) 097-578-7777

(ホームページ) 「おおいたえんむすぶ」で検索

<http://www.oita-enmusubu.com>



トピック

おおいた不妊・不育相談センター(hopeful)

不妊や不育のお悩みに、専任助産師による相談のほか、生殖医療専門医や生殖心理カウンセラー、胚培養士による専門相談を実施しています。

(電話番号) 080-1542-3268

(電話相談) 火曜日～金曜日 12:00～20:00

土曜日 12:00～18:00

(メール) ホームページの相談フォームから送信してください。



トピック

正しい知識を持って、ライフデザインを考えよう！

若い世代の皆さんが自分の人生を自分で決めるためには、早い時期から、妊娠や出産、子育てに関する正しい知識を持ってライフデザインを考えることが大切です。

①プレコンセプションケア啓発動画

高校生を対象に「プレコンセプションケア」について学ぶ動画を作成しました。「プレコンセプションケア」とは、若い男女が将来のライフプランを考えて、日々の生活や健康と向き合うことです。向き合うきっかけとして動画を御覧下さい。

- (1) プレコンセプションケアってなに？
- (2) 女性の性について
- (3) 男性の性について
- (4) 妊娠・避妊について
- (5) 生活習慣って大切な？(食事編)
- (6) 感染症予防について



第2節 若者の就労支援

1 めざす姿

- ・若者が働く意欲を持ち続けられるような雇用の場を開拓します。
- ・「働きたいけど、働けない」と悩む若者の気持ちに寄り添った支援を受けられます。
- ・早い段階からの職業体験活動等を通じ、働くことの大切さを学ぶとともに、夢や実感を持って将来の仕事を考えることができます。
- ・若者が安定した生活基盤を確保することで、結婚や出産など、将来の夢を描くことができます。

2 具体的な取組

- ①様々な業種をバランスよく企業誘致することで、進出企業と地場企業の共生・発展を図り、雇用の場の創出に努めます。
- ②「ジョブカフェおおいた」において、就職相談や企業情報の提供、就職支援セミナーの実施等個々の状況に応じたきめ細かな就業支援に取り組みます。
- ③こども一人ひとりの勤労観・職業観を育てるために、地域や学校の実態、児童生徒の特性や進路希望等を考慮しながら、職場体験やインターンシップなどの社会体験活動を積極的に導入します。また、こどもたちが自分の将来や進路に対して理解を深めながら、集団や社会の中で自己を生かそうとする資質や能力を育むキャリア教育の推進を図ります。
- ④農林水産業への理解を深めるため、小・中・高校生を対象に知識の普及や体験の場の提供に努めます。また、農山漁村の後継者や新規参入者を支援するため、技術の普及や経営への参画に関する指導を行うとともに、各種資金の融資等を行います。

3 数値目標

指 標 名	単位	基準値	（年度）	目標値 （R11年度）
若年者（45歳未満）就職率	%	35.5	R5年度	40
新規高卒者の県内就職率	%	73.7	R5年度	77.9
（農業・林業・水産業）新規就業者数	人	467	R5年度	440

トピック

「ジョブカフェおおいた」について

ジョブカフェおおいたは、概ね49歳以下の若者の県内就職を支援するために、県が設置した機関です。大分市の本センターをはじめ、県下4市（別府市、中津市、日田市、佐伯市）に「サテライトオフィス」を設置しています。

（主な業務内容）

- 就職相談・企業情報・求人情報の提供
- 職業適正診断
- 企業見学会
- 就職支援セミナー
- 応募書類の添削、模擬面接



名称	場所	TEL	開所時間
ジョブカフェおおいた本センター	大分市中央町 3-6-11 (ガレリア竹町内) ~R7.8月まで	(097) 533-8878	月~土 9:30~18:00 (祝日、年末年始除く)
別府サテライト	別府市中央町 7-8 (別府商工会議所内)	(0977) 27-5988	月~金 8:30~17:15 (祝日、年末年始除く)
中津サテライト	中津市殿町 1383-1 (中津商工会議所内)	(0979) 22-1207	月~金 8:30~17:30 (祝日、年末年始除く)
日田サテライト	日田市三本松 2-2-16 (日田商工会議所内)	(0973) 23-6898	月~金 8:30~17:30 (祝日、年末年始除く)
佐伯サテライト	佐伯市向島 1-10-1 (佐伯商工会議所内)	(0972) 23-8730	月~金 8:30~17:30 (祝日、年末年始除く)

トピック

「森の先生」による森林・林業体験活動

次世代を担う子どもたちに、森林や自然に対する理解を深めてもらうため、「森の先生」による森林体験活動の促進に取り組んでいます。

「森の先生」は、森に関する専門知識や森林・林業体験活動等の経験を有する専門家で、243名（R6.4月現在）が登録されており、県内各地の保育所や幼稚園、小・中学校・放課後児童クラブなどからの要請に応じて、自然観察会やネイチャーゲーム、森林・林業体験などの指導を行っています。

身近にある樹木や季節の草花、昆虫、木の実などから自然の不思議を学ぶほか、森の手入れや竹笛作り、葉っぱ遊びなどの様々な体験をとおして、森林への理解を深めるとともに、子どもたちの豊かな感性が育まれています。



<自然観察会>

第7章 地域ぐるみでこどもを育む環境づくり

第1節 地域子育て支援サービスの充実

第2節 幼児期の教育・保育の環境整備

第3節 子育て支援者の育成

第4節 子育て支援サービスに関する情報提供の充実

第5節 子育て支援のネットワークづくり

第1節 地域子育て支援サービスの充実

1 めざす姿

- ・こどもや子育てについて悩んだり、困ったりした時に、気軽に話を聴いてもらったり、相談できる場所が身近にあります。また、必要な子育て支援サービスを気軽に受けられるよう地域社会全体で子育てを応援する体制を構築します。
- ・外国人や多子・多胎児など多様なニーズに対応した子育て支援サービスを気軽に受けられ、安心して子育てができます。
- ・こどもを預けて、ちょっと用事を済ませたり、外出したりすることができます。
- ・こどもが、放課後も楽しくのびのびと安心して過ごすことができます。
- ・こどもが、保育所等から小学校に進んだ後も、保護者は安心して働くことができます。

2 具体的な取組

- ①24時間365日体制でこどもと子育てに関するあらゆる電話相談を受ける「いつでも子育てほっとライン（電話）0120-462-110」やラインによる子育て相談を充実するなどにより子育ての不安解消を図ります。
- ②多様なニーズに対応するため、市町村枠を超えた子育てを応援する等、子育てサービスの柔軟な運用を促進します。
- ③主に乳幼児とその保護者が気軽に集い、交流や育児相談等ができる「地域子育て支援拠点」の設置を促進し、地域全体で、こどもの育ち・親の育ちを支援するための取組を推進します。
- ④子育て支援施設や交流施設の整備など、支援環境の充実に向けた取組を促進します。
- ⑤利用者にとって身近で、利用しやすい地域子育て支援拠点等で子育て家庭の個別ニーズを把握し、家庭に出向く「訪問支援」や、相談・情報提供等を行う「利用者支援事業」の充実を図ります。
- ⑥保育者への送迎やこどもの預かりなど、地域の人たちが会員制で子育てを助け合う「ファミリー・サポート・センター」の実施を促進します。
- ⑦保護者の病気や育児疲れの解消のため一時的に保育所等でこどもを預かる「一時預かり」や、保護者の就労要件を問わず月一定時間まで利用できる「こども誰でも通園制度」を促進します。
- ⑧認定こども園や幼稚園、保育所等における、地域の子育て家庭に対する相談や、施設を活用した親子交流の場の開設による情報提供など、保育士等の専門性を活用した地域の子育て支援の取組を促進します。
- ⑨「大分県就学前後の切れ目ない支援体制構築のためのガイドライン」に基づき、すべてのこどもがライフステージを通じて適切な支援を切れ目なく受けられるようにするため、特に小学校就学前後における関係者間の情報連携・支援体制の充実を推進します。
- ⑩保護者が病気等の理由により、家庭におけるこどもの養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設、里親及びファミリーホーム等で短期間（7日以内）こどもを預かる「ショートステイ事業」を促進します。
- ⑪保護者が仕事やその他の理由で平日の夜間又は休日等に不在となり、こどもの養育が困難になった場合に、児童養護施設、里親及びファミリーホーム等で預かる「トワイライトステ

イ事業」を促進します。

- ⑫保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、適切な遊びや生活の場を提供する「放課後児童クラブ」の設置を促進するとともに、ニーズに応じた開所時間を確保するなど、サービスの向上を図ります。
- ⑬こどもたちに対し、放課後や土曜日、夏休み等の長期休暇中に、体験・交流・学習活動を提供するため、地域の人たちの協力を得て「協育」ネットワーク活動を推進します。

※「協育」ネットワーク活動とは、地域住民が地域のこどもを守り育てる仕組みのことです。地域のボランティア等が協力して、学習支援や部活動支援、登下校の見守り、放課後や土曜日に行う小学生チャレンジ教室等の活動を行っています。

3 数値目標

指 標 名	単位	基準値	（年度）	目標値 (R11年度)
地域子育て支援拠点（こどもルーム、子育て支援センターなど）について、知っていると感じた親の割合	%	76.1	R5年度	100
ファミリー・サポート・センターを知っていると答えた親の割合	%	47.3	R5年度	100
一時預かり実施保育所数	か所	179	R6年度	189
トワイライトステイ事業実施市町村数	市町村	14	R5年度	16
放課後児童クラブ数	か所	415	R6年度	440
指針で求められている児童1人あたりのスペースを確保している放課後児童クラブの割合	%	83.1	R6年度	100

ファミリー・サポート・センター事業では、子育て中の家庭を応援するため、こどもの預かりや送迎などの援助を依頼する方（依頼会員）と援助を行う方（提供会員）とのマッチングを行っています。

依頼会員（援助を依頼する方）になるためには、お住まいの市町村のセンターに登録が必要です。また、提供会員（援助を行う方）になるためには、センターへの登録に加えて講習の受講が必要です。

【お問い合わせ先】

大分市	大分市金池南1丁目5番1号 ホルトホール大分2階	097-576-8246
別府市	別府市荘園6組5 ほっぺパーク内	0977-27-1189
中津市	中津市三光成恒421番地1 三光コミュニティセンター内	0979-27-7715
佐伯市	佐伯市鶴岡西町1-104 つるおか子どもの家内	0972-20-0726
臼杵市	臼杵市江無田1343-1 よいこのへや内	070-4087-1591
津久見市	津久見市宮本町20番15号	0972-82-9519
竹田市	竹田市君ヶ園1158番地3 ゆめいかだ内	090-2084-7912
豊後高田市	豊後高田市美和1335-1 健康交流センター花いろ内	0978-25-4512
杵築市	杵築市山香町大字内河野2629-20 山香児童館内	0977-75-2223
宇佐市	宇佐市大字四日市264番地 うさ児童館内	0978-33-0725
豊後大野市	豊後大野市三重町市場1200 豊後大野市子育て支援課内	0974-22-1001
由布市	由布市庄内町東長宝601 山家学園内	080-2742-2659
国東市	国東市国東町鶴川149 国東市子育て支援課内	0978-72-5114
日出町	日出町大字藤原2777-1 日出町保健福祉センター内	0977-85-8899
九重町	九重町大字引治508-1 ここのえ子育て交流センター内	0973-73-2666
玖珠町	玖珠町岩室24-1 玖珠町社会福祉協議会内	0973-72-5513

お住まいの市町村には、妊娠期から子育て期までを支える様々な相談機関があります。
このトピックではその一例をご紹介します。

①こども家庭センター

「こども家庭センター」は、母子保健と児童福祉の両分野の一体的な運営を行うことにより、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、出産前から子育て期にかかる切れ目ない支援を行うとともに、新たに、支援を要するこども・妊産婦等へのサポートプランの作成、民間団体と連携しながら支援体制を強化するための地域資源の開拓などを担うこととされています。

令和4年に改正された児童福祉法等により、令和6年4月から市町村は「こども家庭センター」の設置に努めなければならないこととされており、県内には、16箇所（14市町村）設置されています。

○県内市町村の相談窓口は県のホームページ（市町村の児童相談窓口一覧）をご覧ください。
(https://www.pref.oita.jp/uploaded/life/2231416_4049381_misc.pdf)



②地域子育て支援拠点

より身近な地域にある「地域子育て支援拠点」では、乳幼児のこどもの遊びを見守りながら、親同士が交流することで、リフレッシュを図ったり、子育ての悩みを相談したりすることができます。

県内には、75箇所(令和6年4月現在)設置されており、市町村によっては「こどもルーム」や「子育て支援センター」、「子育てひろば」と呼ばれています。

また、設置場所も保育所や小児科医院、行政機関に併設されていたりとさまざまです。



○地域子育て支援拠点のページ

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/12470/kosodatesienkyoten.html>



第2節 幼児期の教育・保育の環境整備

1 めざす姿

- ・それぞれの地域に、こどもを安心して預けることができる保育所等や様々な保育サービスがあります。
- ・身近な保育所や幼稚園、認定こども園は、こどもにとって安全で安心できる楽しい場所で、質の高い教育・保育が受けられます。
- ・子育て世帯の保育料の負担を軽減します。

2 具体的な取組

(1) 幼児教育・保育の提供体制の確保

- ①地域の実情に応じて、質の高い教育・保育が適切に提供されるよう、市町村の計画等に基づき新たな保育所や幼保連携型認定こども園の設置認可を行うなど、地域における幼児教育・保育の提供体制の確保を支援します。
- ②保護者の働いている状況に関わらず利用が可能で、人口減少地域にあっても、こどもの健やかな成長にとって適切な集団規模の確保が図られる認定こども園の普及に努めます。
- ③幼稚園、保育所等を利用するこどもの安全・安心を確保するため、施設の新設・改修・増改築等、施設整備を促進します。
- ④認可外保育施設に入所するこどもの安全を確保するため、巡回支援や、健康診断等の経費助成を行う市町村の取組を支援します。
- ⑤認可外保育施設の立入調査を実施し、調査結果を公表するとともに、全ての施設が指導監督基準を満たすよう改善指導を行います。

(2) 多様な保育ニーズへの対応

- ①多様な保育ニーズに対応するため、保育所の「延長保育」や幼稚園や認定こども園で実施する「在園児を対象とした預かり保育（一時預かり）」の実施を促進します。
- ②病気のため、通常の保育が困難なこどもを、保育所・認定こども園・病院・診療所等で預かる「病児・病後児保育」の実施を促進します。
- ③保育所や放課後児童クラブなど、それぞれの地域のニーズに沿ったサービスが利用できるよう、市町村の取組の支援や環境整備を促進します。

(3) 幼児教育・保育従事者の育成及び人材確保

- ①多様な保育ニーズへの対応のため、賃金水準の改善や修学資金等の貸し付け、就職マッチングの強化などにより、必要な保育士等の確保を図ります。
- ②幼児教育・保育に従事する幼稚園教諭や保育士等の資質の向上を図るため、幼児教育センターによるこどもの人権、教育・保育に必要な知識及び技術、安全対策等に関する研修を充実するとともに、園からの要請に応じて幼児教育スーパーバイザーを派遣し、園内研修の支援や助言を行います。
- ③保育所等の機能強化を図るため、障がいのあるこどもやネグレクトなど特別な配慮が必要な家庭やこどもへの対応等専門性を高める研修を実施します。
- ④ICTの普及促進や保育補助者等の配置支援など働き方改革により、保育士の業務の効率化と負担軽減、保育の質の向上を図ります。
- ⑤幼稚園教諭免許や保育士資格の取得の特例制度の周知を図るなど、保育教諭の確保を支援

します。

(4) 子育て世帯の保育料の負担軽減

- ①子育て家庭の経済的な負担を軽減するとともに、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性から、幼児教育・保育の無償化を行います。
- ②保育所、認定こども園、認可外保育施設に入所する3歳未満児の第2子以降の保育料を全額免除する市町村の取組を支援します。

3 数値目標

指標名	単位	基準値	目標値 (R11年度)	
			(年度)	
教育・保育施設定員数(2号認定)※	人	15,362	R6年度	15,757
教育・保育施設定員数(3号認定)※	人	13,232	R6年度	14,583
認定こども園数	か所	196	R6年度	223
認定こども園と幼稚園における在園児の預かり保育(一時預かり)実施施設数	か所	230	R5年度	247
病児・病後児保育実施施設数	か所	32	R5年度	33
市町村幼児教育アドバイザー養成数	人	87	R5年度	165

※認定区分等

	年齢	保護者の利用状況	利用先
1号認定	3～5歳	幼稚園等での教育を希望	幼稚園、認定こども園
2号認定		保育の必要性があり、保育所等での	保育所、認定こども園
3号認定	0～2歳	保育を希望	保育所、認定こども園、地域型保育

トピック

認定こども園ってなあに？

亮太君は3歳の男の子。ついこの間まで保育園に通っていた。でも、今はおうちにいる。弟が生まれて、ママが出産を機に仕事を辞めることになったので、保育園も退園しなければならなかったのだ。

退園して3か月が経ったある日、園長先生からママに電話がかかってきた。「亮太君のお母さん！来年の4月から当園は認定こども園になります。認定こども園は、お母さんが働いていても、いなくても3歳以上なら利用できるんですよ。」

ひがしこども園（豊後大野市）

保育園の友達と会えなくて寂しがっていた亮太君は大喜び♪ママもひとり

ぼっちで遊んでいた亮太君のことがとても心配だった。「亮太、よかったね。4月からみんなと一緒に遊べるね。」

認定こども園とは

◎幼稚園と保育所のそれぞれの良いところを活かしながら、その両方の役割を果たすことができます。

◎認定こども園に通っていないお子さんや保護者に対しても、子育て相談や親子の集いの場の提供などの地域の子育て支援を行っています。

トピック

病児保育は子育て世代の強い味方です。

病児保育をより利用しやすくするため、大分県では令和3年10月から病児保育の広域化・ICT化に取り組んでいます。

以前は、お住まいの市や町以外の病児保育施設を利用したくても、利用料が割高になるなど利用しにくい面もありましたが、広域化により域外料金を域内料金に統一したことで、お住まいの地域以外の施設も利用しやすくなりました。

また、病児保育ネット予約サービス「あずかるこちゃん」を導入している施設では、電話で空き状況を問い合わせることなく、24時間いつでもスマートフォンで空き状況が確認でき、そのまま予約申し込みが可能です。

便利になった病児保育をぜひご活用ください。



第3節 子育て支援者の育成

1 めざす姿

- ・子育てに悩んだ時、あなたの気持ちを受け止め、安心や自信を引き出してくれる人がいます。
- ・こどもに障がいや発達上の心配などがあるとき、専門家につないだり、市町村や関係機関と連携・協力して個別に支援をしてくれる人がいます。
- ・子育て当事者に寄り添い、オンラインを活用した相談やプッシュ型の情報提供を行います。

2 具体的な取組

- ①地域で子育て応援活動や団体運営を担うリーダーを養成し、活動の継続・発展を支援するとともに、地域の子育て支援の優良事例を情報発信し、取組の拡大を促進します。
- ②幅広い年代を対象とした子育て支援活動のきっかけとなる講座を実施することで、新たな担い手の増加を図ります。
- ③地域子育て支援拠点が、子育て家庭へのきめ細かな支援や地域における多様な子育て支援者との連携といった役割が果たせるよう、スタッフの資質向上を図る研修を実施します。
- ④地域の子育て家庭への相談支援活動を行う主任児童委員の資質向上を図るため、研修会を実施します。
- ⑤家庭訪問型子育て支援（ホームスタート）に従事するスタッフのスキルアップのための研修会を実施するとともに、取組団体・市町村・県からなる会議を定期的で開催し、情報交換を行うことで、活動の質を確保するよう努めます。
- ⑥保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する人に、知識や技能等を習得するための放課後児童支援員研修や子育て支援員研修を充実します。
- ⑦地域における家庭教育支援者の組織を「協育」ネットワーク内に立ち上げ、地域の状況に応じた家庭教育支援の取組を行います。
- ⑧放課後児童支援員や「協育」ネットワーク活動の支援者の資質の向上を図るため、保育や遊びの指導、こどもの人権、障がいのあるこどもへの対応、保護者に対する支援等についての研修を充実します。

※「協育」ネットワーク活動とは、地域住民が地域のこどもを守り育てる仕組みのことで、地域のボランティア等が協力して、学習支援や部活動支援、登下校の見守り、放課後や土曜日に行う小学生チャレンジ教室等の活動を行っています。

3 数値目標

指 標 名	単位	基準値	目標値 (R11年度)	
			(年度)	
放課後児童支援員・子育て支援員研修修了者数（累計）	人	2,387	R5年度	3,400
ホームスタート事業に関わる訪問ボランティア数（累計）	人	407	R5年度	528

トピック

「放課後児童クラブ」について

放課後児童クラブは元々「鍵っ子」の社会問題をきっかけに生まれました。共働き家庭が増える中、働く親にとって安心して児童を預けられる場所として、また、児童にとっては、放課後を過ごす豊かな居場所となっています。

クラブでは、放課後児童支援員に見守られながら、友達と色々な遊びをしたり、おやつを食べたりとのびのびとした時間を過ごしています。

県では、放課後児童支援員向けの研修等を開催し、児童に携わる支援員の資質向上を図り、安全・安心な放課後の居場所づくりに取り組んでいます。



長浜校区児童育成クラブ（大分市）

トピック

訪問型子育て支援「ホームスタート」について

子育てに悩む家庭に寄り添い、地域とつながりをつくる取組、ホームスタートが県内で広がっています。

ホームスタートとは、1973年にイギリスから始まった子育て支援活動です。妊婦や未就学児のいる家庭に、研修を受けた子育て経験のあるボランティアが、1回2時間の訪問を4回程度行います。具体的には、家庭の話をじっくり聴いて、不安や悩みをしっかりと受け止め、一緒に家事や育児を行うなどの活動をしています。

県内では令和6年7月時点で12の市と町で団体が活動しており、「子育てを一緒に支えたい」、「誰かの役に立ちたい」と思って活動する訪問ボランティアは400人を超えています。

県では、ホームスタートの取組団体や関係市町村職員を対象に、ホームスタートの普及、発達障がいのお子さんと親への支援、母子保健との連携・協働など研修を実施しています。



第4節 子育て支援サービスに関する情報提供の充実

1 めざす姿

- ・子育て支援サービスに関する情報を必要とする家庭にわかりやすく提供します。
- ・保護者は、様々な子育て支援サービスの中から自分が受けたいサービスを選び、安心して子育てすることができます。
- ・身近な地域子育て支援拠点に行けば、子育てをサポートしてくれる人・場所・サービスを知ることができます。

2 具体的な取組

- ①住民に身近な市町村におけるきめ細かな子育て支援情報の提供を促進します。
- ②子育て支援に関する行政情報や地域の先進的な取組事例等を県ホームページなどで紹介し、関係機関との連携や先進事例の横展開を進めます。
- ③必要な子育て支援サービスを選択、利用しやすいように、県ポータルサイト「子育てのタネ」に様々な情報を集約しわかりやすく提供するとともに、インスタグラムなどSNS等を活用し、創意工夫した情報発信に努めます。
- ④地域子育て支援拠点等において、子育て家庭の個別ニーズを把握し、相談・情報提供等を行う「利用者支援事業」の充実を図るとともに、子育て家庭に出向いて支援を行うアウトリーチの取組の中で、必要な情報提供に努めます。
- ⑤「おおいたNPO情報バンク（おんぼ）」において、子育てに関わるNPO・ボランティア等についての情報をわかりやすく提供します。

3 数値目標

指 標 名	単 位	基 準 値	目 標 値 (R11年度)	
			(年度)	
利用者支援事業を実施している市町村数	市町村	17	R5年度	17
ホームページ「子育てのタネ」アクセス件数（累計）	件	166,815	R5年度	156,000
子育て支援サービスを知っていると答えた人の割合	%	47.8	R5年度	100

令和5年度に実施した「こども・子育て県民意識調査」では、「子育て支援サービスを知っている」と答えた人の割合（就学前児童の保護者に15サービスの周知状況を調査し、その平均をとったもの）は47.8%と、その周知が課題となっています。

そのため、県では子育て支援ポータルサイト「子育てのタネ」やInstagramなどSNS等を活用し、主に子育て世代にニーズが高い支援サービスの情報や、子育て相談窓口、地域情報等を掲載しています。

また、「大分県次世代育成支援のページ」では、主に大分県こどもまんなかプラン「第5期計画」プランに沿った取組内容を掲載し、情報提供に努めています。

○子育てのタネ



○大分県次世代育成支援のページ



第5節 子育て支援のネットワークづくり

1 めざす姿

- ・子育て家庭と地域の人たちがつながり、みんなが子育てを応援してくれていると実感できます。
- ・子どもや保護者、高齢者等の多世代の交流を活性化させるとともに、住民相互の支え合い活動を推進します。
- ・子どもが、保護者や学校の先生以外にも話を聴いてもらったり、相談したりできる場所があります。
- ・みんなで食事や勉強をすることにより、コミュニケーションの向上や地域の人との交流を深めることにつながります。
- ・子どもが、安心して自由に過ごせる場所が地域にあります。

2 具体的な取組

(1) 地域子育て支援拠点を中心とした地域のネットワークづくり

- ①地域ぐるみでの子育てを推進するため、「地域子育て支援拠点」を中心に、専門機関や様々な子育て支援サービスとの連携を図るとともに、子育てサークル等のグループへの支援やコーディネートを行うなど、ネットワークづくりを進めます。
- ②子育て支援の充実のため、地域子育て支援拠点間の情報共有を図ります。また、外に出向いて必要な支援を行うアウトリーチの利用促進や、スタッフの専門性の向上等に取り組みます。

(2) NPOやボランティア、関係団体等との連携・協働

- ①民間の子育てに関する知識やノウハウを活用し、地域の実情に応じた自発的な子育て支援活動を推進するため、「大分県におけるNPOとの協働指針」に基づき、NPOやボランティアとの協働事業を推進します。
- ②子育て親子の見守りや交流の場づくり等を推進するため、ボランティアをはじめ、民生委員・児童委員や老人クラブ、愛育班等の保健福祉関係団体、自治会、地域福祉活動を行う社会福祉法人、社会福祉協議会等のネットワークづくりを支援します。
- ③地域での子育て応援を推進するため、子どもを対象に行う支援活動、子育て家庭の身体的・精神的負担軽減につながる子育て応援活動を行う団体の活動を支援します。
- ④高齢者による子育て支援等の地域活動の取組を支援します。

(3) こどもの居場所づくり

- ①地域において、子どもが自主的に参加し、自由に遊べる児童館などのこどもの健全な居場所づくりを応援します。
- ②地域の人たちの協力を得て体験・交流・学習活動を提供する「協育」ネットワーク活動と、「放課後児童クラブ」の連携を促進させ、放課後や土曜日、長期休暇等におけるこどもの安全な居場所づくりを進めます。

※「協育」ネットワーク活動とは、地域住民が地域の子どもを守り育てる仕組みのことで、地域のボランティア等が協力して、学習支援や部活動支援、登下校の見守り、放課後や土曜日に行う小学生チャレンジ教室等の活動を行っています。

- ③子育て世代が気軽に集う「子育てサロン」等、NPOやボランティアなどによる、地域に

おける交流の場や、助け合いの仕組みづくりを支援します。

④市町村との連携による「こども食堂」の開設や機能強化に対する支援及び関係者による「こども食堂ネットワーク」の形成を図ります。

(4) 地域ぐるみの交流活動の推進

①児童館が実施する、子育て親子や小学生、中高生など、地域における異年齢間の交流促進に向けた取組を市町村とともに支援します。

②豊かな経験と知恵や技術を持つ高齢者との交流を図り、「協育」ネットワーク活動における地域の文化伝承や自然体験活動の取組を促進します。

③多様目・多世代・多志向の理念のもと創設された「総合型地域スポーツクラブ」における多様な交流が可能となるよう、スポーツ活動にとどまることなく提供するプログラムや企画するイベントの更なる充実を推進します。

④大人がこどもの手本となり、皆が感謝の言葉を伝えられる社会となるよう、「県民総ぐるみあいさつ運動」など「大人が変われば子どもも変わる」県民運動に取り組みます。

⑤「こども食堂」は、こどものみならず、地域の高齢者や障がい者なども参加できる場所も多くあり、地域の「こどもの居場所」として市町村と連携した支援に取り組みます。

3 数値目標

指 標 名	単位	基準値	(年度)	目標値 (R11年度)
			R5年度	11.7
「協育」ネットワークの取組に参加する地域住民の数	万人	11.1	R5年度	11.7

トピック

地域で活躍する高齢者の活動を応援します！

～パワフルシニア活動応援事業～

現在の高齢者は、10～20年前に比べて、身体面で5～10歳程度「若返り」が見られており、また、高齢者自身の社会参加意欲は高く、今後、様々な分野での高齢者のさらなる活躍が求められています。

県では、地域の高齢者団体が行う、「健康づくり」や「生きがいづくり」、「子育て支援」等の活動を募集し、活動に要する経費を補助することで、事業の立ち上げを支援しています。

【活動例】

高齢者が地域のこどもたちへ野菜の栽培等の指導を行う活動への補助。(食育活動の推進)
(放課後児童クラブのこどもたちと一緒に畑で野菜の種まき～収穫までを行う活動。)

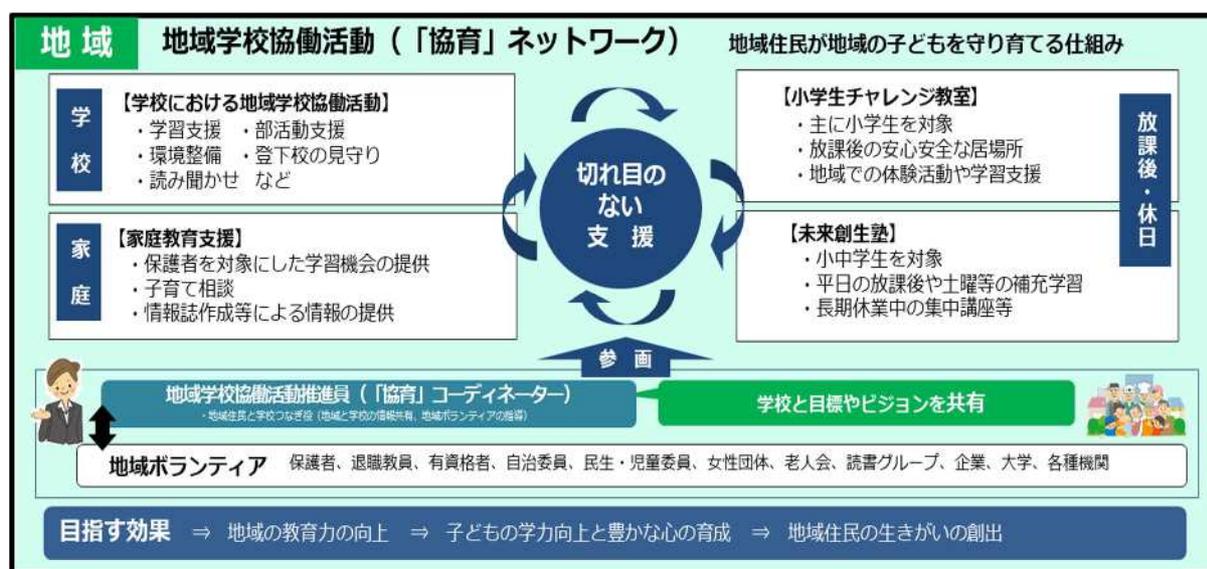
近年、変化の激しい社会において、子ども達が安心・安全に成長するには、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たすとともに、連携した取組が必要になります。

「協育」ネットワークとは、おおむね中学校区を単位に、学校関係者・保護者・地域住民・関係団体等が緩やかなネットワークを形成することにより、子ども達の育ちや学びを地域ぐるみで見守り支援するための仕組みです。

「協育」ネットワークは、地域の公民館等を拠点に学校、地域住民、関係団体等をつなぐ役割である地域学校協働活動推進員を中心に、地域や学校における教育活動を企画・実施しています。

「協育」ネットワークでは、地域全体で様々な活動を行っています。学校における地域学校協働活動は、登下校の見守りや読み聞かせのような地域の方々を支援ボランティアとして学校に派遣する取組です。小学生チャレンジ教室は主に小学生を対象とした放課後の体験活動です。未来創生塾は放課後や土曜等の補充学習等の学習支援です。家庭教育支援活動は子育て講座や親子活動など家庭教育に関わるものです。学校・家庭・地域が連携・協働しながら子ども達を支援してきます。

「協育」ネットワーク（地域住民が地域の子どもの守り育てる仕組み）と主な活動



第8章 安心してこどもを生き育てながら働ける環境づくり

第1節 ワーク・ライフ・バランスの推進

第2節 男性の家事・育児の推進

第3節 女性の就労支援

第1節 ワーク・ライフ・バランスの推進

1 めざす姿

- ・子育て中の人だけでなく、全ての人が仕事と生活の調和を図りながら、家族とともに過ごす時間や、趣味やスポーツ、生涯学習、ボランティア活動など自己実現のための時間を持つことができます。
- ・家庭と生活を大切にすることは、効率的で創造的な仕事につながるといった意識が広がります。
- ・メリハリのある働き方をすることで、家族との有意義な時間を過ごすことができます。

2 具体的な取組

- ①働き方の見直しを行い、仕事と生活を両立できる環境整備や意識改革を行うため、セミナーや各種講座の開催、リーフレットの作成・配布など様々な啓発活動に取り組みます。
- ②働き方改革の推進を目的として開催する会議で、県内企業における仕事と子育ての両立支援等につながる議論を行い、浸透を図ります。
- ③社会全体での多様で柔軟な働き方の実現に向けた取組を拡大するため、働き方改革に関する国の調査・研究報告や、県内外の取組、先進事例等について情報提供を行うとともに、周知に努めます。
- ④企業の一般事業主行動計画策定を促進するため、「おおいた子育て応援団（しごと子育てサポート企業）」認証企業の拡大を図ります。
- ⑤キャリアコンサルタントや社会保険労務士などの専門家を派遣し、女性が働きやすい職場づくりやワーク・ライフ・バランスに積極的に取組企業を応援します。
- ⑥企業や団体の仕事と育児を両立しやすい職場環境を醸成するため、イクボスの普及・啓発を行います。
- ⑦子育てと仕事を両立できる働き方を選択しやすくするため、育児休業や育児短時間勤務を取得しやすい環境づくりを進めます。

3 数値目標

指 標 名	単 位	基 準 値	目 標 値
			(年度)
「おおいた子育て応援団（しごと子育てサポート企業）」 認証企業数	社	644	R5年度 850

トピック

「おおいた子育て応援団（しごと子育てサポート企業）」について

次世代育成対策推進法に基づく一般事業主行動計画を労働局へ届けた企業を、「おおいた子育て応援団（しごと子育てサポート企業）」（仕事と家庭の両立がしやすい職場環境づくりに取組企業）として認証しています。

認証企業に交付される「おおいた子育て応援団」認証マークは、会社案内等に付すことができるため、学生や社会一般へのイメージアップや優秀な従業員の採用・定着などにつながります。



「おおいた子育て応援団」認証マーク

トピック

県内企業における働き方改革の取組について

「おおいた子育て応援団（しごと子育てサポート企業）」の認証を取得し、働き方改革を推進する株式会社大和電業社（大分市）を紹介します。

電気工事を中心とする同社は、男性の比率が高く、現場作業中心の業務内容で、以前は育児や介護など、家庭と仕事を両立させたい女性が働きやすい制度は整っていませんでした。

そこで、女性社員はもちろん、男性社員も子育てに参加しやすい会社への変革を目標に掲げ、時短勤務制度や在宅勤務制度、時間単位の有休取得制度のほか、男性の育児休業取得促進のため、育児休暇中5日間は有給とするなど、次々と新しい制度を取り入れていきました。こうした取組により、時短勤務や在宅勤務を利用して家庭と仕事を両立させて働く女性社員の増加や、男性社員の育児休業取得につながっています。

また、社員の幸福と会社の成長を両立させるため、生産性向上と労働時間削減に注力し、DX化も積極的に推進しています。社内にDX推進室を設置し業務効率化を進めることにより、残業時間は減少し有給休暇の取得率は向上しました。

社員全員が仕事もプライベートも充実した毎日を過ごしてもらうため、社内連絡ツール内に働き方についてのアンケートボックスを設置し、子育て世代や若手社員の意見を柔軟に取り入れる工夫をし、働き方改革を積極的に進めています。



令和6年度「おおいた働き方改革」推進優良企業の表彰式の様子（同賞は、働きやすい職場環境づくりに加え「働き方改革」に積極的に取組成果をあげた企業に贈られる。）

第2節 男性の家事・育児の推進

1 めざす姿

- ・男性の家事や育児について、企業や社会の理解が深まります。
- ・男性も、子育てや家庭生活を楽しむ時間を持つことができます。
- ・家事や育児の喜びや責任を共有することで、家庭生活がより豊かになります。
- ・家族のふれあいが増えることで、こどもの健やかな育ちに良い影響を与えます。
- ・子育てを通じて、視野が広がるとともに、周囲の協力を得たり、時間を上手に使ったりと段取り力の向上も期待できます。

2 具体的な取組

(1) 効果的な意識啓発

- ①男性の積極的な子育てについての理解や関心を深め、県民総参加による取組が促進されるよう、男性の子育てを応援するシンボルマークを活用し、啓発冊子やインターネット等、様々な媒体を活用した広報・啓発を推進します。また、男性の子育てを推進する市町村等の取組の支援を行います。
- ②働き方の見直し等や家事・育児に対する男性の意識改革を図るとともに、育児休業制度をはじめ法制度の周知を行うため、セミナーや労働講座の開催、リーフレットの配布等の取組を行います。
- ③地域子育て支援拠点を中心に、夫婦で協力し、積極的に子育てを行う父親のコミュニティづくりの支援を行います。
- ④男性の子育てへの理解促進を図るため、県内企業と連携し、子育て推進にかかるイベント等の取組により、夫婦で共に子育てする共育ての機運醸成を図ります。

(2) 男性の積極的な育児を可能とする職場環境づくり

- ①男性の子育て支援について取組を行う中小企業を支援するとともに、取組の内容を広く周知することにより、機運の醸成を図ります。
- ②企業に対して、育児・介護休業法をはじめとする労働関係法令の周知を図るとともに、男性の積極的な育児が推進されることによる企業のメリットを啓発するためのセミナーを開催する等、企業の意識改革に努めます。

3 数値目標

指標名	単位	基準値		目標値 (R11年度)
			(年度)	
男性の育児休業取得率	%	27.9	R5年度	78.0

トピック

おおいたパパくらぶ ～パパをもっと楽しもう～

男性の積極的な子育ての推進は、母親の育児負担の軽減やこどもの健全な育ちはもとより、女性の就業率向上や、職場の業務効率化にも資すると言われています。

「おおいたパパくらぶ」は、大分県の実施した父親向け講座の参加者有志により自発的に誕生した父親による育児サークルです。

「たのしむ」「つなぐ」「まなぶ」「つたえる」の4つのスローガンのもと日々活動しており、父親同士の交流のほか、子どもと触れあう機会として、絵本の読み聞かせや親子イベントへの参加など、ボランティア活動にも力を入れています。



親子イベントの様子



イベントへの出展協力の様子



「パパの子育て応援」
シンボルマーク

トピック

おおいたイクボス宣言

子育てや親の介護などにより働き方に制約がある方が増えている一方で、労働力不足も大きな課題となっています。

このため、県では一緒に働く部下や職場の仲間が、ワーク・ライフ・バランスを実現しつつ、組織としての成果を出すため、具体的な行動や目標を宣言する「イクボス」の普及・啓発に取り組んでいます。

【イクボス宣言の例】

- ①意識改革（自分の考え方や価値観を示す）
 - ・仕事を効率的に終わらせ、早く帰る部下を評価します。
- ②業務改善（仕事の見直しや改善を目指す）
 - ・仕事の効率化や進め方の改善に努めます。
- ③自分の取組（まずは自分が実践することを示す）
 - ・休日、定時以降には、仕事の依頼をしません。

（ホームページ）「おおいたイクボス宣言」で検索



「おおいたイクボス宣言サイト」

イクボス宣言企業の情報や企業内での取組を紹介

第3節 女性の就労支援

1 めざす姿

- ・様々な子育ての段階や状況に応じて、女性が希望する働き方を選択することができます。
- ・働きたい女性が、意欲や能力を生かすことができ、企業や社会の活性化につながります。

2 具体的な取組

- ①女性が安心して働き続けられるよう、大分県労政・相談情報センターにおいて仕事や職場の悩みごとに関する相談に応じます。また、長時間労働の是正、短時間勤務制度等多様な働き方の推進を図るため、セミナーや各種講座の開催、ガイドブックの作成など様々な啓発活動に取り組みます。
さらに、「おおいた働きたい女性応援サイト」等において、就労に関する支援サービス等についての情報提供を行います。
- ②女性の採用や登用について一定の基準を満たす企業を認証するとともに、女性の継続就労、職域拡大、登用促進等に関して優れた取組をしている事業所の表彰や事例紹介等を行います。併せて、女性のキャリア形成を支援するため、様々な業種で活躍する女性をロールモデルとして情報発信していきます。
- ③出産や育児等で離職した子育て中の女性の再就職等を支援するため、求職活動や就職に向けた面接、試験などの際に利用できる、無料の託児サービスを実施します。
- ④女性の再就職を支援するための就職に結びつきやすい職業訓練や、女性の活躍が期待される分野の職業訓練を、民間教育機関等に委託して実施します。また、子育て中の女性が参加しやすいよう、託児サービスを併設した職業訓練を実施します。
- ⑤出産や育児等で離職した女性のスムーズな職場復帰を支援するため、実際に県内企業で働きながら、必要な技術を習得する就労体験の機会を設けます。さらに、子育て等により外で働くことが困難な女性に対し、働く場所や時間にとらわれない柔軟な働き方が可能なテレワークに関する支援を行います。
- ⑥女性の起業へのチャレンジを支援するため、セミナーの開催や女性起業家ネットワークの構築などを進めます。また、農林水産業に従事する女性に対し、経営への参画に関する支援や、各種資金の融資を行います。

3 数値目標

指 標 名	単位	基準値	目標値
			(年度)
女性活躍推進宣言企業数（累計）	社	332	R5年度 542

トピック

「働きたい女性のための託児サービス」について

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）では、結婚や育児、介護などでいったん退職された女性の再就職等を応援するため、就職活動や面接、就業ガイダンスなどに参加する方を対象に、無料の一時託児を行っています。大分市ではアイネスにおいて、その他の市町村では保育所等の一時的預かり事業と連携して実施しています。

詳しくは、県のホームページをご覧ください。



●大分市分 <https://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/takujisabisu.html>

●大分市以外 <https://www.pref.oita.jp/site/iness-jyosei/takuji.html>

●お問い合わせ

電話番号：097-534-2039

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス） 参画推進班

トピック

女性の起業を応援します！

一億総活躍社会の実現が求められる中で、創業の面でも女性のチャレンジを促進し、女性の多様な生き方の実現を図ることが必要となっています。

県では、自分らしく輝く女性の起業を応援するため、平成29年度より、様々な学びや交流の場の提供と、事業実現に向けた集中的な支援プログラムを実施し、女性起業家の裾野拡大と、次代の女性起業家のロールモデル創出に取り組んでいます。

令和5年度県内起業件数のうち、30.4%が女性による起業となっています。今後は、女性の起業を全体の3分の1まで引き上げることを目標に、引き続き女性起業家の支援を行っていきます。



セミナー、交流会の様子

県庁では、職員の子どもたちを健やかに育てていくために、「特定事業主行動計画」を定めて、職員みんなで子育てを支援し、子育ても仕事もしやすい環境づくりに率先して取り組んでいるよ。

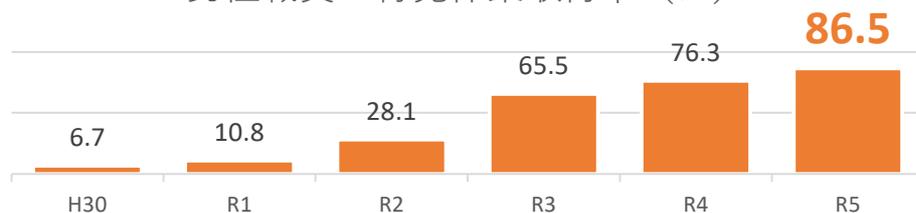


「所属長によるお父さんの子育て応援プログラム」の活用

子どもが産まれる予定の男性職員と職場が、休暇の取得や職場としてのサポートなどをどうしていくのか話し合い、育児関係休暇等の取得予定表「所属長によるお父さんの子育て応援プログラム」を作成しています。

お互いが同じ思いを共有しながら、職員の子育てを応援していくよう取り組むことで、男性の育児休業取得率が上昇しています。

男性職員の育児休業取得率（％）



第9章 こどもまんなかまちづくりの 推進

第1節 子育てしやすい生活環境づくり

第2節 安心して外出できる環境づくり

第3節 こどもを交通事故から守る環境づくり

第4節 こどもを犯罪から守る環境づくり

第1節 子育てしやすい生活環境づくり

1 めざす姿

- ・安心して子どもを生み、子育ての喜びを実感できる充実した住環境が整っています。
- ・川や海などきれいな水環境や空気に囲まれ、子どもが健やかに育ちます。

2 具体的な取組

(1) 安心して子育てできる住環境の確保

- ①子育て世帯等における経済的負担を軽減するため、公営住宅への優先入居を進めます。また、県営住宅において、子育て世帯向け住戸整備や子育てしやすい間取り・設備への改修を行います。
- ②子どもの成長や家族構成の変化に応じて間取りを変更できる住宅の普及や、子ども部屋のリフォーム支援を行います。また、空き家等の既存ストックを活用した子育て世帯向け住宅の供給を促進します。
- ③子育て世帯への居住支援体制の充実、地域交流スペースの確保や子育て世帯が利用できる居場所（サードプレイス）づくりの促進により、つながり支え合いながら子育てできる住環境の実現に向けた取組を推進します。

(2) 良好な生活環境の確保

- ①地域の子育て環境の改善を図るため、公営住宅の整備に当たっては、地域住民の利用に配慮した子育て支援施設の配置等に努めます。
- ②河川や海などの水質を保全するため、地域の特性に応じた下水道や農業・漁業集落排水の整備、合併処理浄化槽への転換などの生活排水処理の取組を推進します。
- ③子どもが屋外での遊びやレジャーを安心して楽しめるよう、海や河川等の水質や大気の状態を監視するとともに、必要に応じて迅速な広報を行います。
- ④子どもの学習や睡眠にとって良好な環境を保つため、測定や監視を通じ騒音の低減に努めます。

3 数値目標

指 標 名	単 位	基 準 値	目 標 値
			(年度)
県営住宅の子育て世帯向け住戸整備戸数	戸	30	R5年度 280

トピック

子育て世帯のリフォームを支援します！

安心して子育てできる住環境づくりのため、こども部屋の増築や間取りの変更、こどもの見守りができる対面キッチンへの改修等のリフォーム工事費用に対して補助を行うなど、市町村と連携して支援しています。

また、近年共働き世帯が増える中、世代間で助け合いながら子育てができる三世代同居世帯が行うリフォームについても支援しています。多様化する子育て世帯のニーズに対応したリフォーム支援により、安心・快適な住まいづくりに力を入れていきます。



対面キッチンへのリフォーム事例

リフォームをお考えの方は、県建築住宅課
(097-506-4677) またはお住まいの市町村へ
お気軽にご相談ください



HPは
こちらから

トピック

生活排水対策の普及啓発について

川や海の汚れの原因の約4割は、日常生活では欠かせない台所や洗濯、お風呂などから出る生活排水です。次世代へきれいな水環境を引き継いでいくためには、こどもの頃から身近な水環境に関心を持ってもらうことが重要です。

県では、小学校を訪問し「生活排水出張教室」を開催しています。生活排水がきれいになる仕組みや下水道への早期接続、合併処理浄化槽への転換の重要性等について動画や実験などを交えながら授業を行っています。

そのほか県内各地で開催されるイベントに「生活排水きれい推進」ブースを出展し、パネルの展示、リーフレットや普及啓発グッズの配布を行いながら、生活排水対策についてのご質問やご相談にお答えしています。



生活排水出張教室の様子



「生活排水きれい推進」ブースの様子

第2節 安心して外出できる環境づくり

1 めざす姿

- ・子育て世帯や妊娠中の方に対する配慮が行き届き、安心して外出ができるようになります。
- ・こどもが、家族や友達と一緒に外で元気に安心して遊ぶことができます。

2 具体的な取組

(1) 子育てバリアフリー化の推進と情報提供

- ①「大分県福祉のまちづくり条例」により定められた建物等のバリアフリー基準に適合するよう、事業者に対して求めていきます。
- ②こども連れでも安心して外出できるよう、公道や公共施設等において、歩道の段差解消や障がい物の除去、ベビーベッド・ベビーカーを備えたトイレの設置促進を行うなど、ユニバーサルデザインの考え方を基本にしたまちづくりを進めます。
- ③民間の事業者や団体等の自主的な取組を促進するため、こども連れでも気軽に参加できるイベントの実施や子育て家庭への開放を行う施設への支援を行うとともに、こどもや妊娠中の方が利用しやすいようノンステップバス導入の支援を行います。
- ④公共施設や商業施設等の「障がい者等用駐車区画」を、妊産婦の方も優先して利用できる「大分あったか・はーと駐車場」の協力施設の拡大と利用マナーの向上に取り組みます。
- ⑤こども連れでも安心して外出し、歩きたくなるようなコミュニティ機能を有する場所として、また、こどもも楽しくすごせる商店街づくりに向けて支援します。

(2) 安全な遊び場の整備

- ①都市公園の遊具や運動施設等について、利用者のニーズに合わせた整備・更新を行い、こどもが元気に安心して遊べる、にぎわいのある公園づくりを進めます。また、こどもや子育て世帯が安心・快適に過ごせる水辺空間づくりも進めます。
- ②「るるパーク」や「県民の森」等を活用し、豊かな自然と親しみながら、アウトドア体験や体験農園などを通して農山村の魅力を発信し、子育て家庭でも楽しめる空間を提供します。

3 数値目標

指 標 名	単 位	基 準 値	目 標 値	
			(年度)	
大分あったか・はーと駐車場設置協力区画数	区画	2, 5 5 5	R 5 年度	2, 8 0 0
1人あたり都市公園等面積	m ²	1 2 . 3	R 5 年度	1 2 . 5

トピック

大分あったか・はーとハート駐車場利用制度について

県では、公共施設や商業施設などに設置されている「障がい者等用駐車区画」を適正に利用いただくため、障がいのある方や介護の必要な方、妊産婦の方など、車の乗り降りや歩行が困難な方へ利用証を交付する「大分県あったか・はーと駐車場利用証制度」を設けています。

妊産婦の方には、妊娠7か月から産後12か月までの間に利用できる利用証を交付しており、この利用証を車内に掲示することにより、「大分あったか・はーと駐車場」の看板のある対象駐車区画を利用することができます。

詳しくは県庁ホームページ（「大分あったかはーと」で検索）をご覧ください。



トピック

るるパーク（大分農業文化公園）について

るるパーク（大分農業文化公園）は、豊かな自然と親しみながら農業・農村の文化などを学習する機会を提供し、農業・農村や自然環境に対する県民の理解を深めていくことを目的として、平成13年に設置されました。

公園には、季節の花々や野菜、果物が植えられており、動物や昆虫なども観察することができます。また、サツマイモやブドウなどの収穫体験や陶芸など親子で参加出来る講座を行っているほか、大自然の中でも快適に過ごせるコテージや電源付のオートサイト、自由に楽しめるフリーサイトがあるキャンプ場など、家族で自然や農業にふれあう機会を盛りだくさんに用意しています。

また、園内の花畑にネモフィラやコキアを植栽し、四季を通じて見どころづくりにも力をいれています。



ブドウの収穫体験



夏のコキア



満開のネモフィラ



秋のコキア

第3節 こどもを交通事故から守る環境づくり

1 めざす姿

- ・交通事故のない道路交通環境が整備されています。
- ・地域でこどもを見守る取組が充実しています。
- ・こどもが正しい交通ルールを学べます。

2 具体的な取組

(1) 安全な道路交通環境の整備

こどもが交通事故に遭うことを防止するため、教育委員会、学校、警察、道路管理者等が連携して、通学路及び保育所等の園外移動経路の合同点検を実施し、歩道や防護柵、信号機の整備、歩車分離式信号機の検討、横断歩道の更新等、安全・安心な道路交通環境の整備を推進します。

(2) 交通安全活動の推進

- ①交通安全に対する理解・浸透を図るため、県民総ぐるみによる交通安全運動を推進するとともに、様々な広報媒体を活用した普及・啓発を行います。
- ②親子で一緒に交通ルールやマナーを学べるよう、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施します。
- ③自転車利用時における、交通ルールの遵守と乗車用ヘルメットの着用等について指導・安全教育を推進します。
- ④全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底を図る為、着用効果と正しい使用方法に関する広報・啓発を行います。

3 数値目標

指 標 名	単位	基準値	目標値
			(年度)
通学路合同点検の要対策箇所対策率	%	-	R 5年度 92.2
通学路合同点検の実施回数（累計）	回	60	R 5年度 75

トピック

「みんなの事故防止マップ」(<https://ansin-oita.jp/jikomap/>)を ご存じですか？

県内で発生した交通事故の発生場所や内容などを電子地図上で公開しています。

検索条件により、小学生が歩行中に交通事故に遭遇した場所を調べることもできますので、家庭で交通事故を起こさない・あわないように役立ててください。

詳しくは「県警ホームページ」、または「大分県交通事故マップ」で検索してご覧ください。



トピック

「大分っ子フレンドリーサポートセンター」について

大分っ子フレンドリーサポートセンターでは、少年や保護者等からの家庭・学校・交友等に関する問題や犯罪被害等の悩み、困りごとへの相談対応を行っています。

また、少年の非行を防止するために、必要と認められる場合には、保護者等と協力しながら、少年に対して継続的な助言・指導等を行う継続補導も行っています。

この他にも、少年の社会参加活動や体験活動等の機会を確保するために、大学生サポーター等と連携して、学習支援活動やスポーツ活動、料理教室等を行う「こんぱす活動」を推進しています。



◆相談受付時間：平日 9:00～17:45（時間外は、留守番電話による対応となります。）

サポートセンター	担当地域	専用電話
本部サポートセンター 警察本部人身安全・少年課	県北・県西センター以外の地域	097-532-3741
県北サポートセンター 中津警察署	中津・宇佐・豊後高田警察署管内	0979-24-3741
県西サポートセンター 日田警察署	日田・玖珠警察署管内	0973-24-3711

第4節 こどもを犯罪から守る環境づくり

1 めざす姿

- ・地域ぐるみで、こどもを犯罪から守ります。
- ・こどもを取り巻く有害な社会環境を浄化し、こどもを非行から守ります。
- ・被害に遭った場合でも、適切なケアやサポートが受けられます。

2 具体的な取組

(1) こどもを取り巻く有害環境対策の推進

①犯罪被害の未然防止

ア こどもを犯罪から守るため、県民や事業者等と連携して、こどもたちを見守る目を増やします。また、通学路や公園等の危険と思われる箇所の点検を行い、管理者に対して防犯設備設置を促すとともに、県警ホームページ「おおいた防犯マップみはるちゃん」や「まもめーる」等を活用し、防犯情報の提供に努めます。

イ 緊急時にこどもが助けを求められるよう、関係機関・団体等と連携し「こども連絡所」の設置促進や運用に対する支援を行います。

ウ 学校や地域と連携し、こどもを対象とした防犯教室等を実施するとともに、防犯機器の普及・啓発に努めます。

エ 登下校時におけるこどもの見守り活動を行う自主防犯パトロール隊など、地域の防犯ボランティアや市町村及び事業者等関係機関との連携を密にし、円滑な防犯活動を推進します。

オ 交番の機能を強化するため、交番相談員を充実し、通学路や学校周辺の警察官によるパトロールを強化します。

カ 学校におけるこどもの安全確保・こどもの犯罪被害の防止等を図るため、「スクールサポーター」を充実させるとともに、活用を推進します。

キ 家庭や学校、地域の関係団体で構成する青少年健全育成協議会が少年補導員等と一緒に地域を巡回する「ヤングサポートパトロール」や、街頭での「声かけ活動」等を継続的に実施します。

ク 「青少年の健全な育成に関する条例」に基づく深夜外出の制限等やスマートフォンのフィルタリング設定(有害サイトアクセス制限サービス)に関する趣旨の周知を行うなど、青少年の被害防止対策を推進します。

ケ 暴走族等に対する指導取締りを行うとともに、関係機関や団体と連携して暴走行為等を許さない社会環境を醸成します。暴走行為等で検挙した少年には、暴走グループからの離脱や再犯防止に向けた支援指導を行います。

②こどもの福祉を害する犯罪対策

ア 性的感情を刺激し、粗暴性や残虐性を植え付け、犯罪や自殺を誘発するような有害環境を浄化するため、「青少年の非行・被害防止全国強調月間(7月)」等において、家庭、地域、学校、職場、行政が一体となって広報啓発活動に取り組むとともに、「青少年の健全な育成に関する条例」に基づく有害興行・図書・がん具の指定や立入調査を推進し、青少年を取り巻く有害環境の一掃等を行います。

イ 児童ポルノの製造や児童買春、少年の飲酒・喫煙を助長する事件等、こどもの福祉を害する犯罪の取締りを強化します。

(2) こどもの非行を防止する取組

①喫煙・薬物乱用の防止

ア たばこ販売業者等に対して、対面販売時における年齢確認の徹底と街頭啓発活動の積極的な促進を呼びかけ、未成年者の喫煙防止に取り組みます。

イ 中学・高等学校における薬物乱用防止講座の開催や、大分県「ダメ。ゼッタイ。」普及運動を推進するなど、薬物乱用の防止に取り組みます。

②インターネット安全利用の教育推進

ア 学校と連携して、こどもや保護者にスマートフォン・携帯電話のフィルタリング（有害サイトアクセス制限サービス）の重要性やスマートフォン・携帯電話の利用について家庭内でのルールづくりの大切さ等を広報・啓発するとともに、出会い系サイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を介した被害防止対策を推進します。

イ こどもたちが、インターネット上で消費者トラブルに巻き込まれるケースが絶えないことから、児童、生徒、教職員を対象とした「ネットトラブル・情報モラル出前授業」を通して、こどもたちが安全・安心にインターネットが利用できるよう情報モラル教育を推進します。また、教職員や保護者等に対して、情報モラルや情報セキュリティに関する知識と支援方法等についての研修等を実施し、校内で児童生徒に指導できる人材を育成します。

③非行問題に関する相談や支援の実施

ア 問題行動を早期発見・早期対応するため、警察やボランティア等により、少年のたまり場等において重点的な街頭補導活動を推進します。

イ 県内3か所にある「大分っ子フレンドリーサポートセンター」において、非行問題を中心に悩みを抱えるこどもや保護者等からの相談に応じるとともに、他機関とも連携し、問題解決に向けた継続的な支援を行います。

ウ こどもの気持ちに寄り添った相談や支援を行うため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用を促進します。

エ 非行少年の再非行防止と早期更生を図るため、学校、児童相談所、警察、家庭裁判所、保護観察所等関係機関の連携を密にし、支援体制の充実を図ります。

(3) 犯罪被害に遭ったこどもへの支援

①犯罪被害に遭った少年の早期発見や保護に向けた取組を推進するため、「大分っ子フレンドリーサポートセンター」において、こどもや保護者を支援します。

②犯罪被害に遭ったこどもやその家族に対し、「少年サポーター」や関係機関の専門家等による相談・カウンセリングを実施するなど、組織的かつ継続的な支援を行います。

③県警広報課の犯罪被害者支援室及び（公財）大分被害者支援センターと連携し、被害少年等の支援に当たるとともに、サポートセンター職員のカウンセリング技術の向上に努め、被害少年の要望に添った活動を行います。

3 数値目標

指 標 名	単位	基準値	目標値 (R11年度)	
			(年度)	
ヤングサポートパトロール実施回数（累計）	回	5,859	R5年度	3,600
フィルタリングサービスその他の方法により携帯電話等によるインターネット利用を監督している保護者の割合（小・中・高）	%	97.2	R5年度	100
インターネットの利用について「家庭のルール」があると回答した保護者の割合	%	72.8	R5年度	85.0

トピック

「まもめーるアプリ」を配信中！

「まもめーる」とは、大分県警察電子メール情報配信システムのことで、県内の不審者情報・事件情報等をリアルタイムで配信しています。

「まもめーるアプリ」では、声掛け事案、不審者の出没場所を地図で確認できたりもします。

アプリのダウンロードを希望される方は、二次元バーコードを読み取り、アプリをダウンロードしてください。

電子メール配信を希望される方は、e@ansin-oita.jp に空メールを送信すると、本登録するためのサイトURLがメールで届きます。

「まもめーるアプリ」配信中！
県内の不審者情報・事件情報を配信！

まもめーるとは？
 ●事件等の発生、被害防止の情報 ●声かけ事案、不審者の情報
 ●交通事故、交通安全に関する情報 ●迷い子、行方不明者の情報
 などをリアルタイムにお知らせするサービスです。

アプリ **コチラからダウンロード！**
 Google Play App Store

声掛け事案発生場所等が地図上で確認できる
防犯マップみはるちゃんの機能も搭載！

メール メール配信を希望される方は、こちら！
e@ansin-oita.jp に空メールを送ってください。
 ※右記QRコードを読み込むと上記メールアドレスが表示されます。

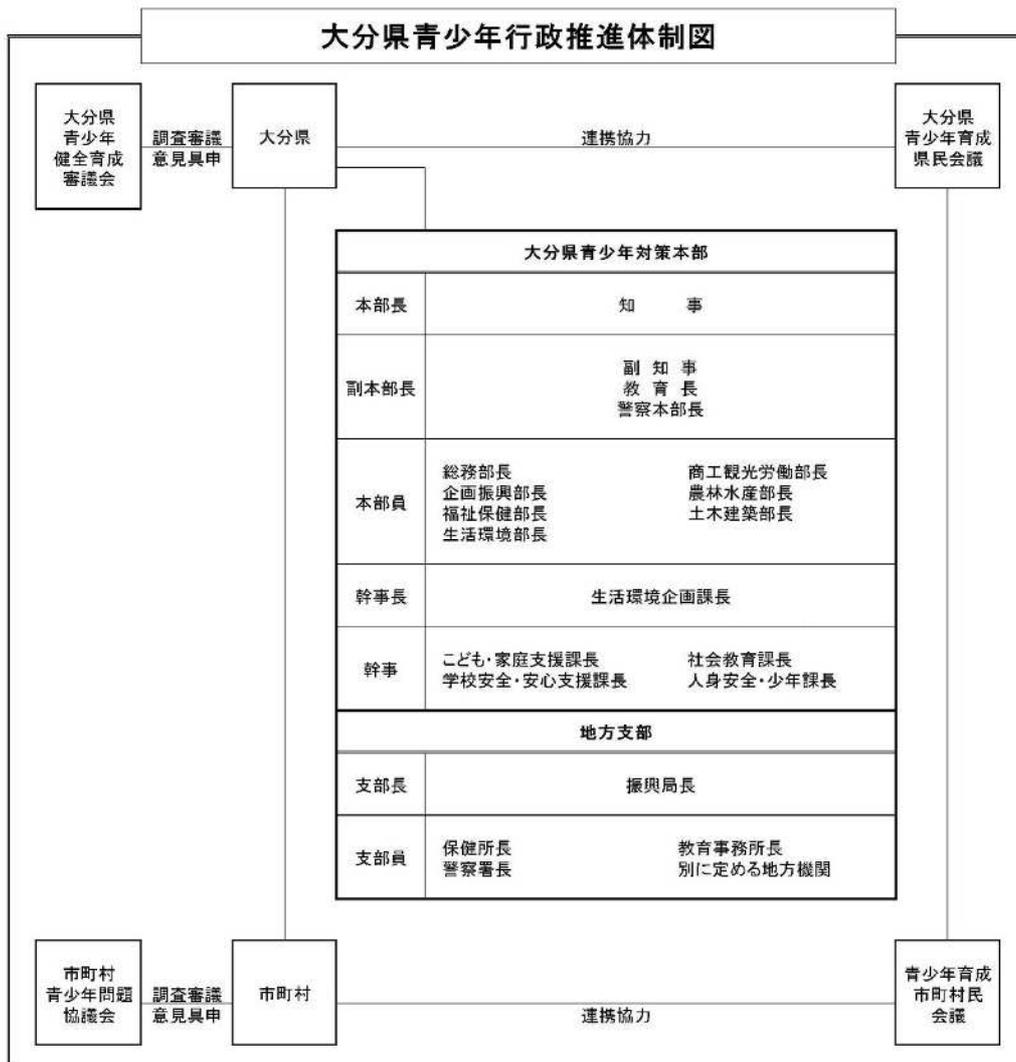
迷惑メールの設定をしている方は、ドメイン指定などで、「a@ansin-oita.jp」からのメールを受信できるよう設定して下さい。

大分県警察

大分県青少年対策本部について

大分県では、青少年の健全育成及び非行防止等青少年に関する施策を推進するため、知事を本部長とする大分県青少年対策本部を設置しています。

大分県内の青少年育成団体が加盟する大分県青少年育成県民会議や、学識経験者、教育関係者等で構成される大分県青少年健全育成審議会と意見交換・連携協力しながら、有害環境の浄化や安全・安心なインターネット利用環境の推進など青少年の非行・被害防止に努めています。



Ⅲ 子ども・子育て支援法

第 62 条に基づく事項

※子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第 62 条第 1 項に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」（法第 62 条第 2 項第 1 号から第 4 号までに係る事項に限る。）

第 1 号：市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員数その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

第 2 号：子どものための教育・保育給付に係る教育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

第 3 号：子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携に関する事項

第 4 号：特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項

第1号関係(1) 幼児教育・保育の区域の設定

1 区域の設定

県で定める区域は、教育・保育の量の見込み、実施しようとする提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める単位となり、県が認定こども園、保育所の認可、認定を行う際の需給調整の判断基準となります。

県では、市町村と効果的な連携を図る観点から、1市町村を1つの区域とし、18区域を設定します。

なお、この設定区域は教育・保育の供給状況などを把握するための単位であり、県の設定区域(市町村)を越えた実際の利用が制限されるものではありません。

2 市町村の区域設定

市町村は、現在の施設の利用状況や今後の利用希望を踏まえ、今後5年間の幼児期の学校教育・保育等についての需給計画である市町村子ども・子育て支援事業計画(以下「市町村計画」という。)を作成しています。各市町村における区域の設定は以下のとおりです。

市町村設定区域数

市町村名	区域数	設定方法	市町村名	区域数	設定方法
大分市	13	地区公民館単位	杵築市	2	旧杵築市 旧山香町・大田村
別府市	1	1市全域	宇佐市	3	旧市町単位
中津市	2	旧中津市・三光村 旧本耶馬溪町・耶馬溪町・山国町	豊後大野市	1	1市全域
日田市	1	1市全域	由布市	3	旧町単位
佐伯市	1	1市全域	国東市	1	1市全域
臼杵市	1	1市全域	姫島村	1	1村全域
津久見市	1	1市全域	日出町	1	1町全域
竹田市	4	旧市町単位	九重町	2	飯田小学校 その他の小学校区
豊後高田市	1	1市全域	玖珠町	1	1町全域
県計				40	

第1号関係(2) 教育・保育の提供体制

1 教育・保育の量の見込み及びその提供体制の確保の内容

子ども・子育て支援事業支援計画（以下「支援計画」という。）における教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期については、市町村計画の数値を県設定区域（市町村）ごと、こどもの認定区分ごとに集計し、定めることとします。

(1) こどもの認定区分

1号認定・・・満3歳以上の学校教育を希望する小学校就学前のこども

2号認定・・・満3歳以上の保育を必要とする小学校就学前のこども

3号認定・・・満3歳未満の保育を必要とする小学校就学前のこども

(2) 各年度における量の見込みと確保の内容

(令和7年2月7日現在)

(単位：人)

区分		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
1号認定	①量の見込み	6,710	6,383	5,979	5,653	5,441	
	②確保方策	10,082	10,096	10,097	10,075	10,094	
	過不足(②-①)	3,372	3,713	4,118	4,422	4,653	
2号認定	①量の見込み	15,404	14,953	14,512	14,059	13,864	
	②確保方策	16,120	15,961	15,897	15,803	15,757	
	過不足(②-①)	716	1,008	1,385	1,744	1,893	
3号認定	1・2歳児	①量の見込み	9,798	9,646	9,614	9,541	9,459
		②確保方策	10,310	10,372	10,448	10,511	10,593
		過不足(②-①)	512	726	834	970	1,134
	0歳児	①量の見込み	3,727	3,700	3,662	3,643	3,582
		②確保方策	3,382	3,521	3,677	3,828	3,990
		過不足(②-①)	△ 345	△ 179	15	185	408

※上記は年間を通じた見込みであり、不足分は各年度の待機児童数を示すものではない。

(3) 市町村計画における量の見込み及び確保方策（令和7年2月7日現在）

< 大分市 >

(単位：人)

区分		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
1号認定	①量の見込み	3,633	3,440	3,219	2,990	2,816	
	②確保方策	5,451	5,451	5,451	5,451	5,451	
	過不足(②-①)	1,818	2,011	2,232	2,461	2,635	
2号認定	①量の見込み	7,176	7,190	7,157	7,054	6,982	
	②確保方策	7,128	7,140	7,151	7,164	7,175	
	過不足(②-①)	△48	△50	△6	110	193	
3号認定	1・2歳児	①量の見込み	4,711	4,640	4,666	4,666	4,674
		②確保方策	4,256	4,359	4,466	4,575	4,688
		過不足(②-①)	△455	△281	△200	△91	14
	0歳児	①量の見込み	2,056	2,053	2,054	2,060	2,068
		②確保方策	1,402	1,563	1,729	1,896	2,068
		過不足(②-①)	△654	△490	△325	△164	0

< 別府市 >

(単位：人)

区分		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
1号認定	①量の見込み	929	882	864	847	857	
	②確保方策	1,089	1,110	1,108	1,106	1,124	
	過不足(②-①)	160	228	244	259	267	
2号認定	①量の見込み	1,016	964	945	926	937	
	②確保方策	1,170	1,107	1,080	1,054	1,042	
	過不足(②-①)	154	143	135	128	105	
3号認定	1・2歳児	①量の見込み	925	946	937	927	920
		②確保方策	1,007	982	967	951	954
		過不足(②-①)	82	36	30	24	34
	0歳児	①量の見込み	301	298	295	293	290
		②確保方策	313	305	300	296	297
		過不足(②-①)	12	7	5	3	7

< 中津市 >

(単位：人)

区分		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
1号認定	①量の見込み	505	484	416	389	374	
	②確保方策	810	810	810	810	810	
	過不足(②-①)	305	326	394	421	436	
2号認定	①量の見込み	1,331	1,276	1,152	1,077	1,037	
	②確保方策	1,385	1,385	1,385	1,385	1,385	
	過不足(②-①)	54	109	233	308	348	
3号認定	1・2歳児	①量の見込み	817	777	805	801	794
		②確保方策	990	990	990	990	990
		過不足(②-①)	173	213	185	189	196
	0歳児	①量の見込み	141	140	138	136	134
		②確保方策	322	322	322	322	322
		過不足(②-①)	181	182	184	186	188

< 日田市 >

(単位：人)

区分		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
1号認定	①量の見込み	86	79	75	70	69	
	②確保方策	113	103	98	91	90	
	過不足(②-①)	27	24	23	21	21	
2号認定	①量の見込み	1,053	971	920	862	845	
	②確保方策	1,264	1,166	1,106	1,036	1,017	
	過不足(②-①)	211	195	186	174	172	
3号認定	1・2歳児	①量の見込み	450	448	430	414	401
		②確保方策	665	663	637	614	595
		過不足(②-①)	215	215	207	200	194
	0歳児	①量の見込み	209	199	194	188	182
		②確保方策	275	262	255	247	239
		過不足(②-①)	66	63	61	59	57

< 佐伯市 >

(単位：人)

区分		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
1号認定	①量の見込み	365	336	312	301	290	
	②確保方策	487	487	487	487	487	
	過不足(②-①)	122	151	175	186	197	
2号認定	①量の見込み	629	579	537	519	500	
	②確保方策	775	775	762	762	743	
	過不足(②-①)	146	196	225	243	243	
3号認定	1・2歳児	①量の見込み	427	412	396	381	367
		②確保方策	525	525	520	520	509
		過不足(②-①)	98	113	124	139	142
	0歳児	①量の見込み	147	142	136	131	127
		②確保方策	149	149	147	147	145
		過不足(②-①)	2	7	11	16	18

< 臼杵市 >

(単位：人)

区分		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
1号認定	①量の見込み	117	113	108	105	100	
	②確保方策	125	125	125	125	125	
	過不足(②-①)	8	12	17	20	25	
2号認定	①量の見込み	419	405	388	378	360	
	②確保方策	502	502	502	502	502	
	過不足(②-①)	83	97	114	124	142	
3号認定	1・2歳児	①量の見込み	275	259	248	241	234
		②確保方策	306	306	306	306	306
		過不足(②-①)	31	47	58	65	72
	0歳児	①量の見込み	97	94	91	88	84
		②確保方策	102	102	102	102	102
		過不足(②-①)	5	8	11	14	18

< 津久見市 >

(単位：人)

区分		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
1号認定	①量の見込み	28	23	21	20	22	
	②確保方策	64	64	64	64	64	
	過不足(②-①)	36	41	43	44	42	
2号認定	①量の見込み	141	113	105	99	112	
	②確保方策	139	139	139	139	139	
	過不足(②-①)	△2	26	34	40	27	
3号認定	1・2歳児	①量の見込み	65	78	85	82	80
		②確保方策	84	84	84	84	84
		過不足(②-①)	19	6	△1	2	4
	0歳児	①量の見込み	36	34	33	32	29
		②確保方策	38	38	38	38	38
		過不足(②-①)	2	4	5	6	9

< 竹田市 >

(単位：人)

区分		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
1号認定	①量の見込み	91	85	72	72	68	
	②確保方策	185	185	185	185	185	
	過不足(②-①)	94	100	113	113	117	
2号認定	①量の見込み	156	146	125	123	117	
	②確保方策	157	157	157	157	157	
	過不足(②-①)	1	11	32	34	40	
3号認定	1・2歳児	①量の見込み	110	106	99	95	90
		②確保方策	109	109	109	109	109
		過不足(②-①)	△1	3	10	14	19
	0歳児	①量の見込み	38	36	34	32	29
		②確保方策	44	44	44	44	44
		過不足(②-①)	6	8	10	12	15

< 豊後高田市 >

(単位：人)

区分		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
1号認定	①量の見込み	151	143	130	117	122	
	②確保方策	195	195	195	195	195	
	過不足(②-①)	44	52	65	78	73	
2号認定	①量の見込み	364	345	314	281	293	
	②確保方策	280	288	300	300	300	
	過不足(②-①)	△84	△57	△14	19	7	
3号認定	1・2歳児	①量の見込み	225	216	249	272	285
		②確保方策	217	217	217	217	217
		過不足(②-①)	△8	1	△32	△55	△68
	0歳児	①量の見込み	103	123	122	135	105
		②確保方策	83	83	83	83	83
		過不足(②-①)	△20	△40	△39	△52	△22

< 杵築市 >

(単位：人)

区分		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
1号認定	①量の見込み	222	229	220	218	203	
	②確保方策	315	315	315	315	315	
	過不足(②-①)	93	86	95	97	112	
2号認定	①量の見込み	155	159	153	153	142	
	②確保方策	238	238	238	238	238	
	過不足(②-①)	83	79	85	85	96	
3号認定	1・2歳児	①量の見込み	219	200	188	183	174
		②確保方策	228	228	228	228	228
		過不足(②-①)	9	28	40	45	54
	0歳児	①量の見込み	71	69	66	63	60
		②確保方策	80	80	80	80	80
		過不足(②-①)	9	11	14	17	20

< 宇佐市 >

(単位：人)

区分		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
1号認定	①量の見込み	77	75	73	68	66	
	②確保方策	236	236	236	221	221	
	過不足(②-①)	159	161	163	153	155	
2号認定	①量の見込み	796	766	754	701	674	
	②確保方策	960	954	949	952	947	
	過不足(②-①)	164	188	195	251	273	
3号認定	1・2歳児	①量の見込み	377	356	345	335	327
		②確保方策	556	553	549	547	543
		過不足(②-①)	179	197	204	212	216
	0歳児	①量の見込み	169	165	159	155	152
		②確保方策	182	181	180	179	178
		過不足(②-①)	13	16	21	24	26

< 豊後大野市 >

(単位：人)

区分		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
1号認定	①量の見込み	48	41	38	35	37	
	②確保方策	116	116	116	116	116	
	過不足(②-①)	68	75	78	81	79	
2号認定	①量の見込み	434	368	339	318	332	
	②確保方策	393	393	393	393	393	
	過不足(②-①)	△41	25	54	75	61	
3号認定	1・2歳児	①量の見込み	159	174	167	161	159
		②確保方策	250	250	250	250	250
		過不足(②-①)	91	76	83	89	91
	0歳児	①量の見込み	87	83	82	80	76
		②確保方策	86	86	86	86	86
		過不足(②-①)	△1	3	4	6	10

< 由布市 >

(単位：人)

区分		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
1号認定	①量の見込み	225	218	216	207	207	
	②確保方策	490	490	490	490	490	
	過不足(②-①)	265	272	274	283	283	
2号認定	①量の見込み	544	525	519	498	499	
	②確保方策	475	475	505	505	505	
	過不足(②-①)	△69	△50	△14	7	6	
3号認定	1・2歳児	①量の見込み	376	380	375	371	365
		②確保方策	354	354	374	374	374
		過不足(②-①)	△22	△26	△1	3	9
	0歳児	①量の見込み	113	110	109	106	105
		②確保方策	98	98	108	108	108
		過不足(②-①)	△15	△12	△1	2	3

< 国東市 >

(単位：人)

区分		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
1号認定	①量の見込み	80	80	75	75	70	
	②確保方策	80	80	80	80	80	
	過不足(②-①)	0	0	5	5	10	
2号認定	①量の見込み	265	260	250	240	225	
	②確保方策	280	280	280	280	280	
	過不足(②-①)	15	20	30	40	55	
3号認定	1・2歳児	①量の見込み	205	205	195	195	185
		②確保方策	217	207	207	207	207
		過不足(②-①)	12	2	12	12	22
	0歳児	①量の見込み	20	20	19	19	18
		②確保方策	26	26	26	26	26
		過不足(②-①)	6	6	7	7	8

< 姫島村 >

(単位：人)

区分		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
1号認定	①量の見込み	11	11	5	5	9	
	②確保方策	30	30	30	30	30	
	過不足(②-①)	19	19	25	25	21	
2号認定	①量の見込み	7	2	6	7	7	
	②確保方策	20	20	20	20	20	
	過不足(②-①)	13	18	14	13	13	
3号認定	1・2歳児	①量の見込み	7	12	10	10	10
		②確保方策	10	10	10	10	10
		過不足(②-①)	3	△2	0	0	0
	0歳児	①量の見込み	5	5	5	5	5
		②確保方策	10	10	10	10	10
		過不足(②-①)	5	5	5	5	5

< 日出町 >

(単位：人)

区分		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
1号認定	①量の見込み	108	112	104	104	105	
	②確保方策	221	224	232	234	236	
	過不足(②-①)	113	112	128	130	131	
2号認定	①量の見込み	611	595	564	557	547	
	②確保方策	583	580	572	570	568	
	過不足(②-①)	△28	△15	8	13	21	
3号認定	1・2歳児	①量の見込み	272	268	257	252	247
		②確保方策	331	331	331	331	331
		過不足(②-①)	59	63	74	79	84
	0歳児	①量の見込み	103	100	97	95	93
		②確保方策	103	103	103	103	103
		過不足(②-①)	0	3	6	8	10

< 九重町 >

(単位：人)

区分		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
1号認定	①量の見込み	10	8	7	7	6	
	②確保方策	15	15	15	15	15	
	過不足(②-①)	5	7	8	8	9	
2号認定	①量の見込み	104	88	74	68	64	
	②確保方策	148	148	148	148	148	
	過不足(②-①)	44	60	74	80	84	
3号認定	1・2歳児	①量の見込み	51	50	48	46	42
		②確保方策	71	71	71	71	71
		過不足(②-①)	20	21	23	25	29
	0歳児	①量の見込み	16	15	15	13	13
		②確保方策	26	26	26	26	26
		過不足(②-①)	10	11	11	13	13

< 玖珠町 >

(単位：人)

区分		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
1号認定	①量の見込み	24	24	24	23	20	
	②確保方策	60	60	60	60	60	
	過不足(②-①)	36	36	36	37	40	
2号認定	①量の見込み	203	201	210	198	191	
	②確保方策	223	214	210	198	198	
	過不足(②-①)	20	13	0	0	7	
3号認定	1・2歳児	①量の見込み	127	119	114	109	105
		②確保方策	134	133	132	127	127
		過不足(②-①)	7	14	18	18	22
	0歳児	①量の見込み	15	14	13	12	12
		②確保方策	43	43	38	35	35
		過不足(②-①)	28	29	25	23	23

2 県の認可・認定に関する需給調整に係る基本的な考え方

県は、認可・認定の申請をした認定こども園や保育所が、認可・認定基準を満たす場合、市町村計画との整合性を図るため、関係市町村と協議のうえ、原則として認可・認定を行います。

ただし、1号から3号の認定区分毎に、県の設定区域（市町村）における教育・保育の「供給（サービス量）」が、「需要（量の見込み）」に既に達しているか、又は認可・認定によってこれを超えることになる場合は、認可・認定を行わないことができるものとします。

なお、中核市（大分市）の認定こども園の認可・認定については、中核市（大分市）が行います。

「需要（量の見込み） > 供給（サービス量） → 原則として認可・認定
「需要（量の見込み） < 供給（サービス量） → 認可・認定を行わないことができる（需給調整）」

※供給（サービス量）には私学助成の幼稚園含む

第2号関係 教育・保育の一体的な提供の推進

1 認定こども園の設置目標

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せもち、保護者の就労状況の変化によらずに柔軟にこどもを受け入れられる施設です。

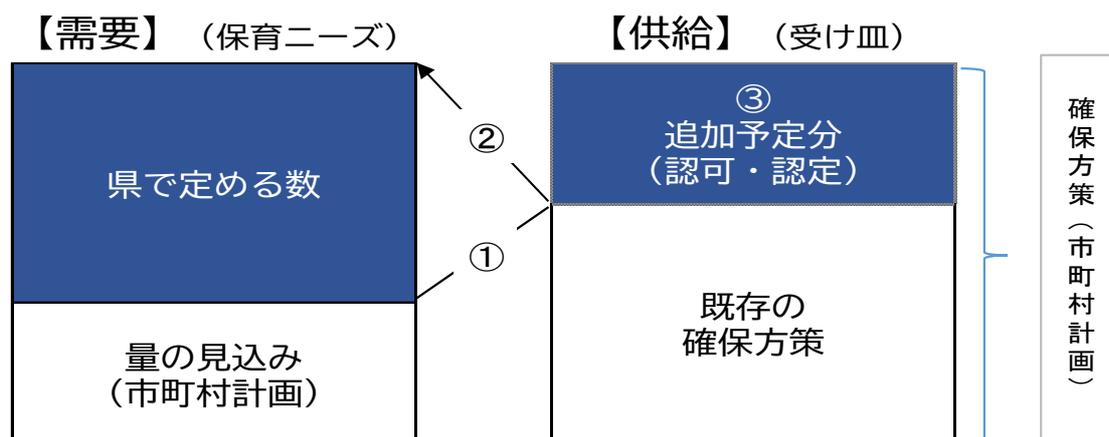
県としては、保護者のニーズや既存の幼稚園・保育所の認定こども園への移行の希望などを踏まえながら、認定こども園の普及に努めていきます。

(単位：園)

類 型	現状 (R7.1.1)	計画期間					増減 (R11-R6)
		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
幼保連携型認定こども園	120	124	126	126	126	127	7
幼稚園型認定こども園	27	29	31	31	31	31	4
保育所型認定こども園	49	54	62	63	64	65	16
地方裁量型認定こども園	0	0	0	0	0	0	0
合 計	196	207	219	220	221	223	27

2 「県で定める数について」

幼稚園・保育所から認定こども園への移行を推進するため、供給が需要を上回っている地域においても新たな認定こども園の移行が制限を受けないよう「県計画で定める数」を設定し、県の設定区域（市町村）の量の見込みに上乗せします。



①既に確保方策が量の見込みを上回っている状態（需要<供給）

②認定こども園への移行を促進するため、市町村計画で予定している供給量と一致するよう「県で定める数」を市町村計画上の「量の見込み」に上乗せする（需要=供給）

③認可・認定基準を満たす限り、認定こども園の認可・認定を行えるようにする

なお、設定区域（市町村）における「県計画で定める数」は、以下のとおりです。

（令和7年2月7日現在）

< 1号利用定員分 >

（単位：人）

市町村名		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
大分市	量の見込み	3,633	3,440	3,219	2,990	2,816
	確保方策	5,451	5,451	5,451	5,451	5,451
	県が定める数	1,818	2,011	2,232	2,461	2,635
別府市	量の見込み	929	882	864	847	857
	確保方策	1,089	1,110	1,108	1,106	1,124
	県が定める数	160	228	244	259	267
中津市	量の見込み	505	484	416	389	374
	確保方策	810	810	810	810	810
	県が定める数	305	326	394	421	436
日田市	量の見込み	86	79	75	70	69
	確保方策	113	103	98	91	90
	県が定める数	27	24	23	21	21
佐伯市	量の見込み	365	336	312	301	290
	確保方策	487	487	487	487	487
	県が定める数	122	151	175	186	197
臼杵市	量の見込み	117	113	108	105	100
	確保方策	125	125	125	125	125
	県が定める数	8	12	17	20	25
津久見市	量の見込み	28	23	21	20	22
	確保方策	64	64	64	64	64
	県が定める数	36	41	43	44	42
竹田市	量の見込み	91	85	72	72	68
	確保方策	185	185	185	185	185
	県が定める数	94	100	113	113	117
豊後高田市	量の見込み	151	143	130	117	122
	確保方策	195	195	195	195	195
	県が定める数	44	52	65	78	73
杵築市	量の見込み	222	229	220	218	203
	確保方策	315	315	315	315	315
	県が定める数	93	86	95	97	112
宇佐市	量の見込み	77	75	73	68	66
	確保方策	236	236	236	221	221
	県が定める数	159	161	163	153	155
豊後大野市	量の見込み	48	41	38	35	37
	確保方策	116	116	116	116	116
	県が定める数	68	75	78	81	79
由布市	量の見込み	225	218	216	207	207
	確保方策	490	490	490	490	490
	県が定める数	265	272	274	283	283
国東市	量の見込み	80	80	75	75	70
	確保方策	80	80	80	80	80
	県が定める数	0	0	5	5	10
姫島村	量の見込み	11	11	5	5	9
	確保方策	30	30	30	30	30
	県が定める数	19	19	25	25	21
日出町	量の見込み	108	112	104	104	105
	確保方策	221	224	232	234	236
	県が定める数	113	112	128	130	131
九重町	量の見込み	10	8	7	7	6
	確保方策	15	15	15	15	15
	県が定める数	5	7	8	8	9
玖珠町	量の見込み	24	24	24	23	20
	確保方策	60	60	60	60	60
	県が定める数	36	36	36	37	40

< 2号利用定員分 >

(単位：人)

市町村名	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
大分市	量の見込み	7,176	7,190	7,157	7,054	6,982
	確保方策	7,128	7,140	7,151	7,164	7,175
	県が定める数	0	0	0	110	193
別府市	量の見込み	1,016	964	945	926	937
	確保方策	1,170	1,107	1,080	1,054	1,042
	県が定める数	154	143	135	128	105
中津市	量の見込み	1,331	1,276	1,152	1,077	1,037
	確保方策	1,385	1,385	1,385	1,385	1,385
	県が定める数	54	109	233	308	348
日田市	量の見込み	1,053	971	920	862	845
	確保方策	1,264	1,166	1,106	1,036	1,017
	県が定める数	211	195	186	174	172
佐伯市	量の見込み	629	579	537	519	500
	確保方策	775	775	762	762	743
	県が定める数	146	196	225	243	243
臼杵市	量の見込み	419	405	388	378	360
	確保方策	502	502	502	502	502
	県が定める数	83	97	114	124	142
津久見市	量の見込み	141	113	105	99	112
	確保方策	139	139	139	139	139
	県が定める数	0	26	34	40	27
竹田市	量の見込み	156	146	125	123	117
	確保方策	157	157	157	157	157
	県が定める数	1	11	32	34	40
豊後高田市	量の見込み	364	345	314	281	293
	確保方策	280	288	300	300	300
	県が定める数	0	0	0	19	7
杵築市	量の見込み	155	159	153	153	142
	確保方策	238	238	238	238	238
	県が定める数	83	79	85	85	96
宇佐市	量の見込み	796	766	754	701	674
	確保方策	960	954	949	952	947
	県が定める数	164	188	195	251	273
豊後大野市	量の見込み	434	368	339	318	332
	確保方策	393	393	393	393	393
	県が定める数	0	25	54	75	61
由布市	量の見込み	544	525	519	498	499
	確保方策	475	475	505	505	505
	県が定める数	0	0	0	7	6
国東市	量の見込み	265	260	250	240	225
	確保方策	280	280	280	280	280
	県が定める数	15	20	30	40	55
姫島村	量の見込み	7	2	6	7	7
	確保方策	20	20	20	20	20
	県が定める数	13	18	14	13	13
日出町	量の見込み	611	595	564	557	547
	確保方策	583	580	572	570	568
	県が定める数	0	0	8	13	21
九重町	量の見込み	104	88	74	68	64
	確保方策	148	148	148	148	148
	県が定める数	44	60	74	80	84
玖珠町	量の見込み	203	201	210	198	191
	確保方策	223	214	210	198	198
	県が定める数	20	13	0	0	7

< 3号利用定員分 >

(単位：人)

市町村名		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
大分市	量の見込み	6,767	6,693	6,720	6,726	6,742
	確保策	5,658	5,922	6,195	6,471	6,756
	県が定める数	0	0	0	0	14
別府市	量の見込み	1,226	1,244	1,232	1,220	1,210
	確保策	1,320	1,287	1,267	1,247	1,251
	県が定める数	94	43	35	27	41
中津市	量の見込み	958	917	943	937	928
	確保策	1,312	1,312	1,312	1,312	1,312
	県が定める数	354	395	369	375	384
日田市	量の見込み	659	647	624	602	583
	確保策	940	925	892	861	834
	県が定める数	281	278	268	259	251
佐伯市	量の見込み	574	554	532	512	494
	確保策	674	674	667	667	654
	県が定める数	100	120	135	155	160
臼杵市	量の見込み	372	353	339	329	318
	確保策	408	408	408	408	408
	県が定める数	36	55	69	79	90
津久見市	量の見込み	101	112	118	114	109
	確保策	122	122	122	122	122
	県が定める数	21	10	4	8	13
竹田市	量の見込み	148	142	133	127	119
	確保策	153	153	153	153	153
	県が定める数	5	11	20	26	34
豊後高田市	量の見込み	328	339	371	407	390
	確保策	300	300	300	300	300
	県が定める数	0	0	0	0	0
杵築市	量の見込み	290	269	254	246	234
	確保策	308	308	308	308	308
	県が定める数	18	39	54	62	74
宇佐市	量の見込み	546	521	504	490	479
	確保策	738	734	729	726	721
	県が定める数	192	213	225	236	242
豊後大野市	量の見込み	246	257	249	241	235
	確保策	336	336	336	336	336
	県が定める数	90	79	87	95	101
由布市	量の見込み	489	490	484	477	470
	確保策	452	452	482	482	482
	県が定める数	0	0	0	5	12
国東市	量の見込み	225	225	214	214	203
	確保策	243	233	233	233	233
	県が定める数	18	8	19	19	30
姫島村	量の見込み	12	17	15	15	15
	確保策	20	20	20	20	20
	県が定める数	8	3	5	5	5
日出町	量の見込み	375	368	354	347	340
	確保策	434	434	434	434	434
	県が定める数	59	66	80	87	94
九重町	量の見込み	67	65	63	59	55
	確保策	97	97	97	97	97
	県が定める数	30	32	34	38	42
玖珠町	量の見込み	142	133	127	121	117
	確保策	177	176	170	162	162
	県が定める数	35	43	43	41	45

第3号関係 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

子育てのための施設等利用給付とは、令和元年10月1日から始まった幼児教育・保育の無償化に伴い、認可外保育施設や私学助成の幼稚園、一時預かり事業等を利用した際の費用を保護者または保育の提供者に支給するものです。

市町村による子育てのための施設等利用給付の円滑な実施が行われるよう、特定子ども・子育て支援施設等の確認等において、その所在、運営状況、監査状況等の情報共有、立ち入り監査への同行などを行い、市町村との連携推進を図ります。

第4号関係 教育・保育に従事する者等の確保及び資質の向上

1 計画期間内に確保する教育・保育従事者数

教育・保育の提供体制を確保していくためには、幼児教育・保育従事者の確保が重要です。教育・保育の提供体制を踏まえた年齢別の職員配置基準をもとに、これまでの職員配置の現状を踏まえて必要となる幼児教育・保育従事者は次のとおりです。

(単位:人)

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
幼児教育・保育従事者	7,716	7,723	7,755	7,773	7,809

※職員配置基準の改善や「こども誰でも通園制度」の制度化に伴う職員の配置は含んでいません。

2 幼児教育・保育従事者の育成及び人材確保

幼児教育・保育従事者の育成及び人材確保については、「Ⅱ各論編」の「第3章第1節第1項及び第7章第2節、第3節」に記載。

その他

地域子ども・子育て支援事業にかかる市町村計画

現況：令和6年度
目標：令和11年度

地域子ども・子育て支援事業とは、市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する以下18事業です。

	①利用者支援事業（実施か所数）								②地域子育て支援拠点事業（実施か所数）		③産後ケア事業※3（実施市町村）		④乳児家庭全戸訪問事業（実施市町村）		⑤ファミリー・サポート・センター事業（実施市町村）		⑥子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（実施市町村）		⑦子育て短期支援事業（実施市町村）				⑧養育支援訪問事業（実施市町村）	
	基本型		特定型 <small>（療育コンシェルジュ）</small>		こども家庭センター型		妊婦等包括相談支援事業※3												ショートステイ事業		トワイライトステイ			
	現況	目標	現況	目標	現況	目標	現況	目標	現況	目標	現況	目標	現況	目標	現況	目標	現況	目標	現況	目標	現況	目標		
大分市	15	15	1	1	3	3	3	3	11	11	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
別府市	4	4			2	2	1	1	6	6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
中津市	1	1			1	1	1	1	7	7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
日田市			1	1	※2	1	1	1	3	3	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		
佐伯市					※2	1	1	1	7	6	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		
臼杵市						1	1	1	4	4	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		
津久見市					※2	1	1	1	1	1	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		
竹田市	1	1			1	1	1	1	3	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
豊後高田市	3	3			1	1	1	1	2	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
杵築市	1	1			1	1	1	1	3	3	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		
宇佐市	1	3			1	1	1	1	7	7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
豊後大野市			1	1	1	1	1	1	6	6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
由布市			1	1	1	1	1	1	4	4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
国東市					1	1	1	1	4	4	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		
姫島村					1	1	1	1	1	1	○	○	○	○										
日出町	1	2			1	1	1	1	1	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
九重町					1	1	1	1	1	1	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		
玖珠町					※2	1	1	1	1	1	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		
合計	27	30	4	4	21	21	20	20	72	72	18	18	18	18	16	17	9	9	17	17	15	16		

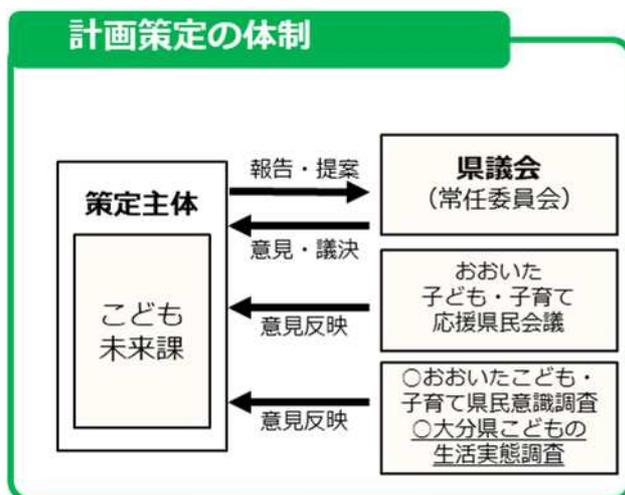
	⑨子育て世帯訪問支援事業※1（実施市町村）		⑩児童育成支援拠点事業※1（実施市町村）		⑪親子関係形成支援事業※1（実施市町村）		⑫乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）※3（実施市町村）		⑬一時預かり事業（実施か所数）				⑭延長保育事業（実施か所数）		⑮病児保育事業（実施か所数）		⑯放課後児童クラブ（実施か所数）		⑰実費徴収に係る補給給付を行う事業（実施市町村）		⑱多様な主体が本制度に参入することの促進事業（実施市町村）	
	現況	目標	現況	目標	現況	目標	現況	目標	（単位：か所）		（単位：か所）		（単位：か所）		（単位：か所）		（単位：か所）		現況	目標	現況	目標
									一般型 余裕活用法	幼稚園型	令和6年3月末	令和6年3月末	令和6年3月末	令和6年3月末	令和6年3月末	令和6年3月末						
大分市	○	○				○		○	22	24	71	78	142	152	6	6	149	159	○	○	○	○
別府市	○	○	○	○		○		○	8	12	13	21	33	33	2	2	37	39	○	○		
中津市	○	○				○	○		21	21	25	27	35	35	2	2	33	36				
日田市	○	○		○		○	○		30	30	23	24	31	31	3	3	19	21	○	○		
佐伯市				○		○	○		9	9	13	13	19	19	1	1	24	24				
臼杵市	○	○		○		○	○		10	10	10	10	11	11	1	1	16	16				
津久見市							○		1	1	3	3	1	1	1	1	4	4		○		○
竹田市	○	○					○		3	5	3	3	7	7	1	1	14	13	○	○		
豊後高田市							○		9	9	2	2	6	6	2	2	12	12	○	○		
杵築市	○	○	○	○			○	○	3	3	9	9	9	9	2	2	15	14		○		
宇佐市		○		○		○		○	27	28	13	13	14	13	1	2	25	27				
豊後大野市	○	○		○		○	○		11	11	10	9	13	13	4	4	14	14				
由布市		○		○		○	○		11	12	10	10	10	11	1	1	17	19	○	○		
国東市		○		○			○		9	8	5	6	9	8	2	2	16	15		○	○	○
姫島村							○				1	1					1	1				
日出町	○	○		○		○	○		2	2	12	12	9	9	1	1	11	17	○	○	○	○
九重町		○		○		○	○		2	2	2	2			1	1	5	5				
玖珠町							○		1	2	5	4	4	6	1	1	4	4	○	○		
合計	9	13	2	11	0	7	4	18	179	189	230	247	353	364	32	33	416	440	8	11	3	4

※1 「子育て世帯訪問支援事業」「児童育成支援拠点事業」「親子関係形成支援事業」は、令和4年児童福祉法改正により、地域子ども・子育て支援事業として新たに創設され、令和6年4月から施行された事業である。
 ※2 利用者支援事業は、令和6年4月から母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運営を行う「こども家庭センター型」となったが、現況では従来の母子保健型として実施している。
 ※3 「妊婦等包括相談支援事業」「産後ケア事業」「乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）」は、令和6年子ども・子育て支援法改正により、地域子ども・子育て支援事業として新たに創設され、令和7年4月から施行される事業である。

IV 資料編

2 計画策定の経過

時期	内容
令和6年(2024)	
2月21日	R5年度 第2回おおいた子ども・子育て応援県民会議
4月15日	県議会令和6年福祉保健生活環境委員会 報告
7月3日	R6年度 第1回おおいた子ども・子育て応援県民会議
9月17日	県議会第3回定例会 福祉保健生活環境委員会 報告
10月9日	R6年度 第2回おおいた子ども・子育て応援県民会議
12月10日	県議会第4回定例会 福祉保健生活環境委員会 報告
12月13日	パブリックコメントの募集(～令和7年1月20日)
令和7年(2025)	
2月7日	R6年度 第3回おおいた子ども・子育て応援県民会議
	県議会第1回定例会 議案提出
	県議会第1回定例会 福祉保健生活環境委員会 議案審議
	県議会第1回定例会 議案可決(予定)



3 第5期計画 トピック一覧

No.	計画 該当箇所			トピック項目
	章	節	ページ	
				5期計画
1	1	1	35	スポーツ組織連携事業 ～人権サッカー教室～
2	1	1	35	令和5(2023)年度人権に関する県民意識調査結果について
3	1	2	37	「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)について
4	1	2	37	「児童福祉法の理念」について
5	1	2	38	親権者による体罰の禁止について
6	1	3	40	男女共同参画推進の取組について
7	1	3	40	女性の活躍推進の取組について
8	2	1	45	ヘルシースタートおおいた(地域母子保健・育児支援システム)について(そのまま)
9	2	1	45	おおいた妊娠ヘルプセンター
10	2	2	47	学校における教育相談体制の充実に向けて
11	2	3	49	子どもの急な病気・けが こんなときどうする？
12	2	3	49	大分県難病相談・支援センター(小児慢性特定疾病児童等自立支援員)
13	2	4	51	「おおいた食育人材バンク」を活用してみませんか
14	3	1	53	「架け橋期カリキュラム」について
15	3	1	57	県立図書館(子ども読書支援センター)について
16	3	1	58	学校部活動の地域移行について
17	3	1	60	「地域とともにある学校」づくりの推進に向けて ～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進～
18	3	2	63	みんな元気!!「大分県少年の翼」を体験してみませんか!
19	3	2	63	大分県からノーベル賞科学者を!「体験型子ども科学館O-Labo」
20	3	2	64	OPAM
21	4	1	68	「要保護児童対策地域協議会」について
22	4	1	68	「いつでも子育てほっとライン」について
23	4	1	69	おかしいと感じたら迷わず連絡を!
24	4	1	69	オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン
25	4	2	71	「大分県社会的養育推進計画2025改定版」を推進します
26	4	3	74	困難を抱えるこどもの対策について
27	4	3	74	おおいたこども食堂ネットワークについて
28	4	3	74	ヤングケアラーについて
29	4	4	77	「大分県母子・父子福祉センター」について
30	4	5	80	「おおいた青少年総合相談所」について
31	4	5	80	「大分県子ども・若者支援地域協議会」について
32	5	1	84	障がいのある人への「合理的配慮」について
33	5	1	85	インクルーシブ教育システムの実現に向けて
34	5	1	85	「児童発達支援センター」について

No.	計画 該当箇所			トピック項目
	章	節	ページ	
				5期計画
35	5	2	87	「おおいた国際交流プラザ」について
36	5	2	87	「特定非営利活動法人 大学コンソーシアムおおいた」について
37	5	3	88	性的少数者が安心して暮らせる社会に向けて～LGBT等相談窓口～
38	6	1	92	結婚を本気で希望する若者を応援! 「OITAえんむす部出会いサポートセンター」
39	6	1	92	おおいた不妊・不育相談センター"hopeful"
40	6	1	92	正しい知識を持って、ライフデザインを考えよう!
41	6	2	94	「ジョブカフェおおいた」について
42	6	2	94	「森の先生」による森林・林業体験活動
43	7	1	98	ファミリー・サポート・センター～地域での子育ての相互援助～
44	7	1	99	妊娠・出産・子育て期に困ったときは
45	7	2	101	「認定こども園」ってなあに?
46	7	2	102	病児保育は子育て世代の強い味方です。
47	7	3	104	「放課後児童クラブ」について
48	7	3	104	訪問型子育て支援「ホームスタート」について
49	7	4	106	県ポータルサイト「子育てのタネ」 「大分県次世代育成支援のページ」
50	7	5	108	地域で活躍する高齢者の活動を応援します! ～ババフルシニア活動応援事業～
51	7	5	109	「協育」ネットワークの充実・深化 ～地域全体で子どもたちの成長を支えていく環境整備～
52	8	1	112	おおいた子育て応援団(しごと子育てサポート企業)について
53	8	1	112	県内企業における働き方改革の取組について
54	8	2	114	おおいたババくらぶ
55	8	2	114	おおいたイクボス宣言
56	8	3	116	「働きたい女性のための託児サービス」について
57	8	3	116	女性の起業を応援します!
58	8	3	117	子育ても仕事もしやすい環境づくり ～県庁内の取組をご紹介します!～
59	9	1	120	子育て世帯のリフォームを支援します!
60	9	1	120	生活排水対策の普及啓発について
61	9	2	122	「大分あったか・はーと駐車場」利用証制度
62	9	2	122	るるパーク(大分農業文化公園)について
63	9	3	124	「みんなの事故防止マップ」(https://ansin-oita.jp/jikomap/)をご存じですか?
64	9	3	124	「大分っ子フレンドリーサポートセンター」について
65	9	4	127	「まもめーるアプリ」を配信中!
66	9	4	128	大分県青少年対策本部について

4 おおいた子ども・子育て応援県民会議条例（平成25年7月4日大分県条例第33号）

（設置）

第一条 大分県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び幼保連携型認定こども園の設置の認可等に係る事項を調査審議する等のため、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十二条第四項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二十五条の規定に基づき、おおいた子ども・子育て応援県民会議（以下「県民会議」という。）を置く。

（組織）

第二条 県民会議は、委員三十人以内で組織する。

2 委員は、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

（委員の任期）

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第四条 県民会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、県民会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（臨時委員）

第五条 県民会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（部会）

第六条 県民会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 県民会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって県民会議の議決とすることができる。

（議事）

第七条 県民会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 県民会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 県民会議の会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前三項の規定は、部会の議事について準用する。この場合において、第一項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

（庶務）

第八条 県民会議の庶務は、福祉保健部において処理する。

(委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他県民会議の運営に関し必要な事項は、会長が定め。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行に伴い新たに任命される委員の任期は、第三条第一項の規定にかかわらず、平成二十七年三月三十一日までとする。

附 則(平成二六年条例第四〇号)

(施行期日)

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号)の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行の日=平成二七年四月一日)

(調査審議等の特例)

2 おおいた子ども・子育て応援県民会議は、この条例の施行の前においても、幼保連携型認定こども園の設置の認可に係る事項の調査審議等を行うことができる。

附 則(令和五年条例第五号)

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

5 おおいた子ども・子育て応援県民会議委員名簿

(令和5年6月30日～令和7年5月31日)

氏名	所属・勤務先等	
あいざわ ひとし 相澤 仁	大分大学福祉健康科学部 教授	副会長
あんどう あきかず 安藤 昭和	大分県医師会 常任理事	
うえき ゆうこ 植木 優子	佐伯市弥生児童館 館長	
うげぐち のどか 筈口 和果	大分県立芸術文化短期大学 学生	
おかだ まさひこ 岡田 正彦	大分大学教育マネジメント機構 教授	会長
おかべ ふくみ 岡部 富久美	やっかん児童クラブ クラブ長 宇佐市放課後児童クラブ連絡協議会 会長	
かきぎ みねこ 笠木 美年子	大分県商工会議所連合会	
かんだ としえ 神田 寿恵	大分県保育連合会 理事・研修委員長 すみれこども園 園長	
ささき あいこ 佐々木 愛子	社会保険労務士	
さとう あつこ 佐藤 淳子	未来応援コミュニティb-roomふるーむ代表	
しゅとう ふみえ 首藤 文江	NPO法人しげまさ子ども食堂ーげんき広場ー 事務局 局長	
そぶえ みゆき 祖父江 美幸	地域子育て支援拠点よいこのへや 子育て支援員	
たかはし きょうこ 高橋 京子	大分県小学校長会 研究副部長	
たかはし のりこ 高橋 典子	大分県助産師会 会長	
たなか まさき 田中 正樹	大分県認定こども園連合会 事務局長	
どい たかのぶ 土居 孝信	大分県私立幼稚園連合会 会長 認定こども園 双葉こども園 双葉ヶ丘幼稚園 理事長兼園長	
にしおか ゆう 西岡 優	大分大学 学生	
にしじま しのぶ 西嶋 しのぶ	NPO法人チャリティーサンタ大分支部代表	
ひきた さやか 引田 沙耶香	児童養護施設 清浄園 指導員	
ひめの みわこ 姫野 美和子	大分県民生委員児童委員協議会 主任児童委員連絡会 副代表	
ふじた あや 藤田 文	大分県立芸術文化短期大学情報コミュニケーション学科 教授	
ふじもと てつひろ 藤本 哲弘	大分県社会福祉協議会 事務局長	
ほそい かおり 細井 薫	豊後大野市教育委員会スクールソーシャルワーカー 大分県社会福祉士会 子ども家庭支援委員会	
もとむら あさみ 本室 朝美	大分のママ集まれ！ 代表 合同会社co-e connect 代表社員	
やの しげき 矢野 茂生	NPO法人おおいた子ども支援ネット	
やまぐち しんすけ 山口 慎介	おおいたパパくらぶ 代表	
よしだ ゆりこ 吉田 百合子	大分県社会的養育連絡協議会 理事	
よねくら ゆかり 米倉 ゆかり	大分県公認心理師協会 理事 大分県教育委員会 スクールカウンセラー	